
トラック運送事業の 運行・車両・労務管理の手引き

—— 法令実践ガイド ——

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関

第Ⅰ編 事業の管理----- 2

- 1 貨物自動車運送事業とは----- 3
- 2 新規事業許可から事業の開始まで----- 4
- 3 事業を開始するまでの確認と整備----- 5

第Ⅱ編 運行管理・整備管理関係の帳票類と届出書----- 6

- 1 運転者台帳----- 7
- 2 点呼記録----- 12
- 3 運行指示書----- 18
- 4 乗務記録(運転日報)----- 22
- 5 乗務員の指導及び監督----- 28
- 6 運行管理者・整備管理者の選任及び職務等----- 30
- 7 車両管理台帳----- 57
- 8 日常点検表----- 58
- 9 点検整備記録簿----- 63
- 10 事故報告書／事故速報／事故の記録----- 66
- 11 運輸安全マネジメントについて----- 77

第Ⅲ編 労務関係の帳票類と届出書----- 81

- 1 労働基準法関係のポイント----- 82
- 2 改善基準の概要----- 88
- 3 就業規則の届出----- 97
- 4 時間外労働／休日労働に関する協定書----- 98

第Ⅳ編 事業報告書、事業実績報告書----- 102

- 1 事業報告書、事業実績報告書について----- 103
- 2 事業報告書----- 104
- 3 事業実績報告書----- 117

貨物自動車運送事業は、国民生活や産業活動に欠かすことのできない貨物の輸送サービスを提供する事業であり、国民生活の向上に大きな役割を果たしています。

この事業を安全かつ適正に遂行するためには、貨物自動車運送事業法等の関係法令の遵守が不可欠であり、各事業所において運行管理、車両管理、労務管理等を確実に行うことが求められますが、そのためには作成、記録、保存、届出等が義務づけられている帳票類等をきちんと整備しておくことが必要となります。

本書は、それら帳票類の様式と記入例をわかりやすく解説することに努め、必要な帳票類は参考として掲載した運行管理規程等とともに、本書をコピーすることにより、そのまま各事業所で活用できる構成となっています。本書が各事業所で適正な事業管理の一助として効果的にご活用いただければ幸いと存じます。

平成24年2月

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

—第I編—

事業の管理

1

貨物自動車運送事業とは

性格

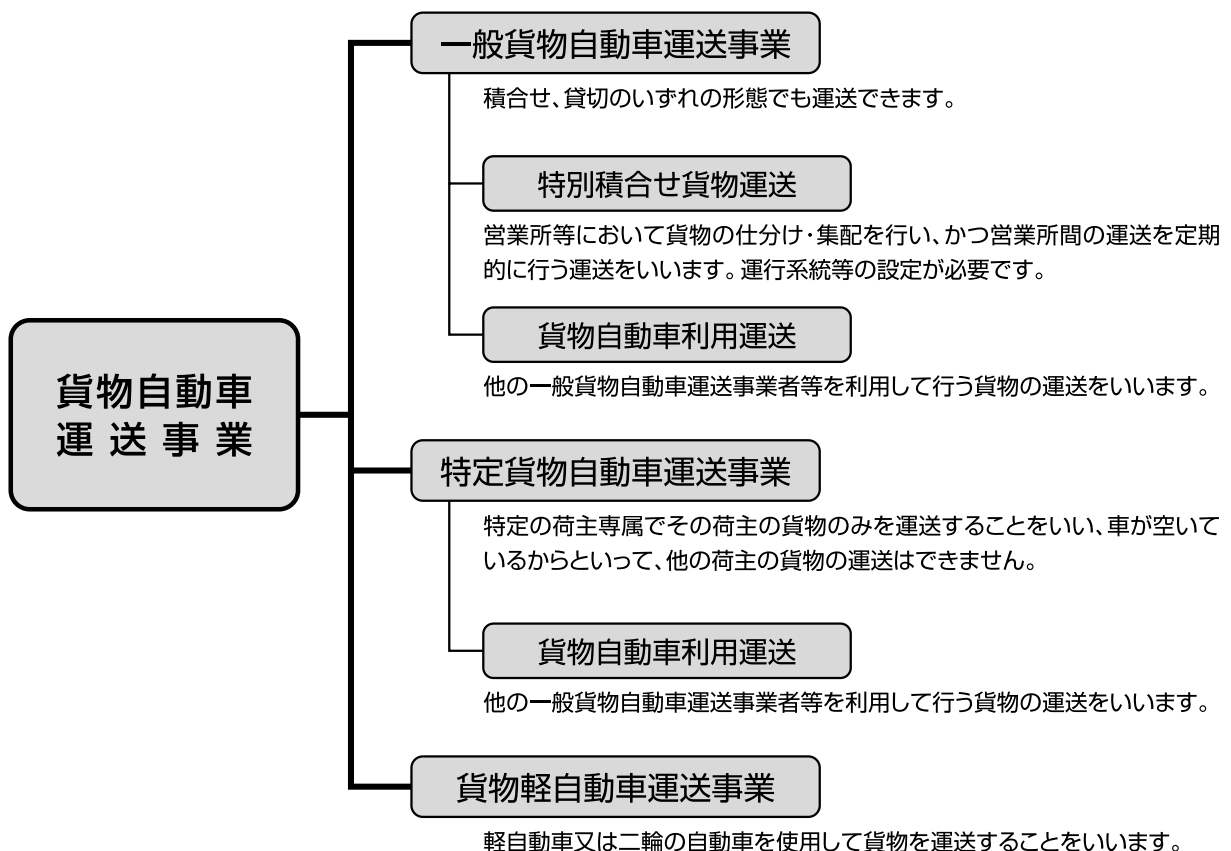
国民生活や産業活動に欠かすことのできない貨物の輸送サービスを提供する事業であり、国民生活の向上、社会経済の維持発展に欠かすことができない公共的な事業として重要な役割を担っています。

義務

貨物自動車運送事業を行うには、貨物自動車運送事業法により国土交通大臣の許可を受ける必要があります。また、事業の実施にあたっては、本法律を遵守し、事業計画に沿って事業を行うことや、運送の安全を確保することなどの義務が生じます。

事業の種類

貨物自動車運送事業は、次の種類に分かれます。

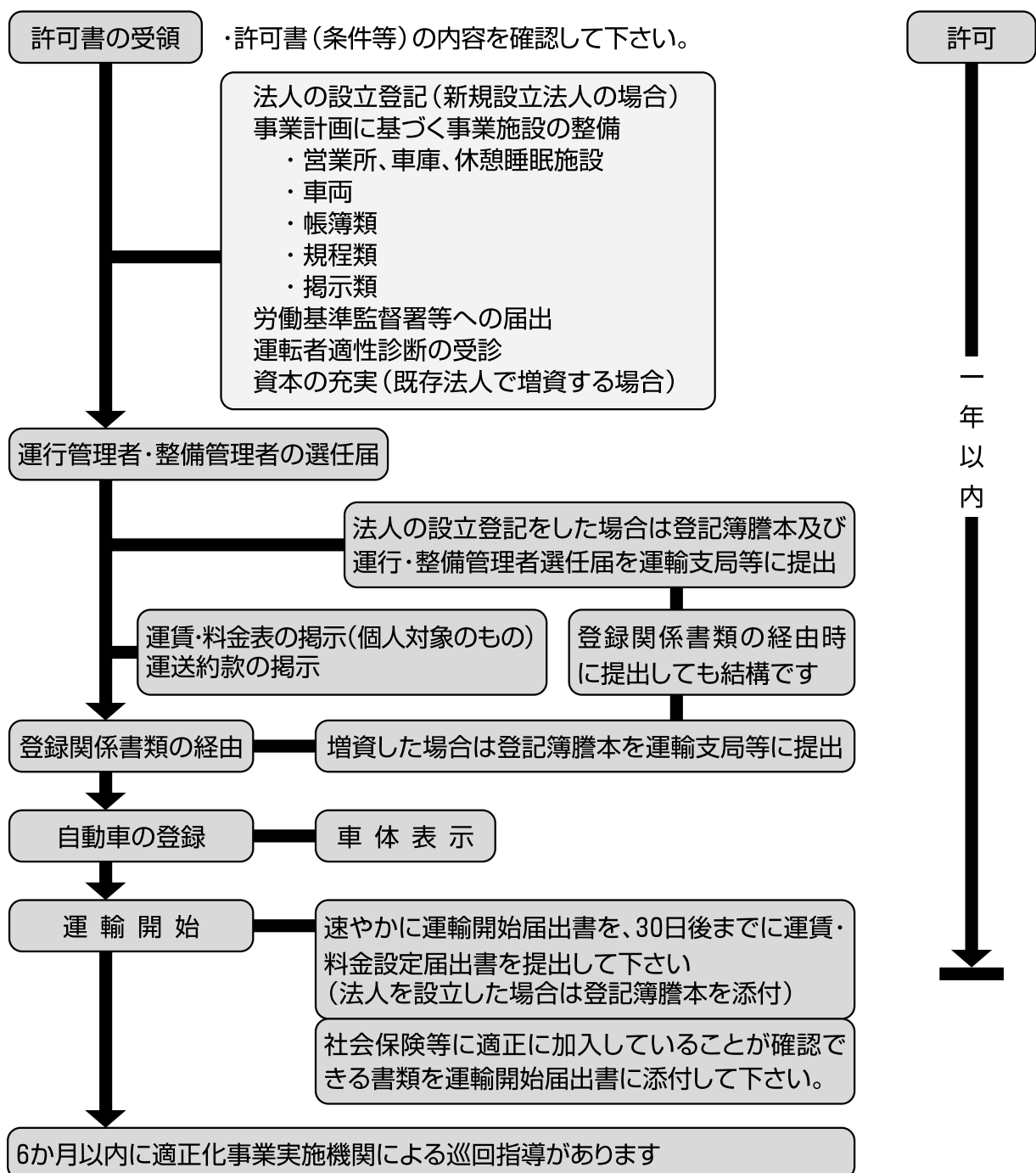


2

新規事業許可から 事業の開始まで

新規に事業の許可を受けてから事業の開始までには、以下の手順が必要となります。

許可書の受領から運輸開始までの手続きの流れ



事業を開始するまでの 確認と整備

手続き等の済んだものをご確認ください。

以下の帳簿類は、監査の際に必ず提示を求められるとともに、適正化事業指導員への相談時にも大切な資料となります。

処理フロー	ポイント	チェック	処理フロー	ポイント	チェック	
●許可書の交付	・許可書の内容の確認 ・許可書の交付時等の講習	☐ ☐	●帳簿類の備え付け	・車両保険台帳 ・その他（ ） ○労務関係確認 ・賃金台帳 ※2 ・出勤簿 ・その他（ ）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
●法人設立登記（未登記の場合）	・登記の確認	☐		●運送事業のための施設の整備等	○営業所の確認 ・運賃・料金（個人対象のもの）、運送約款 ○自動車車庫の確認 ・収容能力の確保等 ・点検整備施設の充実 ○休憩睡眠施設の確認 ・整理、整頓、衛生状態の充実 ・収容能力の確保等 ○自動車の確認 ・車体表示 ※3 ・任意保険の契約等 ○貨物の保管施設の確認（貨物自動車利用運送を行う場合）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
●運行管理者（統括管理者）・整備管理者の選任及び届出	・資格の確認 ・運輸支局等へ届出の確認 ・運行管理等規程の制定 ※1	☐ ☐ ☐			●車両の登録	・運輸支局等で登録
●運送約款の認可（標準約款以外の時）	・運輸支局等へ認可申請の提出（認可の確認）	☐	●その他		・健康診断の受診 ・社会保険加入 ・雇用、労災保険加入等 ・就業規則確認 ※4 ・36協定確認 ※4 ・利用する事業者との運送に関する契約（貨物自動車利用運送を行う場合）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
●運転者の選任	・運転者台帳 ※2	☐	●運輸開始届出	・運輸支局等へ提出	☐	
●帳簿類の備え付け	○運行管理関係確認 ・点呼記録簿 ※2 ・運転日報 ※2 ・運行記録計 ※2 ・運行指示書 ※2 ・乗務員の教育記録 ※2 ・事故記録（報告） ・運転者適性診断 ・健康診断など（ ）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	※1 貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条に、規程に盛り込むべき内容を明示しています。 ※2 様式については、適正化事業実施機関等にご相談下さい。 ※3 道路運送法第95条、同法施行規則第65条（使用者の氏名・名称・記号など、事業の種別等）。 ダンプ車両については、表示番号（背番号）の指定及び表示を含みます。 ※4 労働基準法第99条（就業規則）、同法第96条（36協定）、労働基準法附則第4条（届出が必要とする事業者）			
	○車両管理関係 ・整備管理規程 ・日常点検記録 ※2 ・定期点検整備記録など	☐ ☐ ☐				
	○経理関係帳簿類確認 ・総勘定元帳 ・経費明細簿 ・固定資産台帳 ・金銭出納帳 ・銀行台帳 ・伝票類など（商法参照）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				
○営業関係帳簿類確認 ・配車指示表 ※2 ・運送受託簿 ※2 ・車両台帳	☐ ☐ ☐					

—第Ⅱ編—

運行管理・整備管理
関係の
帳票類と届出書

運転者台帳

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者を常時選任しておかなければならないことになっています。

そして、これら常時選任の運転者については、その者が日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならないと定められております。

また、常時選任の運転者についてはもちろん、それ以外の運転者についても、それぞれ運転者台帳を作成し管理するよう義務付けられております。

さらに、労働基準法により、使用者は各事業場ごとに労働者名簿を備え付け、事務職をはじめすべての労働者（日々雇い入れられる者を除く。）についてそれぞれ、これに所定の事項を記載しておかなければならないとされております。

（1）運転者台帳に記載すべき内容

- ① 作成番号及び作成年月日
 - ② 事業者の氏名又は名称
 - ③ 運転者の氏名、生年月日及び住所
 - ④ 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
 - ⑤ 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
 - ⑥ 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要（注）
 - ⑦ 運転者の健康状態
 - ⑧ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診状況
 - ⑨ 運転者台帳の作成前6か月以内に撮影した単独、上3分身、無帽、正面、無背景の写真
- なお、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、その運転者の台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければなりません。

(2) 労働者名簿に記載すべき内容

- ① 氏名、生年月日及び住所
- ② 履歴
- ③ 性別
- ④ 従事する業務の種類
- ⑤ 雇入の年月日
- ⑥ 退職の年月日及びその事由（退職の事由が解雇の場合は、その理由を含む。）
- ⑦ 死亡の年月日及びその原因

ただし、常時30人未満の労働者を使用する事業所においては④の事項は記入を要しません。

(注) (1)の⑥でいう「事故」及び 「道路交通法第108条の34の規定」の内容は、 次のとおりです。

- ① 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故
 - 車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）があったとき。
- ② 自動車事故報告規則第2条に規定する事故
 - 自動車が転覆し（道路上において路面と35度以上傾斜したとき。）、転落し（道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。）、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
 - 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
 - 死者又は重傷者（14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは14日以上病院に入院することを要する傷害）を生じたもの
 - 10人以上の負傷者を生じたもの
 - 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - イ 消防法第2条第7項に規定する危険物（塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物亜塩素酸塩類等）
 - ロ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - ハ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス（常用の温度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス、又は温度35度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く）等）
 - ニ 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物

- 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
- 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- 救護義務違反があったもの
- 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
- 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

③ 道路交通法第108条の34の規定による通知

- 車両等の運転者が道路交通法関係法令等に違反した場合、その違反が使用者の業務に関してなされたと認めるとき、公安委員会が、その違反の内容を使用者等に通知するものです。

【第108条の34】（使用者に対する通知）

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。



貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4（運転者台帳）

労働基準法第107条（労働者名簿）、

同法施行規則第53条（労働者名簿の記入事項）

1.運転者台帳

運転者台帳

●記入例(表)

乗務員台帳 (労働者名簿)			
① 運転者	事業者名 ○○運輸(株)		
② 事務職員	営業所名 千代田(営)		
③ 整備要員			
④ その他()			
(注) 該当職種番号に丸をつけ分類保存すること。			
作成年月日	〇〇年 〇月 〇日	作成番号	〇-〇〇
ふりがな	しんじゅくた 3う	性別	男・女
氏名	新宿太郎	生年月日	〇〇年 〇月 〇日
現住所	東京都〇〇区〇〇-〇〇〇	雇入年月日	〇〇年 〇月 〇日
	TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	職種	運転士
事業用自動車運転者としての選任年月日		〇〇年 〇月 〇日	
変	職種・営業所		
更	年月日	〇〇年 〇月 〇日	
理	理由	血液型 A 型	
運転免許番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
種類	〇中・普・大特・けん引・大2・中2・普2・大特2・けん引2	取得年月日	平成〇〇年 〇月 〇日
有効期限	年 月 日まで	条件	なし
履歴・運転経験	最終学歴・前・前々勤務先		
資格	自動車の種類 定員又は積載量 経験年月 経験した事業所の名称		
賞罰関係	乗用・バス・貨物 人 4 t 年 月 〇〇運輸(有)本社営		
受健康診断状況	報告書から手書で転記するか労働安全衛生規則の第51条に基づく健康診断個人票が51条4に基づく健康診断結果の写しを添付することで足りる。		

●作成年月日、作成番号

●氏名、生年月日、雇入年月日

●運転免許証から記入する(番号、取得年月日、種類、有効期限、条件)

●事業用自動車の運転者として選任された年月日を記入する

(バス・トラック) ©禁複製 機軸送文研社 〇三三八六二〇一九

●事業者ごと(2以上の営業所の場合は営業所ごと)に重複することなく一連の番号ごと、転任・退職等により運転者でなくなった者の番号は永久欠番とし、この台帳は3年間保存すること。 商品コード: 101

1.運転者台帳

運転者台帳

●記入例(裏)

●運転者に対する指導の実施状況を記入する

受診対象の種類	実施年月日	実施機関名	診断結果の所見摘要			
適性診断	初任 〇〇年〇月〇日	事故対東京	別添診断書のとおり			
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
(注) 受診対象の種類は、初任診断、適性診断(65歳以上)、特定診断。						
自動車事故歴 (事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要。 第1・第2当事者の判断が出来ない時は保留と記載し、後ではっきりした時点で結果とその根拠の書類を添付する。)						
発生日月日	登録番号	事故の種類	有責・無責の別	事故記録簿No	概要・処置等	
〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇	衝突	有・〇・無	〇〇	R〇号××交差点乗用車と衝突	
年 月 日			有・双・無			
年 月 日			有・双・無			
年 月 日			有・双・無			
年 月 日			有・双・無			
違反歴	〇〇年〇月〇日	内容等 一旦停止不履行		年 月 日	内容等	
	年 月 日	内容等		年 月 日	内容等	
	年 月 日	内容等		年 月 日	内容等	
	年 月 日	内容等		年 月 日	内容等	
	年 月 日	内容等		年 月 日	内容等	
特別教育の実施状況 (初任、高齢、事故惹起) いずれかに○を付ける。						
	〇〇年〇月〇日	内容等 別添教育記録のとおり			初任・高齢・事故惹起	
	年 月 日	内容等			初任・高齢・事故惹起	
	年 月 日	内容等			初任・高齢・事故惹起	
	年 月 日	内容等			初任・高齢・事故惹起	
	年 月 日	内容等			初任・高齢・事故惹起	
保険関係	種類	加入年月日		保険の記号・番号		
	健康保険					
	厚生年金保険					
	雇用保険					
	労災保険					
家族状況	氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄
	新宿 健一	T.〇〇.〇.〇	父	〃 陽子	H.〇〇.〇.〇	長女
	〃 一子	S.〇〇.〇.〇	妻			
	〃 一郎	H.〇〇.〇.〇	長男			
住居状況	通勤所要時間	/ 時間 15 分		住居の種類	自宅 借家・間借・下宿 アパート・マンション・寮	
	家族などへの連絡方法	TEL. 〇〇〇 - 〇〇〇〇				
退職死亡	事業用自動車の運転者でなくなった 年 月 日 理由(朱書でする)					
	事由(解雇の場合はその理由)					
	年 月 日					

●適性診断実施の都度記入する

●事故があったときは必ず記入する

2

点呼記録

運転者が日々の業務を行うため事業用自動車にその日はじめて乗務しようとするとき、また1日の乗務を終了したときは、運行管理者はその都度必ず対面により点呼を行わなければなりません。

そして、点呼内容は種々細目が定められていますので、運行管理者はこれを正しく行い、点呼後はその状況を点呼記録簿に記載し1年間保存しておく義務があります。

点呼とは

貨物自動車運送事業輸送安全規則により、次の通り定められています。

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

（一）酒気帯びの有無

（二）疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

（三）道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認

2. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては第17条第4号の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

3. 貨物自動車運送事業者は、前2項に規定する点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、第1項第1号及び第2号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4. 貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前3項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

5. 貨物自動車運送事業者は、第1項から第3項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

（一）点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名

（二）点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

（三）点呼の日時

（四）点呼の方法

（五）その他必要な事項

(1) 点呼の実施要領

① 点呼の実施時

乗務前の対面点呼は、運転者が乗務前の日常点検を実施した後の出発前に、乗務後の対面点呼は運転者が運行終了後、所定の位置に車両を格納した後速やかに行います。また、乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない乗務の場合は、中間点呼を実施しなければなりません。

なお、酒気帯びの有無の確認は、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければなりません。

② 点呼を実施する場所

営業所 での点呼

次例のような勤務の場合は、乗務前点呼並びに乗務後点呼は営業所の定められた場所で行います。

- ① 日勤で所属営業所において出勤及び退出を行う場合
- ② 業務が継続して翌日にまたがっても宿泊せずに所属営業所に戻る場合

電話に よる点呼 (やむを得ない場合)

次例のように、業務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後いずれも対面で行えない点呼の場合は電話その他の方法により行います。

- ① 行先地から所属営業所に戻る場合
- ② 所属営業所から出発し行先地に宿泊する場合
- ③ 行先地からそのまま再び他の行先地へ移動する場合(中間点呼を含む。)
- ④ 乗務前点呼と乗務後点呼の移動の間に該当する場合
- ⑤ 乗務の終了地又は開始地が、所属営業所以外の営業所である場合

③ 点呼の主な内容

乗務前の 対面点呼

- ① 酒気帯びの有無
- ② 疾病、疲労その他の理由により安全な運転ができないおそれの有無の確認
- ③ 日常点検の実施とその確認
- ④ 運行指示書の必要な運行の場合は、運行指示書による指示
- ⑤ 安全を確保するため必要な指示
(運行記録計を備えた車両については、記録紙の装着を運転者に行わせます。)

乗務後の 対面点呼

- ① 自動車の状態
- ② 道路及び運行の状況
- ③ 他の運転者と交替した場合は、交替した運転者に対し通告した内容(自動車、道路及び運行状況など)の報告及び酒気帯びの有無についての確認
- ④ 乗務記録記載を確認し変更のあった場合提出させ、また運行記録計を備えてあるものについては記録紙を提出させるとともに自動車のキー等の返還を受けます。

乗務途中 点呼 (中間点呼)

- ① 酒気帯びの有無
- ② 疾病、疲労その他の理由により安全な運転ができないおそれの有無の確認
- ③ 安全を確保するために必要な指示

(2) 点呼記録の内容

乗務前 点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ.アルコール検知器の使用の有無
 - ロ.対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑧ 日常点検の状況
- ⑨ 指示事項
- ⑩ その他必要な事項

中間 点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ.アルコール検知器の使用の有無
 - ロ.具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

乗務後 点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ.アルコール検知器の使用の有無
 - ロ.対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 自動車、道路及び運行の状況
- ⑦ 交替運転者に対する通告
- ⑧ 酒気帯びの有無
- ⑨ その他必要な事項

(3) 保存期間

1年間です。

根拠法令

貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条(点呼等)
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
(国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号／平成15年3月10日)

2.点呼記録

点呼記録簿

- 事故防止、安全運転のための全体的及び
個人的な指導伝達事項と行先別にかかわる
指導事項を伝達し、記入する。

- ### ●記入例

- 営業所から出発する時は必ず対面で行う。泊仕業の場合のみ電話等で行う。

- 三日以上連続運行の場合で乗務前・乗務後の点呼が共に対面で出来ない運行日には必ず電話等で行う。

- 前任運転者から
交替運転者への引継ぎ事項

[illegible]

- 運行管理者名
又は補助者名
(点呼執行者名)

- アルコール検知器の使用の有無、酒気帯びの有無、疾病・疲労等の状況について必ず報告させ、異常がある場合は乗務させない。

- 日常点検の結果の報告を受け異常のある時は整備管理者へ報告させる。

(4) IT点呼について

国土交通省では、事業用自動車における事故削減を図るために、「事業用自動車総合安全プラン2009」（平成21年3月）に基づき、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（国自総第510号）の一部を改正し、Gマーク認定事業所に対するインセンティブとして、IT点呼に係る要件を以下のとおり拡大しました。

■主な改正概要

改正前	改正後
（点呼場所） 「営業所」においてのみ実施可能	（点呼場所） 「営業所」に加え、「車庫」においても実施可能となります。
（点呼機器） 「設置型端末」のみ使用可能。	（点呼機器） 「設置型端末」に加え、「携帯型端末」についても使用可能となります。 ※営業所には設置型端末の設置が必要になります。
（点呼時間） 「閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝）に限定。	（点呼時間） 「連続する16時間以内」まで実施可能となります。 ※営業所と当該営業所の車庫との間でIT点呼を行う場合には、実施時間の制限は適用されません。

■具体的改正内容

- （1）「輸送の安全の確保に関する取り組みが優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（Gマーク営業所）をいいます。
- （2）「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置した装置（設置型端末）のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置（携帯型端末）のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼及び乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、運行管理者等の営業所の設置型端末へ自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいいます。
- （3）同一の事業者内のGマーク営業所において、（2）の機器を用い、営業所間又は営業所と車庫間で行う点呼（IT点呼）は、以下に定めるところにより行うことができます。

2.点呼記録

① ＩＴ点呼の実施方法

- ア． ＩＴ点呼を行う営業所（ＩＴ点呼実施営業所）及びＩＴ点呼を受ける運転者が所属する営業所（被ＩＴ点呼実施営業所）には、設置型端末を設置しなければなりません。
- イ． 運行管理者等はＩＴ点呼実施営業所の設置型端末を使用し、ＩＴ点呼を行う必要があります。なお、ＩＴ点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のＩＴ点呼場所を確認するものとしてします。
- ウ． 運転者は、被ＩＴ点呼実施営業所又は当該営業所の車庫において、設置型端末又は携帯型端末の何れかを使用しＩＴ点呼を受けるものとしてします。
- エ． 点呼は対面により行うことが原則であることから、ＩＴ点呼の実施は、１営業日のうち連続する１６時間以内とします。
ただし、営業所と当該営業所の車庫が離れていることにより、対面で点呼を行うことが困難な場合において、当該営業所と当該営業所の車庫の間でＩＴ点呼を実施する場合にあってはこの限りではありません。

② 運行管理及び整備管理関係

- ア． 営業所間でＩＴ点呼を実施した場合は、法令で定められた内容を、ＩＴ点呼実施営業所及び被ＩＴ点呼実施営業所の双方で記録、保存しなければなりません。
- イ． 営業所間でＩＴ点呼を実施した場合は、ＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに、記録した内容を被ＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、ＩＴ点呼実施営業所の名称、ＩＴ点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- ウ． 営業所間でＩＴ点呼を実施する場合は、被ＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等は、ＩＴ点呼実施営業所で適切なＩＴ点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しなければなりません。
- エ． 上記事項その他ＩＴ点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知しなければなりません。
- オ． 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、法令で定めるところにより行わなければならない。

③ 運輸支局長等への報告関係

- ア． ＩＴ点呼を実施しようとする事業者は、ＩＴ点呼実施営業所及び被ＩＴ点呼実施営業所等を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）にＩＴ点呼実施予定日の原則１０日前までに定められた報告書を提出しなければなりません。
- イ． 提出した報告書の記載内容を変更する場合は、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。
- ウ． ＩＴ点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。

3

運行指示書

貨物自動車運送事業輸送安全規則 第9条の3（運行指示書による指示等）

一般貨物自動車運送事業者等は、輸送安全規則第7条第3項に規定する乗務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければなりません。

- ① 運行の開始及び終了の地点及び日時
 - ② 乗務員の氏名
 - ③ 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
 - ④ 運行に際して注意を要する箇所の位置
 - ⑤ 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
 - ⑥ 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
 - ⑦ その他運行の安全を確保するために必要な事項
- 2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第4号から第7号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。
- 3 一般貨物自動車運送事業者等は、第1項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者に第7条第3項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第1項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。
- 4 一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存しなければならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について 第9条の3（運行指示書による指示等）

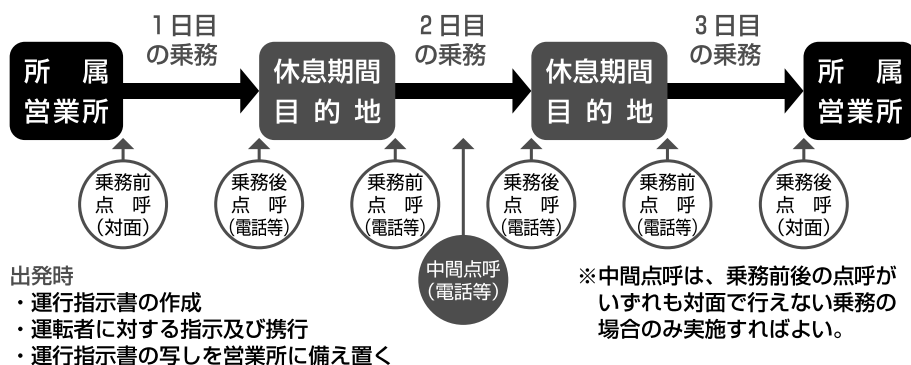
本条の趣旨は、長期間の運行をする場合及び長期間の運行をする中で、求車求貨システム等を活用して行き先地で随時帰り荷を獲得する等により当初の運行計画が変更される場合には、運転者に対する運行指示書による指示という形態をとるとともに、その内容が変更される場合には事業者と運転者の双方が変更内容を記載することにより運行経路や運行の安全確保上必要な事項について運転者への確実な伝達を期そうとするものです。

3.運行指示書

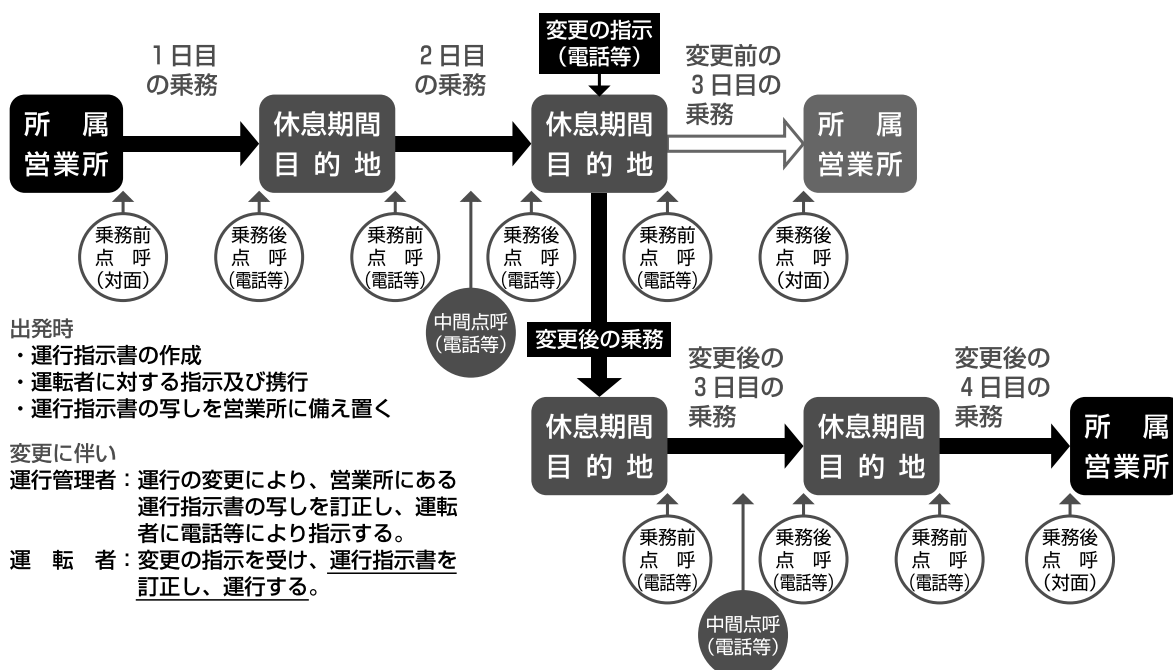
- 第1項及び第2項の場合には、運行中は運転者が運行指示書を携行するとともに、営業所にその写しを備え置き、運行終了後は運行指示書及びその写しを営業所において保存しなければならない。
また、第3項の運行の場合には、運転者が乗務等の記録に指示の内容を記録するとともに営業所に作成した運行指示書を備え置き、運行終了後は乗務等の記録及び運行指示書を営業所において保存しなければならない。
- 第2項の運行の場合には運転者に対して指示を行った日時及び運行管理者の氏名についても運行指示書及びその写しに記載させること。
また、第3項の運行の場合には、運行指示書及び乗務等の記録に同様に記載させること。
- 運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、第2項の規定に基づき運行管理者の指示によって行わせること。
- 第2項及び第3項の「その他の方法」の解釈については、輸送安全規則第7条第1項、第2項及び第3項の「その他の方法」の解釈を準用する。

（「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しない。）

A 中間点呼及び運行指示書の必要な運行

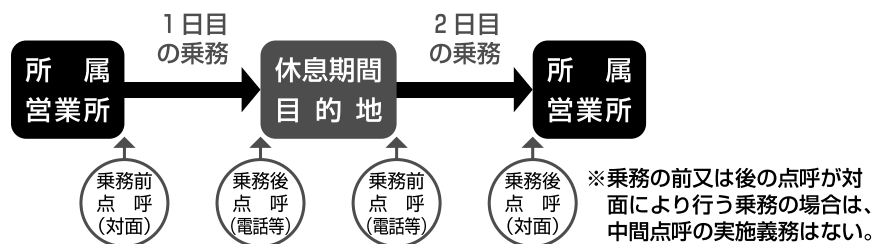


B 出発時Aの運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



3.運行指示書

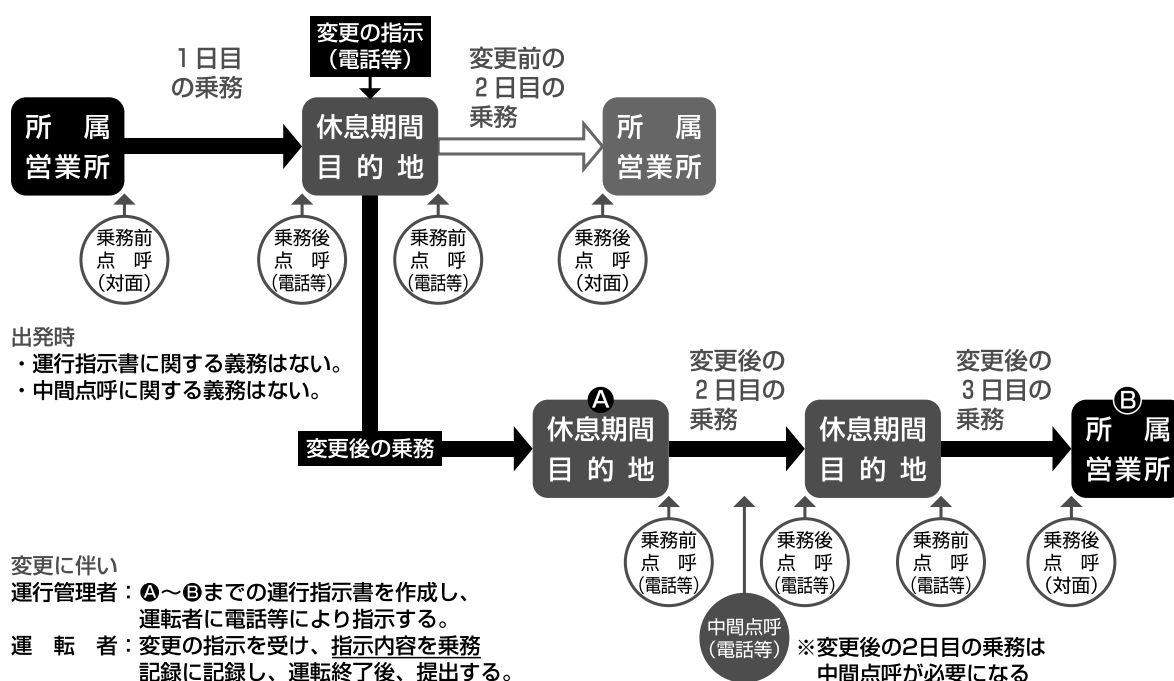
C 中間点呼及び運行指示書の必要のない運行



出発時

- ・運行指示書に関する義務はない。
- ・中間点呼に関する義務はない。

D 出発時上記Cの運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



出発時

- ・運行指示書に関する義務はない。
- ・中間点呼に関する義務はない。

変更に伴い

- 運行管理者：④～⑤までの運行指示書を作成し、運転者に電話等により指示する。
- 運 転 者：変更の指示を受け、指示内容を乗務記録に記録し、運転終了後、提出する。



貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条（運行指示書による指示等）
 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
 （国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号／平成15年3月10日）

3.運行指示書

運行指示書

●記入例

会社名

〇〇運送(株)

支店

△△支店

運転者

新宿太郎

始業時間

〇時〇〇分

終業時間

〇時〇〇分

車種

〇〇〇〇

総括運行管理者

〇〇〇〇

運行管理者

〇〇〇〇

補助者

〇〇〇〇

平成〇〇年〇月〇日(〇)

運行指示書(正)

開始

〇〇〇〇

終了

〇〇〇〇

走行料

〇〇〇〇

走行メーター

〇〇〇〇

運行の安全を確保するために必要な事項

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1日目							S	D	T		D		R		D		R	D	E				
2日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
3日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
4日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
5日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
6日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
7日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
8日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
9日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
10日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
11日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
12日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
13日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
14日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
15日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
16日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
17日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
18日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
19日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
20日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
21日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
22日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
23日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			
24日目							S	D	P		D		R	T		D		R	D	E			

運行開始：S、運行終了：E、運転：D、積込：T、取卸：P、休憩：R、点検：Cとする

※この運行指示書(正)及び(写)を1年間保存すること(無断複写複製を禁じます。)
社団法人 全日本トラック協会 標準帳票

4

乗務記録 (運転日報)

運行管理者は、運転者の乗務実態を正しく把握して過労防止をはじめ安全運行を確保するため、また、運行管理上の資料として活用するため、運転者に乗務記録（いわゆる運転日報）を記載させ、これを1年間保存しなければなりません。

なお、運行管理者は、乗務員の過労を防止するため、国土交通省が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準として告示した「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（88頁参照）に基づき、乗務割当及び乗務調整を行う必要があります。

(1) 乗務記録の記載事項

- ① 運転者名
- ② 自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③ 乗務開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務距離
- ④ 運転者の交替があった場合は、その地点及び日時
- ⑤ 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
- ⑥ 車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の貨物自動車にあっては、貨物の積載状況
- ⑦ 道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他異常な状態があった場合は、その概要及び原因（注）
- ⑧ 輸送安全規則第9条の3第3項の指示があった場合にあっては、その内容（(2) 4.参照）

(2) 乗務記録の記載要領

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用すること。
 - ① 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
 - ② 輸送安全規則第3条第8項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
 - ③ 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況の記録を義務付けているが、これは、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。

4.乗務記録(運転日報)

2. 輸送安全規則第8条第1項第2号の「その他の当該事業用自動車を識別できる表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいう。
3. 輸送安全規則第8条第1項第5号の「日時」とは、休憩又は睡眠若しくは仮眠を開始した日時及び終了した日時をいう。
4. 輸送安全規則第8条第1項第8号の趣旨は、輸送安全規則第9条の3第3項の場合には、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について)

(3) 保存期間

1年間です。



貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条(乗務等の記録)

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

(国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号／平成15年3月10日)

(注)道路交通法第67条第2項による交通事故及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故は、8頁参照。

4.乗務記録(運転日報)

乗務記録
標準帳票基本タイプ

●自動車登録番号その他事業者が定めた車番・番号など

●積地・卸地の地点と時刻

●運転者の氏名

●記入例(表)

●乗務した距離

平成〇〇年	〇月	〇日	P	天候	晴	運 転 日 報 (基本タイプ)				所長	監督者	運転者	補助者
事業者名 〇〇運輸(株)				総走行キロ		乗務員数		稼働時間		出庫時刻 時 分		時 分	
車種・トン車 車両No. 〇〇〇				出庫時刻		乗務員数		稼働時間		出庫時刻 時 分		時 分	
稼働状況				差引計		乗務員数		稼働時間		出庫時刻 時 分		時 分	
実働 運転者休 車検修理 荷主なし その他				差引計		乗務員数		稼働時間		出庫時刻 時 分		時 分	
0 1 2 3 4				差引計		乗務員数		稼働時間		出庫時刻 時 分		時 分	

作業内容	得意先名	発地	走行キロ	実車キロ	トン	回数	時刻	所要時間	積別	超過単位	乗客の途中において、 運行指示が変更になった場合、裏面の乗印欄に年月日、場所、経路など必要指示係事項及び指示した運行管理者名を記入すること。	
1	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇	〇	自〇時〇分 至〇時〇分	〇〇	超過キロ	超過時間		
現収	品名	総重量	個数	積載状況	着地	合計収受額	運賃	割増・引	料金	実費		増額
未収	〇〇				〇〇	0	0	0	0	0		キロ増 時間増

作業内容	得意先名	発地	走行キロ	実車キロ	トン	回数	時刻	所要時間	積別	超過単位	乗客の途中において、 運行指示が変更になった場合、裏面の乗印欄に年月日、場所、経路など必要指示係事項及び指示した運行管理者名を記入すること。	
2							自 時 分 至 時 分		超過キロ	超過時間		
現収	品名	総重量	個数	積載状況	着地	合計収受額	運賃	割増・引	料金	実費		増額
未収						0	0	0	0	0		キロ増 時間増

●貨物の重量または貨物の個数、貨物の荷台等への積載状況を可能な限り詳細に記録すること。

社団法人全日本トラック協会標準帳票

●最大積載量5t、車両総重量8t以上の車両については必ず記入する

●運転を交替した場合、その地点と日時

●乗務の開始・終了の地点と時刻

●荷物の積込み、取卸し、荷待ちなどのときに記入

●記入例（裏）

[illegible]

● 主な経過地点

●休憩・睡眠した場合、その地点と日時

●事故・著しい運行の遅延及び異常な状態が発生した場合には必ず記入する

4.乗務記録(運転日報)

乗務記録
市販の乗務記録

●乗務の開始・終了の地点と時刻

●自動車登録番号その他事業者が定めた車番・番号など

●最大積載量5t、車両総重量8t以上の車両については必ず記入する

●乗務した距離

●運転者の氏名

●記入例

車両番号	○○○	4	乗務日報	○年○月○日	天気	晴	運転者氏名	目黒 昭一	乗務員(作業員)																																													
乗務開始地	時刻	乗務終了地	時刻	勤務時間	時刻	乗務 軒																																																
例(車庫)	○:○○	例(車庫)	○○:○○	始業時刻	○:○○																																																	
メーター指数	○○○	メーター指数	○○○	終業時刻	○○:○○	○○○ km																																																
所長	印	運行管理者	印	運行監督者	印	補助者	印																																															
荷主名	貨品名	数量	※総重量	※積載状況	出発地	時刻	到着地	時刻	実車 km	空車 km	運賃基本料金	増徴金	合計																																									
○○○○	○○	100	2.5	トン	○○	○○:○○	○○	○○:○○	○○○	○○	○○○○	○○○	○○○○○																																									
				トン	メーター指数	○○○	メーター指数	○○○	○○○	○○	○○○○	○○○	○○○○○																																									
				トン	メーター指数	・	メーター指数	・																																														
				トン	メーター指数	・	メーター指数	・																																														
				トン	メーター指数	・	メーター指数	・																																														
				トン	メーター指数	・	メーター指数	・																																														
				トン	メーター指数	・	メーター指数	・																																														
				トン	メーター指数	・	メーター指数	・																																														
合計					メーター指数		メーター指数																																															
時間					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計	合計	拘束時間																								
乗務の開始・終了・運転交替の地点と経過地点					○○○-○○○																				時間	分	時間	分	時間	分																								
労働時間																									④	8	0	⑤		⑥																								
運転以外の業務																									④	2	0	⑤	10	0	⑥	10	0																					
休憩・仮眠の時間																									④			⑤			⑥																							
休憩・睡眠・仮眠の地点					▲○○○○																				④			⑤			⑥																							
カーフェリー																									④			⑤			⑥																							
休息期間																									④			⑤			⑥																							
燃料					給油時					首都高速					高速道					その他					合計					輸送					回数																			
給油					メーター指数					回					回					回					回					回					回					回					回									
円					円					円					円					円					円					円					円					円					円					円				
事故、著しい運行の遅延 その他異常な状態と、 その概要・原因					R○○号線 大雨のため ○時間○○分待機										乗務の途中において、運行指示が変更 になった場合、次の※印欄に年月日、 場所、経路など必要指示伝達事項及び 指示した運行管理者名を記入すること。															※																								

●貨物の重量または貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況を可能な限り詳細に記録すること。

商品コード: 121

●主な経過地点

●運転を交替した場合、その地点と日時

●休憩・睡眠した場合、その地点と日時

●荷物の積み込み、取卸し、荷待ち等のときに記入

●事故・著しい運行の遅延及び異常な状態が発生した場合には必ず記入する

運行記録計と兼用式の乗務記録

事業用貨物自動車のうち車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のもの、それに該当するトレーラをけん引するトラクタ及び特別積合せ貨物運送の運行車には、道路運送車両の保安基準第48条の2の基準に適合する運行記録計の装着が義務付けられています。

また、これに使用する記録紙(タコ・チャート紙)には機種の相違その他により多くの種類があります。

なお、その記録したタコ・チャート紙を貼り付けた台紙の余白に以下の①～⑧のような所定の事項を付記することで乗務記録に代えることができます。

運行記録紙を貼布した 台紙への付記事項

- ① 運転者名
- ② 自動車の登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③ 乗務開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務距離
- ④ 運転者の交替があった場合は、その地点及び日時
- ⑤ 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
- ⑥ 車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の貨物自動車にあっては、貨物の積載状況
- ⑦ 道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他異常な状態があった場合は、その概要及び原因(注1)
- ⑧ 輸送安全規則第9条の3第3項の指示があった場合にあっては、その内容(注2)

(注1) 道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故は、8頁参照。

(注2) 輸送安全規則第9条の3第3項の場合には、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。



貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条(運行記録計による記録)

4.乗務記録(運転日報)

乗務記録

運行記録計による記録

●記入例

乗務記録

ここへ記録紙をはりつける

点検 一般道路
 荷積み
 一般道路
 高速道路
 食事
 高速道路
 一般道路
 荷卸し

運転者名
 登録番号又は車番
 乗務年月日
 出庫時メータ
 帰庫時メータ
 総走行キロ

平成〇〇年 〇月 〇日(〇曜日)天気 晴

運転者氏名	渋谷 次郎	交替運転者氏名	
主な経過地点	開始地 〇〇	中間 〇 〇	終了地 〇 〇 〇
休憩又は睡眠の地点及び日時			
運転交替の地点及び日時			
総走行杆	〇 〇 〇 Km	実車	〇 〇 〇 Km
空車	〇 〇 〇 Km		
貨物の積載状況	①	②	
事故、著しい運行の遅延、その他異常な状態の概要・原因			

5

乗務員の指導及び監督

貨物自動車運送事業者は、運転者に対して国土交通大臣の告示（注１）の第１章（一般的な指導及び監督の指針）で定めるところにより、事業に係わる道路の状況、事業用自動車の運行に関する状況、運行の安全を確保するために必要な運転の技術、法令上の遵守すべき事項について、適切な指導及び監督を行わなければならないことになっています。

また、乗務員に対して、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて適切な指導を行わなければなりません。

なお、運転者に対して、国土交通大臣の告示の第１章（一般的な指導及び監督の指針）に定めるところにより指導監督を実施したときは、実施日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録を営業所に３年間保存して下さい。

貨物自動車運送事業者はまた、国土交通大臣の告示の第２章（特定の運転者に対する特別な指導の指針）で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければなりません。

- ① 死者又は負傷者（注２）が生じた事故を引き起こした者
- ② 運転者として新たに雇い入れた者
- ③ 高齢運転者（65歳以上の者）

なお、①～③の特定の運転者に対して、特別な指導を実施したときは、その年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面（乗務員教育記録簿等）を運転者台帳に添付して下さい。

また、同様に、特定の運転者に対して特定の適性診断を受診させたときは、受診年月日及びその結果を記録した書面を運転者台帳に添付して下さい。

（注１）国土交通大臣の告示とは、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年8月20日付国土交通省告示第1366号）をいいます。

（注２）この負傷者とは、次の者をいいます。

- 自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号、第３号又は第４号の傷害を受けた者
- 14日以上入院を要する傷害を受けた者で、医師の治療期間が30日以上のものである
 - 14日以上入院を要する傷害を受けた者など
 - 11日以上医師の治療を要する傷害を受けた者

根拠法令

貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条（従業員に対する指導及び監督）

乗務員教育記録

●記入例

乗, 1号様式

乗務員教育記録

実施年月日 平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

時 間 自 18時30分~ 至 20時30分

場 所 当社 事務所

実 施 者 山本 裕一郎

営 業 所 名 千代田営業所

検 印	指導主任者 (印)	補 助 者 (印)
--------	--------------	--------------

指
導
教
育
の
内
容

1. 事故防止対策について

最近、都内で積荷落下による死傷事故が発生したので、
新聞の切り抜き及び関係当局からの事故の記録をもとに、
積荷のロープかけなどについて実際にロープを使って指導した。

2. 健康管理について

運転者は、平素から食事が不規則になりがちなところから、
会社で契約している管理栄養士に講師を依頼し、食事の
時間、食事の内容について、講習を受け、その質疑応答の形
で各自が健康に十分注意するよう指導した。

(資料) 事故掲載の新聞、事故状況のメモ、食品のカロリー表

氏 名	転記	氏 名	転記	記 事
新橋太郎	済			当日、3年間無事故 無違反の社員表彰を 併せて行った。 田端 三雄 神田 孝夫 欠席者 〇〇太郎 (次回〇月〇日実施予定)
大塚 誠	済			
⋮	⋮			
⋮	⋮			
⋮	⋮			

6

運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

貨物自動車運送事業者は、貨物の安全確実な輸送について万全を期するため事業活動の単位である営業所ごとに運行管理者を選任し、その業務を遂行させることが義務付けられています。また、事業用自動車の保守管理や経済的使用を図るため整備管理者の選任が義務付けられており、これらの管理者の選任等をした場合には、選任届を提出しなければなりません。

また、事業者は運行管理者及び整備管理者の職務・権限及び業務の処理の基準等を明確にするため、運行管理規程・整備管理規程を定め、事業所に備え付けなければなりません。

(1) 運行管理者

■運行管理者の資格

運行管理者として選任できる者は、国土交通大臣から運行管理者資格者証の交付を受けている者でなければなりません。

この運行管理者資格者証は、運行管理者試験に合格した者、または運行の安全の確保に関する業務について一定の実務経験その他の要件を備える者について申請により交付されます。

■運行管理者の選任

- ① 事業者は、営業所ごとにその配置車両数に応じて一定数以上の運行管理者を選任しなければなりません。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は補助者を兼務することはできません(兼務に該当しない場合あり)。

●運行管理者選任者数

事業用自動車の数(被けん引車を除く。)	運行管理者数
29両まで(運行車+運行車以外)又は5両以上29両まで(運行車以外)	1人以上
30両～59両(運行車+運行車以外)	2人以上

※以下 必要選任者数=1+配置車両数(被けん引車を除く。)/30(ただし、小数点以下は切り捨てる)

※運行車とは、特別積合せ貨物運送の運行系統に配置する車両のことです。

- ② 統括運行管理者

複数の運行管理者を選任している営業所では、その責任が分散しないように、また、運行管理業務が統一された方針で処理、遂行されるよう運行管理業務の全般を統括する運行管理者を選任する旨を運行管理規程により明確にしておかなければなりません。

■運行管理者の選任(解任)の届出

運行管理者を選任又は解任したとき(当該営業所の運行管理者でなくなったとき)は、届出事由の発生後1週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届出書を提出しなければなりません。

■運行管理者の研修

事業者は、運行管理者の選任後においても、その能力の維持や向上に努める必要があることから、運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせなければなりません。

なお、この研修は、国土交通大臣が認定する講習（独立行政法人自動車事故対策機構が実施）で代えることができます。

■運行管理者の業務

運行管理者は、事業者に代わって事業用自動車の運行の安全を確保するために次の業務を行います。

- ① 事業者により運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。
- ② 乗務員の休憩・睡眠施設を適切に管理すること。
- ③ 事業者が定めた勤務時間及び乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- ④ 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。
- ⑤ 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転又はその補助をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。
- ⑥ 長距離運転、夜間運転に従事する場合で、疲労などによって安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替する運転者を配置すること。
- ⑦ 過積載の防止について、運転者その他の従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- ⑧ 貨物の積載方法について従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- ⑨ 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びにそれらの内容を記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- ⑩ 運転者に乗務した内容を記録させ、保存すること。
- ⑪ 運行記録計を管理し、その記録を保存すること。
- ⑫ 運行記録計が故障等で、記録することができない車両を運行させないこと。
- ⑬ 事故が発生した場合は、定められた事項を記録し、その記録を保存すること。
- ⑭ 運転指示書を作成し、適切に指示を行うとともに、本編及び写しを保存すること。
- ⑮ 運転者台帳を作成し、営業所に備えて置き、保存すること。
- ⑯ 乗務員に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運行の安全に関する事項について指導、監督及び特別な指導を行うとともに、記録及び保存すること。
- ⑰ 事故惹起運転者、新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対しては特別な指導を行い、かつ適性診断を受診させること。
- ⑱ 異常気象時等における輸送の安全確保のための措置を講ずること。
- ⑲ 補助者に対する指導及び監督を行うこと。
- ⑳ 自動車事故報告規則第5条の規定に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導監督を行うこと。
- ㉑ 特別積合せ貨物運送に係る運行管理者は、乗務に関する基準を作成し、かつ、その基準の遵守について乗務員に対する指導及び監督を行うこと。
- ㉒ 事業者に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関し、必要な事項について助言することができる。
- ㉓ 統括運行管理者は、定められた規定による運行管理者の業務を統括しなければならない。



貨物自動車運送事業法第18条（運行管理者）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条（運行管理者の選任）、

第19条（運行管理者の選任等の届出）、第20条（運行管理者の業務）、第21条（運行管理規程）

(2) 整備管理者

■整備管理者の業務及び選任

5両以上の事業用自動車（ただし、乗車定員11人以上の自動車は1両以上）を使用する自動車使用者（事業者）は、その自動車の使用の本拠ごとに自動車の点検整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、整備管理者を選任しなければなりません。

なお、整備管理者の権限として次のように定められています。

- ① 日常点検整備に規定する日常点検の実施方法を定めること。
- ② 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること。
- ③ 定期点検整備に規定する定期点検を実施すること。
- ④ 日常点検整備及び定期点検整備のほか、随時必要な点検を実施すること。
- ⑤ 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること。
- ⑥ 定期点検及び⑤の必要な整備の実施計画を定めること。
- ⑦ 点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- ⑧ 自動車車庫を管理すること。
- ⑨ 上記に掲げる事項を処理するため、運転者及び整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

■整備管理者の選任等の届出

整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に地方運輸局長にその旨を届け出なければなりません。

これを変更したときも同様です。



道路運送車両法第50条（整備管理者の選任）、第52条（選任届）
道路運送車両法施行規則第32条（整備管理者の権限）、
第33条（整備管理者の選任届）

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

北海道運輸局

— 運行管理者 —

●記入例(表)

整理 番号					
貨物自動車運送事業運行管理者 選任 解任 届出書					
北海道運輸局 札幌 運輸支局長 殿			平成 〇〇 年 〇 月 〇 日		
届出者の氏名 又は名称		〇〇 輸送 株式会社 代表取締役 北 大地			
届出者の住所		北海道札幌市〇〇 〇〇〇			
営業所の名称 及び所在地		〇〇 〇〇〇 - 〇〇〇〇 本社営業所 北海道札幌市〇〇 〇〇〇			
営業所電話番号		〇〇 〇〇〇 - 〇〇〇〇			
事業 の 種 類	一般貨物 (6・特別積合 ⑦・その他) 8・特定貨物 9・特定第二種	事業用 自動車 の台数	運行車 その他 被けん引車	45 台 6 台	車庫 の 位置
					①併 設 2・その他 (営業所からの距離 km)
選任年月日等		選任年月日等		選任年月日等	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
兼 職 の 有 無		兼 職 の 有 無		兼 職 の 有 無	
平成〇〇 年 〇 月 〇 日 (有) (整備 管理) ・ 無		平成〇〇 年 〇 月 〇 日 有 () ・ (無)		年 月 日 有 () ・ 無	
解任等年月日		解任等年月日		解任等年月日	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
理 由		理 由		理 由	
年 月 日		年 月 日		平成〇〇 年 〇 月 〇 日 職制変更	
運行管理者の氏名		運行管理者の氏名		運行管理者の氏名	
氏名 (ふりがな)		氏名 (ふりがな)		氏名 (ふりがな)	
(にい やま あたる)		(あさ ひ たけし)		(まみ や しずか)	
新 山 渉		朝 日 岳		間 宮 静	
昭和〇〇 年 〇 月 〇 日		昭和〇〇 年 〇 月 〇 日		昭和〇〇 年 〇 月 〇 日	
資格者証番号		資格者証番号		資格者証番号	
番 号		番 号		番 号	
交付年月日		交付年月日		交付年月日	
北札幌貨物第〇〇〇〇号		北札幌貨物第〇〇〇〇号		北札幌貨物第〇〇〇〇号	
平成〇〇 年 〇 月 〇 日		平成〇〇 年 〇 月 〇 日		平成〇〇 年 〇 月 〇 日	

(日本工業規格A列4番型)

●記入例(裏)

選任年月日等		選任年月日等		選任年月日等	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
兼 職 の 有 無		兼 職 の 有 無		兼 職 の 有 無	
年 月 日 有 () ・ 無		年 月 日 有 () ・ 無		年 月 日 有 () ・ 無	
解任等年月日		解任等年月日		解任等年月日	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
理 由		理 由		理 由	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
運行管理者の氏名		運行管理者の氏名		運行管理者の氏名	
氏名 (ふりがな)		氏名 (ふりがな)		氏名 (ふりがな)	
()		()		()	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
資格者証番号		資格者証番号		資格者証番号	
番 号		番 号		番 号	
交付年月日		交付年月日		交付年月日	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	

備 考	統括運行管理者 新山 渉 平成〇〇 年 〇 月 〇 日
-----	-----------------------------

【記載事項】

1. 事業の種類については、当該番号を○で囲むこと。
2. 事業用自動車の台数については、その種別毎に記載すること。
3. 車庫の位置については、営業所の位置と車庫の位置について当該番号を○でかこみ2の場合は、営業所と車庫との距離を記載すること。なお、当該営業所に複数の車庫がある場合はそのすべての車庫との距離を記載すること。
4. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を入力すること。
5. 解任等年月日欄の理由については、転勤、職制変更、法20条の返納等を記載すること。
6. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、備考欄に統括運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。

【注意事項】

運行管理者選任届けの際には、資格者証又はその写しを提示すること。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

東北運輸局

— 運行管理者 —

- ※1 営業所別に7人までは1枚で提出する
- ※2 事業の種類別に提出する（特別積合せと旧区域は同一用紙で提出する）
- ※3 選任（追加）の場合：新しく書きなおし、全員記入して（追加して）提出する
- ※4 変更の場合：新旧の管理者を入れ替えし、全員記入して再提出する
- ※5 解任の場合：解任届は必要ない。減入して残り全員を記入して、この届出書で再届出する
- ※6 変更事項は朱で下線を引くか、朱書する
- ※7 車両数はトレーラーを除いた数と言う
- ※8 特別積合せ運送事業者は運行車1両でも選任届が必要です

●記入例

自動車運送事業運行管理者選任・解任届出書																																																																											
東北運輸局宮城運輸支局長 殿					平成 年 月 日																																																																						
届出者の氏名 〇〇運送株式会社 又は名称 代表取締役 伊達 政治 届出者の住所 宮城県仙台市〇〇〇 〇〇 及び電話番号 〇22-〇〇〇-〇〇〇〇 営業所の名称 本社営業所 営業所の所在地 宮城県仙台市〇〇〇 〇〇 及び電話番号 〇22-〇〇〇-〇〇〇〇																																																																											
旅客	事業の種類及び 自動車の台数	1. 一般乗合 台	2. 一般貸切 台	3. 一般乗用 台	4. 特定旅客 台																																																																						
貨物	事業の種類及び 自動車の台数	1. 一般貨物（ア、特別積合 イ、その他） 7台（ 3台）			2. 特定貨物 台（ 台）	3. 特定第二種利用運送 台（ 台）																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>（ふりがな） 運行管理者氏名</th> <th>生 年 月 日</th> <th>選 任 年 月 日</th> <th>運行管理者資格者証番号</th> <th>交付年月日</th> <th>兼職の有・無 職 名・職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 伊達 政治</td> <td>昭和30年10月10日</td> <td>平成3年6月20日</td> <td>第 99号</td> <td>平成3年4月5日</td> <td>⑤ 所長 兼 管理全般</td> </tr> <tr> <td>② 伊達 緑</td> <td>昭和35年9月20日</td> <td>平成3年6月20日</td> <td>第 100号</td> <td>平成3年4月5日</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>第 号</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>第 号</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>第 号</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>第 号</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>第 号</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>第 号</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>第 号</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>第 号</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>										（ふりがな） 運行管理者氏名	生 年 月 日	選 任 年 月 日	運行管理者資格者証番号	交付年月日	兼職の有・無 職 名・職務内容	① 伊達 政治	昭和30年10月10日	平成3年6月20日	第 99号	平成3年4月5日	⑤ 所長 兼 管理全般	② 伊達 緑	昭和35年9月20日	平成3年6月20日	第 100号	平成3年4月5日	有・無	③	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無	④	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無	⑤	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無	⑥	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無	⑦	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無	⑧	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無	⑨	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無	⑩	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
（ふりがな） 運行管理者氏名	生 年 月 日	選 任 年 月 日	運行管理者資格者証番号	交付年月日	兼職の有・無 職 名・職務内容																																																																						
① 伊達 政治	昭和30年10月10日	平成3年6月20日	第 99号	平成3年4月5日	⑤ 所長 兼 管理全般																																																																						
② 伊達 緑	昭和35年9月20日	平成3年6月20日	第 100号	平成3年4月5日	有・無																																																																						
③	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無																																																																						
④	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無																																																																						
⑤	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無																																																																						
⑥	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無																																																																						
⑦	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無																																																																						
⑧	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無																																																																						
⑨	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無																																																																						
⑩	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">氏 名</th> <th rowspan="2">変 更 解 任 年 月 日</th> <th colspan="4">理 由</th> </tr> <tr> <th>1. 転 任</th> <th>2. 職制変更</th> <th>3. 退 職</th> <th>4. 資格者証返納命令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊達 政治</td> <td>平成3年6月20日</td> <td>1. 転 任</td> <td>2. 職制変更</td> <td>3. 退 職</td> <td>4. 資格者証返納命令</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 年 月 日</td> <td>1. 転 任</td> <td>2. 職制変更</td> <td>3. 退 職</td> <td>4. 資格者証返納命令</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 年 月 日</td> <td>1. 転 任</td> <td>2. 職制変更</td> <td>3. 退 職</td> <td>4. 資格者証返納命令</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 年 月 日</td> <td>1. 転 任</td> <td>2. 職制変更</td> <td>3. 退 職</td> <td>4. 資格者証返納命令</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 年 月 日</td> <td>1. 転 任</td> <td>2. 職制変更</td> <td>3. 退 職</td> <td>4. 資格者証返納命令</td> </tr> </tbody> </table>										氏 名	変 更 解 任 年 月 日	理 由				1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令	伊達 政治	平成3年6月20日	1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令		平成 年 月 日	1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令		平成 年 月 日	1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令		平成 年 月 日	1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令		平成 年 月 日	1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令																										
氏 名	変 更 解 任 年 月 日	理 由																																																																									
		1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令																																																																						
伊達 政治	平成3年6月20日	1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令																																																																						
	平成 年 月 日	1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令																																																																						
	平成 年 月 日	1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令																																																																						
	平成 年 月 日	1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令																																																																						
	平成 年 月 日	1. 転 任	2. 職制変更	3. 退 職	4. 資格者証返納命令																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>変 更 の 事 由 及 び 備 考</td> <td>統括運行管理者 伊達 緑</td> <td>平成3年6月20日</td> </tr> </table>										変 更 の 事 由 及 び 備 考	統括運行管理者 伊達 緑	平成3年6月20日																																																															
変 更 の 事 由 及 び 備 考	統括運行管理者 伊達 緑	平成3年6月20日																																																																									
〔記載要領〕 1. 「事業の種類」及び「変更（解任）理由」については、該当記号を○で囲んでください。 2. 貨物の「自動車の台数」については、被けん引自動車を除いた台数を記載してください。なお、被けん引自動車は、（ ）内に記載してください。 3. 「兼職の有無」については、該当事項を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載してください。 4. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、統括運行管理者の氏名及び統括運行管理者として選任された年月日を「統括」欄に記載してください。なお、選任年月日欄の上欄には、運行管理者として選任された年月日を、下欄には統括運行管理者として選任された年月日を記載してください。 〔注意事項〕 1. 運行管理者選任届の際には、資格者証又はその写しを提示してください。 2. 自動車の台数に応じて選任を要する運行管理者の員数が異なりますので留意してください。 （日本工業規格A列4版）																																																																											

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

関東運輸局

※関東運輸局のみ
運行管理者、整備管理者の届出書が同一となっています。

— 運行管理者 —

★印に変更がある場合は、朱書又は朱色のアンダーラインを忘れずに記入します。

●記入例(表)

平成〇〇年 〇月 〇日

関東運輸局長 殿
関東運輸局 運輸支局長 殿

(運行)・整備管理者選任等届出書

(ふりがな おおき) 〇〇運輸株式会社
★届出者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
★届出者の住所 東京都 4代目区 〇〇〇〇
★届出者の電話番号 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

★営業所(使用の本拠の位置)の名称 4代目営業所
★営業所(使用の本拠の位置)の住所 東京都 4代目区 〇〇〇〇
★営業所(使用の本拠の位置)の電話番号 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

運行管理者 を 選任・解任したので、道路運送法第23条第3項の規定により届け出します。
整備管理者について 選任・変更したので、道路運送車両法第52条の規定により届け出します。

事業の種類	事業用				乗用車		軽貨物 (二輪含む)
	自動車(台) (届出に係る 事業に限る。)	バス (30人以上)	バス (29人以下)	トラック等 (8t以上)	トラック等 (8t未満)	乗用車	
自動車(台) (届出に係る 事業に限る。)	自家用 レンタカー						
	事業用			40台 (うち特種運送車:)			

解任(変更) となった 旧管理者	管理者区分	氏 名	解任等年月日	解任等の理由	
				1.転任	2.職制変更
運行管理者	運行管理者	大森 則男	〇年〇月〇日	1.転任	2.職制変更
整備管理者	整備管理者	上野 美佐	〇年〇月〇日	1.転任	2.職制変更
運行管理者	運行管理者		年 月 日	1.転任	2.職制変更
整備管理者	整備管理者		年 月 日	1.転任	2.職制変更
運行管理者	運行管理者		年 月 日	1.転任	2.職制変更
整備管理者	整備管理者		年 月 日	1.転任	2.職制変更

変更前の内容(管理者以外)及び備考
(例1) 旧会社名 〇〇運送(株)
(例2) 「新規許可」又は「営業所新設」

【注意事項】
1.この届出書は、事業の種類ごと及び選任職務を有する営業所等ごとに提出すること。なお、営業所の廃止等により管理者を解任する場合は、適宜の書式によりその旨を届出すること。
2.「事業の種類」、「管理者区分」及び「解任等の理由」欄は、該当の項目に〇を付すこと。
3.運行管理者の選任届出の際は、新たに選任した者の運行管理者資格者証の写しを添付すること。
4.整備管理者の選任届出の際は、新たに選任した者の整備管理者資格者証の写しを添付すること。
5.★印の事項に変更があったときは変更の届出が必要。なお、変更後の事項は、朱書するか又は朱色のアンダーラインを付して下さい。

●記入例(裏)

統括 運行 管理者	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	選任年月日	運行管理者資格者証の番号及び交付年月日	兼職がある場合の 職名及び 職務内容
○	(あいか ちかお) 足利 学	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	関東東貨物 第〇〇〇号 〇年〇月〇日	運行課長
運行 管理 者	(くまがい ちかお) 熊谷 直道	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	関東東貨物 第〇〇〇号 〇年〇月〇日	
	()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	
	()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	
	()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	
	()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	

※複数の運行管理者を選任している場合、統括運行管理者に該当する者の「統括運行管理者」欄に〇を付すこと。

整 備 管 理 者	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	選任年月日	資格要件				兼職がある場合の 職名及び職務内容
				2年以上の実務経験、かつ、選任前密修了点検・整備整備の実務経験	一級、二級又は三級の自動車整備士資格	国土交通大臣が告示で定める基準	改正省令(平成15年3月)の経過措置に該当	
()	()	年 月 日	年 月 日					
()	()	年 月 日	年 月 日					
()	()	年 月 日	年 月 日					
()	()	年 月 日	年 月 日					

※資格要件欄は、該当する項目の欄に〇を付すこと。

- ※記入は (1) 届出書(表)下段(注)1～8をよく読んでから記入して下さい。
(2) 文字は楷書で読みやすく記入します。(ゴム印でも可)
(3) 既に選任されている管理者(運行管理者資格者証の交付を受け、新たに選任し直しをした管理者を含む)は黒又は青色のボールペン等(エンピツは否)を使用します。
(4) 新たに選任した管理者(経過措置により、旧要件で選任の運行管理者を含む)は、朱書又は朱色のアンダーラインをします。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

北陸信越運輸局

——運行管理者——

●記入例(表)

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書				
			平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	
北陸信越運輸局 新潟 運輸支局長 殿			届出者の氏名 〇〇 物流株式会社 又は名称 代表取締役 上杉 景一 届出者の住所 新潟県上越市〇〇町〇番地〇 営業所の名称 本社営業所 及び所在地 新潟県上越市〇〇町〇番地〇 営業所電話番号 〇25-〇〇〇-〇〇〇〇	
事業者の種類	① 一般(特別積合、その他) 2. 特定			
事業用自動車の台数	総数 45 台	うち一般車両数 (被牽引車を除く) 台	うち運行車数 (被牽引車を除く) 5 台	うち被牽引車数 台

選任年月日等		選任年月日等		選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	兼 職 の 有 無
〇〇 年 〇 月 〇 日	(有) 運行管理部長	年 月 日	有 () ・ 無	年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日		解任等年月日		解任等年月日	
年 月 日	理 由	年 月 日	理 由	年 月 日	理 由
年 月 日		〇〇 年 〇 月 〇 日	本社 → 新潟	年 月 日	
運行管理者氏名		運行管理者氏名		運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生 年 月 日	氏名(フリガナ)	生 年 月 日	氏名(フリガナ)	生 年 月 日
ムラカミ アキラ 村上 明	〇〇 年 〇 月 〇 日	ナカエ ヒロシ 直江 洋	〇〇 年 〇 月 〇 日		年 月 日
資格者証番号		資格者証番号		資格者証番号	
番 号	交付年月日	番 号	交付年月日	番 号	交付年月日
〇 号	〇〇 年 〇 月 〇 日	〇 号	〇〇 年 〇 月 〇 日		年 月 日

(日本工業規格A列4番型)

●記入例(裏)

選任年月日等		選任年月日等		選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	兼 職 の 有 無
年 月 日	有 () ・ 無	年 月 日	有 () ・ 無	年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日		解任等年月日		解任等年月日	
年 月 日	理 由	年 月 日	理 由	年 月 日	理 由
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
運行管理者氏名		運行管理者氏名		運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生 年 月 日	氏名(フリガナ)	生 年 月 日	氏名(フリガナ)	生 年 月 日
	年 月 日		年 月 日		年 月 日
資格者証番号		資格者証番号		資格者証番号	
番 号	交付年月日	番 号	交付年月日	番 号	交付年月日
	年 月 日		年 月 日		年 月 日

(日本工業規格A列4番型)

備 考	(統括運行管理者の氏名、選任年月日) 村上 明 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日
-----	--

【記載事項】

- 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。
- 事業用自動車の台数については、種別毎に入力すること。
- 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を入力すること。
- 選任年月日等欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を入力すること。
- 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、備考欄に統括運行管理者の氏名、選任年月日を記入すること。

【注意事項】

運行管理者選任届けの際には、資格者証の写しを添付すること。またそれができない場合は、別途届出窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

長野運輸支局

運行管理者

●記入例(表)

貨物自動車運送事業運行管理者選任(解任)届出書

〇〇年 〇月 〇日

北陸信越運輸局長野運輸支局長 殿

届出者の氏名 〇〇物流株式会社
又は名称 代表取締役 上杉 景一
届出者の住所 長野県長野市〇〇
営業所の名称 本社営業所
及び所在地 長野県長野市〇〇

事業者の種類	① 一般 2. 特定			
事業用自動車の台数	総数 45 台	うち一般車両数 (被牽引車を除く) 台	うち運行車数 (被牽引車を除く) 5 台	うち被牽引車数 台

選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無
〇〇年 〇月 〇日	(有) (運行管理) ・ 無
解任等年月日	
年 月 日	理 由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日
ムラ カミ マサヲ	
木村 上 朗	〇〇年 〇月 〇日
資格者証番号	
番 号	交付年月日
〇号	〇〇年 〇月 〇日

選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無
年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日	
年 月 日	理 由
〇〇年 〇月 〇日	本社 → 新潟
運行管理者氏名	
氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日
マサエ ヒロシ	
直江 洋	〇〇年 〇月 〇日
資格者証番号	
番 号	交付年月日
〇号	〇〇年 〇月 〇日

選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無
年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日	
年 月 日	理 由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日
資格者証番号	
番 号	交付年月日
	年 月 日

(日本工業規格 A列4番)

●記入例(裏)

選任年月日等		選任年月日等		選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	兼 職 の 有 無
年 月 日	有 () ・ 無	年 月 日	有 () ・ 無	年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日		解任等年月日		解任等年月日	
年 月 日	理 由	年 月 日	理 由	年 月 日	理 由
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
運行管理者氏名		運行管理者氏名		運行管理者氏名	
氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日	氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日	氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日
	年 月 日		年 月 日		年 月 日
資格者証番号		資格者証番号		資格者証番号	
番 号	交付年月日	番 号	交付年月日	番 号	交付年月日
	年 月 日		年 月 日		年 月 日

備 考	統括運行管理者氏名 選任年月日 長野 一郎 平成〇〇年 〇月〇日
-----	-------------------------------------

(記載事項)

1. 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。
2. 事業用自動車の台数については、種別毎に入力すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を入力すること。
4. 選任年月日等欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を入力すること。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、選任情報記入欄の該当箇所に統括運行管理者氏名、選任年月日等指定された情報を入力すること。

(注意事項)

運行管理者選任届けの際には、資格者証又はその写しを添付すること。またそれができない場合は、別途申請窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。

選任数	増	減	現在数
	/ 人	/ 人	2 人

(日本工業規格 A列4番)

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

富山運輸支局

運行管理者

石川運輸支局

運行管理者

●記入例

第5号様式(第8条関係)(日本工業規格A列4番) 事業者番号()

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書

平成〇〇年〇月〇日

北陸信越運輸局
富山運輸支局長 殿

届出者の氏名 〇〇物産株式会社
又は名称 代表取締役 上杉 景一
届出者の住所 富山県富山市〇〇町〇〇
営業所の名称 本社営業所
及び所在地 富山県富山市〇〇町〇〇
営業所の電話番号 076(〇〇〇)〇〇〇〇

事業の種類	①一般(ア.特別積合 イ.その他)	2.特定
事業用自動車の台数	45台(被けん引自動車 台)	
(ふりがな) 生年月日	資格者証番号	選任年月日
運行管理者の氏名	交付年月日	兼職の有無
(ふりがな) 〇〇〇年〇月〇日	第〇号	平成〇〇年〇月〇日
氏名 村上 明	平成〇〇年〇月〇〇日	①(運輸管理)・無
(ふりがな) 〇〇〇年〇月〇日	第〇号	平成 年 月 日
氏名 直江 洋	平成〇〇年〇月〇〇日	有()・無
()S 年 月 日	第 号	平成 年 月 日
氏名	平成 年 月 日	有()・無
()S 年 月 日	第 号	平成 年 月 日
氏名	平成 年 月 日	有()・無
()S 年 月 日	第 号	平成 年 月 日
氏名	平成 年 月 日	有()・無

(続括運行管理者氏名、選任年月日)

備考 村上 明 平成〇〇年〇月〇日

(記載事項)

- 事業の種類については、該当記号を○で囲むこと。
- 事業用自動車の台数については、被けん引自動車を除いた届出営業所に係る台数を記載すること。
なお、被けん引自動車は、()内に記載すること。
- 選任年月日等欄の業務の有無については、該当項目を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。
- 解任年月日欄の理由については、1. 転勤 2. 職制変更 3. 法第20条の返納 4. その他
の該当項目の数字を○で囲むこと。
- 複数の運行管理者を選任する営業所については、続括運行管理者を選任し、備考欄に続括
運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。

(注意事項)

運行管理者選任届の届には、資格者証の(写)を添付すること。

受付印欄

提出印欄

●記入例

事業者番号()

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書

平成〇〇年〇月〇日

北陸信越運輸局
石川運輸支局長 殿

届出者の氏名 〇〇物産株式会社
又は名称 代表取締役 上杉 景一
届出者の住所 石川県金沢市〇〇町〇〇
営業所の名称 本社営業所
及び所在地 石川県金沢市〇〇町〇〇
営業所の電話番号 076(〇〇〇)〇〇〇〇

事業の種類	①一般(ア.特別積合 イ.その他)	2.特定
事業用自動車の台数	45台(被けん引自動車 台)	
(ふりがな) 生年月日	資格者証番号	選任年月日
運行管理者の氏名	交付年月日	兼職の有無
(ふりがな) 〇〇〇年〇月〇日	第〇号	平成〇〇年〇月〇〇日
氏名 村上 明	平成〇〇年〇月〇〇日	有(運輸管理)・無
(ふりがな) 〇〇〇年〇月〇日	第〇号	平成 年 月 日
氏名 直江 洋	平成〇〇年〇月〇〇日	有()・無
()S 年 月 日	第 号	平成 年 月 日
氏名	平成 年 月 日	有()・無
()S 年 月 日	第 号	平成 年 月 日
氏名	平成 年 月 日	有()・無
()S 年 月 日	第 号	平成 年 月 日
氏名	平成 年 月 日	有()・無

(続括運行管理者氏名、選任年月日)

備考 村上 明 平成〇〇年〇月〇日

(記載事項)

- 事業の種類については、該当記号を○で囲むこと。
- 事業用自動車の台数については、被けん引自動車を除いた届出営業所に係る台数を記載すること。
なお、被けん引自動車は、()内に記載すること。
- 選任年月日等欄の業務の有無については、該当項目を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。
- 解任年月日欄の理由については、1. 転勤 2. 職制変更 3. 法第20条の返納 4. その他
の該当項目の数字を○で囲むこと。
- 複数の運行管理者を選任する営業所については、続括運行管理者を選任し、備考欄に続括
運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。

(注意事項)

運行管理者選任届の届には、資格者証の(写)を添付すること。

受付印欄

提出印欄

中部運輸局

— 運行管理者 —

※4部提出して下さい

●記入例（運行管理者2名中、1名解任し1名を選任する場合）

事業者番号 ()

貨物自動車運送事業運行管理者 選任（解任）届出書

平成〇〇年 〇月 〇〇日

中部運輸局
運輸支局長殿

届出者の氏名
又は名称 愛知北江中川運輸(株)
代表取締役 山田太郎

届出者の住所 名古屋市中川区北江町

営業所の名称
及び所在地 本社営業所
名古屋市中川区北江町2-2-1

営業所の電話番号 123(456)7890

●選任される場合、ここを記入して下さい。

事業の種類	① 一般 (ア. 特別積合 イ. その他)			2. 特定
事業用自動車の台数	45 (被けん引自動車 2)			
(ふりがな) 生年月日	資格者証番号	選任年月日	解任年月日	
運行管理者の氏名	交付年月日	兼職の有無	理由	
(あいこ ことろ) T 30年12月22日 氏名 愛知 小太郎	中部愛貨物第0000号 平成〇〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇〇日 有 () ・ 無 ()	平成 年 月 日 1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他	
(なかがわ けいすけ) T 25年3月25日 氏名 中川 三郎	中部愛第000号 平成〇年〇月〇〇日	平成 年 月 日 有 () ・ 無 ()	平成〇年〇月〇〇日 ① 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他	
(きたえ けいいち) T 28年6月3日 氏名 北江 幸一	中部愛第0000号 平成〇年〇〇月〇〇日	平成 年 月 日 有 () ・ 無 ()	平成 年 月 日 1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他	
() T 年 月 日 氏名	平成 年 月 日	平成 年 月 日 有 () ・ 無 ()	平成 年 月 日 1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他	
() T 年 月 日 氏名	平成 年 月 日	平成 年 月 日 有 () ・ 無 ()	平成 年 月 日 1. 転勤 2. 職制変更 3. 返納 4. その他	

備考

統括運行管理者 北江 幸一 選任年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(記載事項)

- 事業の種類については、該当番号を○で囲むこと。
- 事業用自動車の台数については、被けん引自動車を除いた届出営業所に係る台数を記載すること。なお、被けん引自動車は、() 内に記載すること。
- 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。
- 解任年月日欄の理由については、 1. 転勤 2. 職制変更 3. 法第20条の返納 4. その他 の該当項目の数字を○で囲むこと。
- 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、備考欄に統括運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。

(注意事項)

運行管理者選任届の際には、資格者証(写)を添付すること。◀

受付印欄

整理番号
|

●選任される場合、選任される方の運行管理者資格者証(写)を1部添付して下さい。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

近畿運輸局

— 運行管理者 —

●記入例

●ア、イ、ウ、エ、オについて記入漏れがないか確認（ウについては該当を○で囲む）

●複数運行管理者が選任されている場合選任が必要

●車両数等を記入

●選任者の氏名等を記入漏れがないか、資格者証と相違ないか確認（ふりがなも忘れずに）

●解任者がいる場合記入要。記入漏れがないか確認

整理番号		貨物自動車運送事業運行管理者選任・変更・解任届出書				受付印	
近畿運輸局		運輸支局長 殿		平成 年 月 日			
ア. 営業所の名称 ○○営業所		エ. 届出者の氏名及び名称 ○○運輸(株)					
イ. 営業所の位置 ○○県○○市○○町1234-		オ. 届出者の住所 ○○市○○区○○町1234-0					
ウ. 事業の種類 1. 一般（・特別積合・その他） 2. 特定							
○事業用自動車の両数 5 両（ 両）		○運行管理者選任必要数 1 人		統括運行管理者氏名 貨物太郎		選任年月日 H2 年 4 月 1 日	
選任年月日	H21 年 4 月 1 日	18 年 4 月 1 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
ふりがな 運行管理者氏名 (生年月日)	かもの 太郎 昭和50 年 1 月 1 日	かもの 次郎 昭和51 年 1 月 1 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
兼職の有無 (職名) (内容)	有・無 (職名) 所長 (内容) 業務全般	有・無 (職名) (内容)	有・無 (職名) (内容)	有・無 (職名) (内容)	有・無 (職名) (内容)	有・無 (職名) (内容)	有・無 (職名) (内容)
資格者証交付 年月日 番号	平成18 年 4 月 4 日 近○貨物 第 2000 号	平成17 年 4 月 4 日 近○貨物 第 2001 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
解任等年月日	年 月 日	H21 年 4 月 1 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
理由	↑	車返勤					

神戸運輸監理部

— 運行管理者 —

●記入例

整理番号		貨物自動車運送事業運行管理者選任・変更・解任届出書				受付印	
神戸運輸監理部兵庫陸運部長 殿				平成 年 月 日			
ア. 営業所の名称 ○○営業所		エ. 届出者の氏名及び名称 ○○運輸(株)					
イ. 営業所の位置 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号		オ. 届出者の住所 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号					
ウ. 事業の種類 1. 一般（・特別積合・その他） 2. 特定							
○事業用自動車の両数 5 両（ 両）		○運行管理者選任必要数 1 人		統括運行管理者氏名 神戸一郎		選任年月日 H2 年 4 月 1 日	
選任年月日	21 年 4 月 1 日	18 年 4 月 1 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
ふりがな 運行管理者氏名 (生年月日)	こうべ いちろう 昭和50 年 1 月 1 日	たけし 二郎 昭和51 年 1 月 1 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
兼職の有無 (職名) (内容)	有・無 (職名) 所長 (内容) 業務全般	有・無 (職名) (内容)	有・無 (職名) (内容)	有・無 (職名) (内容)	有・無 (職名) (内容)	有・無 (職名) (内容)	有・無 (職名) (内容)
資格者証交付 年月日 番号	平成18 年 4 月 4 日 近○貨物 第 2000 号	平成17 年 4 月 4 日 近○貨物 第 2001 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
解任等年月日	年 月 日	H21 年 4 月 1 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
理由		車返勤					

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

中国運輸局

— 運行管理者 —

●記入例(表)

整理番号	貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書		平成〇〇年〇〇月〇〇日
中国運輸局 広島 運輸支局長 殿	●該当する項目を囲んでください		届出者の氏名 又は名称 株式会社 国交運輸
●当営業所車両数を記載してください	種別 1. 一般(ア. 特別積合、イ. その他) 2. 特定 総数 一般車両数(被けん引を除く) 運行車両数(被けん引を除く) 被けん引車両数 事業用自動車の台数 (31 台) = (31 台) + (台) 台	届出者の住所 東京都4代田区霞が関2-1-3 営業所の名称 及び所在地 中国 営業所 広島県広島市中区八丁堀6-30 電話番号 082-228-0000	
統括運行管理者氏名 運輸 一郎	選任年月日 平成22年10月1日	●このたび解任する方を記載してください	
選任年月日等 年月日 兼職の有無 平成18年10月1日 有(整備管理者)・無	選任年月日等 年月日 兼職の有無 平成22年10月1日 有(営業所長)・無	選任年月日等 年月日 兼職の有無 平成 年 月 日 有()・無	●理由を記載 例: 退職・配置換え・病氣入院
解任等年月日 年月日 理由 平成 年 月 日	解任等年月日 年月日 理由 平成 年 月 日	解任等年月日 年月日 理由 平成22年10月1日 配置換え	
●現在選任されている方も記載してください	運行管理者氏名 氏名(ふりがな) 生年月日 (うんゆ いちろう) 昭和・平成〇〇年〇〇月〇〇日生 資格者証番号 番号 交付年月日 中国広貨物第〇〇〇12号 平成18年9月20日	運行管理者氏名 氏名(ふりがな) 生年月日 (こくた しろう) 昭和・平成〇〇年〇〇月〇〇日生 資格者証番号 番号 交付年月日 中国広貨物第〇〇〇99号 平成22年9月25日	運行管理者氏名 氏名(ふりがな) 生年月日 (こくた さぶろう) 昭和・平成〇〇年〇〇月〇〇日生 資格者証番号 番号 交付年月日 中国広貨物第〇〇〇77号 平成20年9月23日

●運行管理者資格者証の記載を確認してください

●記入例(裏)

●選任・解任にかかる者が3名を越える場合は、裏面に記載してください。6名を越える場合は、用紙を追加してください。	選任年月日等 年月日 兼職の有無 平成 年 月 日 有()・無	選任年月日等 年月日 兼職の有無 平成 年 月 日 有()・無
解任等年月日 年月日 理由 平成 年 月 日	解任等年月日 年月日 理由 平成 年 月 日	解任等年月日 年月日 理由 平成 年 月 日
運行管理者氏名 氏名(ふりがな) 生年月日 () 昭和・平成 年 月 日生 資格者証番号 番号 交付年月日 平成 年 月 日	運行管理者氏名 氏名(ふりがな) 生年月日 () 昭和・平成 年 月 日生 資格者証番号 番号 交付年月日 平成 年 月 日	運行管理者氏名 氏名(ふりがな) 生年月日 () 昭和・平成 年 月 日生 資格者証番号 番号 交付年月日 平成 年 月 日
備考		
(記載事項) 1. 事業の種類については、該当記号を○で囲むこと。 2. 事業用自動車の台数については、被けん引自動車を除いた台数を記載すること。なお、被けん引自動車は、被けん引車数内に記載すること。 3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当事項を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。 4. 解任等年月日欄の理由については、転勤、職制変更、法第20条の返納等を記載すること。 5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、表欄の選任情報記入欄の該当箇所に統括運行氏名、選任年月日を記載すること。	受付印	
(注意事項) 運行管理者選任届の際には、資格者証の写しを添付すること。またそれができない場合は、別途届出窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。		

四国運輸局

— 運行管理者 —

●記入例(表)

第2号様式

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書																																																																																
四国運輸局香川運輸支局長 殿	平成 〇〇年 〇月 〇日																																																																															
届出者の氏名又は名称 〇〇運輸株式会社 代表取締役 瀬戸町 快 香川県高松市〇〇〇〇 営業所の名称及び所在地 本社営業所 香川県高松市〇〇〇〇																																																																																
事業者の種類 ① 一般 (ア. 特別積合 イ. その他) 2. 特定																																																																																
事業用自動車の台数 35台 (被けん引 5台)																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">選任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>兼職の有無</td> </tr> <tr> <td>平成〇年〇月〇日</td> <td>①(所長)・無</td> </tr> <tr><th colspan="2">解任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr><th colspan="2">運行管理者氏名</th></tr> <tr> <td>氏名(ふりがな)</td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>(くしま たい)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>来島 大</td> <td>平成〇年〇月〇日</td> </tr> <tr><th colspan="2">資格者証番号</th></tr> <tr> <td>番号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td>四香貨物第〇〇〇号</td> <td>平成〇年〇月〇日</td> </tr> </table>	選任年月日等		年月日	兼職の有無	平成〇年〇月〇日	①(所長)・無	解任年月日等		年月日	理由			運行管理者氏名		氏名(ふりがな)	生年月日	(くしま たい)		来島 大	平成〇年〇月〇日	資格者証番号		番号	交付年月日	四香貨物第〇〇〇号	平成〇年〇月〇日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">選任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>兼職の有無</td> </tr> <tr> <td>平成〇年〇月〇日</td> <td>有()・無</td> </tr> <tr><th colspan="2">解任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr><th colspan="2">運行管理者氏名</th></tr> <tr> <td>氏名(ふりがな)</td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>(なほ うし)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>鳴門 潮</td> <td>平成〇年〇月〇日</td> </tr> <tr><th colspan="2">資格者証番号</th></tr> <tr> <td>番号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td>四香貨物第〇〇〇号</td> <td>平成〇年〇月〇日</td> </tr> </table>	選任年月日等		年月日	兼職の有無	平成〇年〇月〇日	有()・無	解任年月日等		年月日	理由			運行管理者氏名		氏名(ふりがな)	生年月日	(なほ うし)		鳴門 潮	平成〇年〇月〇日	資格者証番号		番号	交付年月日	四香貨物第〇〇〇号	平成〇年〇月〇日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">選任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>兼職の有無</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>有()・無</td> </tr> <tr><th colspan="2">解任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td>平成〇年〇月〇日</td> <td>転勤</td> </tr> <tr><th colspan="2">運行管理者氏名</th></tr> <tr> <td>氏名(ふりがな)</td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>(とさ りゅうま)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>土佐 龍馬</td> <td>平成〇年〇月〇日</td> </tr> <tr><th colspan="2">資格者証番号</th></tr> <tr> <td>番号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	選任年月日等		年月日	兼職の有無		有()・無	解任年月日等		年月日	理由	平成〇年〇月〇日	転勤	運行管理者氏名		氏名(ふりがな)	生年月日	(とさ りゅうま)		土佐 龍馬	平成〇年〇月〇日	資格者証番号		番号	交付年月日		
選任年月日等																																																																																
年月日	兼職の有無																																																																															
平成〇年〇月〇日	①(所長)・無																																																																															
解任年月日等																																																																																
年月日	理由																																																																															
運行管理者氏名																																																																																
氏名(ふりがな)	生年月日																																																																															
(くしま たい)																																																																																
来島 大	平成〇年〇月〇日																																																																															
資格者証番号																																																																																
番号	交付年月日																																																																															
四香貨物第〇〇〇号	平成〇年〇月〇日																																																																															
選任年月日等																																																																																
年月日	兼職の有無																																																																															
平成〇年〇月〇日	有()・無																																																																															
解任年月日等																																																																																
年月日	理由																																																																															
運行管理者氏名																																																																																
氏名(ふりがな)	生年月日																																																																															
(なほ うし)																																																																																
鳴門 潮	平成〇年〇月〇日																																																																															
資格者証番号																																																																																
番号	交付年月日																																																																															
四香貨物第〇〇〇号	平成〇年〇月〇日																																																																															
選任年月日等																																																																																
年月日	兼職の有無																																																																															
	有()・無																																																																															
解任年月日等																																																																																
年月日	理由																																																																															
平成〇年〇月〇日	転勤																																																																															
運行管理者氏名																																																																																
氏名(ふりがな)	生年月日																																																																															
(とさ りゅうま)																																																																																
土佐 龍馬	平成〇年〇月〇日																																																																															
資格者証番号																																																																																
番号	交付年月日																																																																															

(日本工業規格A列4番型)

●記入例(裏)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">選任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>兼職の有無</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>有()・無</td> </tr> <tr><th colspan="2">解任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr><th colspan="2">運行管理者氏名</th></tr> <tr> <td>氏名(ふりがな)</td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr><th colspan="2">資格者証番号</th></tr> <tr> <td>番号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	選任年月日等		年月日	兼職の有無		有()・無	解任年月日等		年月日	理由			運行管理者氏名		氏名(ふりがな)	生年月日	()				資格者証番号		番号	交付年月日			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">選任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>兼職の有無</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>有()・無</td> </tr> <tr><th colspan="2">解任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr><th colspan="2">運行管理者氏名</th></tr> <tr> <td>氏名(ふりがな)</td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr><th colspan="2">資格者証番号</th></tr> <tr> <td>番号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	選任年月日等		年月日	兼職の有無		有()・無	解任年月日等		年月日	理由			運行管理者氏名		氏名(ふりがな)	生年月日	()				資格者証番号		番号	交付年月日			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">選任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>兼職の有無</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>有()・無</td> </tr> <tr><th colspan="2">解任年月日等</th></tr> <tr> <td>年月日</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr><th colspan="2">運行管理者氏名</th></tr> <tr> <td>氏名(ふりがな)</td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr><th colspan="2">資格者証番号</th></tr> <tr> <td>番号</td> <td>交付年月日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	選任年月日等		年月日	兼職の有無		有()・無	解任年月日等		年月日	理由			運行管理者氏名		氏名(ふりがな)	生年月日	()				資格者証番号		番号	交付年月日		
選任年月日等																																																																																
年月日	兼職の有無																																																																															
	有()・無																																																																															
解任年月日等																																																																																
年月日	理由																																																																															
運行管理者氏名																																																																																
氏名(ふりがな)	生年月日																																																																															
()																																																																																
資格者証番号																																																																																
番号	交付年月日																																																																															
選任年月日等																																																																																
年月日	兼職の有無																																																																															
	有()・無																																																																															
解任年月日等																																																																																
年月日	理由																																																																															
運行管理者氏名																																																																																
氏名(ふりがな)	生年月日																																																																															
()																																																																																
資格者証番号																																																																																
番号	交付年月日																																																																															
選任年月日等																																																																																
年月日	兼職の有無																																																																															
	有()・無																																																																															
解任年月日等																																																																																
年月日	理由																																																																															
運行管理者氏名																																																																																
氏名(ふりがな)	生年月日																																																																															
()																																																																																
資格者証番号																																																																																
番号	交付年月日																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">備考</td> <td> 統括運行管理者氏名 来島 大 </td> <td> 選任年月日 平成〇〇年 〇月 〇〇日 </td> </tr> </table>			備考	統括運行管理者氏名 来島 大	選任年月日 平成〇〇年 〇月 〇〇日																																																																											
備考	統括運行管理者氏名 来島 大	選任年月日 平成〇〇年 〇月 〇〇日																																																																														
(記載事項) - 事業の種類については、当該記号を○で囲むこと。 - 事業用自動車の台数については、被けん引自動車を除いた台数を記載すること。なお、被けん引自動車は、()内に記載すること。 - 選任年月日等欄の兼職の有無については、当該事項を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。 - 解任等年月日欄の理由については、転勤、職制変更、法第20条の返納等を記載すること。 - 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、備考欄に統括運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。 (注意事項) 運行管理者選任届の際には、資格者証又はその写しを提示すること。																																																																																

(日本工業規格A列4番型)

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

九州運輸局

— 運行管理者 —

●記入例(表)

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書					〇〇年 〇月 〇日
九州運輸局 福岡運輸支局長 殿			届出者の氏名 〇〇運輸株式会社 又は名称 代表取締役 〇〇 〇〇 届出者の住所 福岡県福岡市〇〇区〇〇 営業所の名称 本社 営業所 及び所在地 福岡県福岡市〇〇区〇〇		
事業者の種類	総数	うち一般車両数 (被牽引車を除く)	うち運行車数 (被牽引車を除く)	うち被牽引車数	
事業用自動車の台数	70 台	台	30 台	台	

選任年月日等		選任年月日等		選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	兼 職 の 有 無
〇〇年〇月〇日	有 () ・ 無	〇〇年〇月〇日	有 () ・ 無	〇〇年〇月〇日	有 () ・ 無
解任等年月日		解任等年月日		解任等年月日	
年 月 日	理 由	年 月 日	理 由	年 月 日	理 由
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
運行管理者氏名		運行管理者氏名		運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生 年 月 日	氏名(フリガナ)	生 年 月 日	氏名(フリガナ)	生 年 月 日
クモト ヤシ	〇〇年〇月〇日	フシゴ マモル	〇〇年〇月〇日	タケノコ ヒロコ	〇〇年〇月〇日
資格者証番号		資格者証番号		資格者証番号	
番 号	交付年月日	番 号	交付年月日	番 号	交付年月日
九福貨物第〇〇〇〇号	〇〇年〇月〇日	九福貨物第〇〇〇〇号	〇〇年〇月〇日	九福貨物第〇〇〇〇号	〇〇年〇月〇日

(日本工業規格A列4番型)

●記入例(裏)

選任年月日等		選任年月日等		選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	兼 職 の 有 無	年 月 日	兼 職 の 有 無
年 月 日	有 () ・ 無	年 月 日	有 () ・ 無	年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日		解任等年月日		解任等年月日	
年 月 日	理 由	年 月 日	理 由	年 月 日	理 由
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
運行管理者氏名		運行管理者氏名		運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生 年 月 日	氏名(フリガナ)	生 年 月 日	氏名(フリガナ)	生 年 月 日
アマツガ コロラ	〇〇年〇月〇日				
資格者証番号		資格者証番号		資格者証番号	
番 号	交付年月日	番 号	交付年月日	番 号	交付年月日
九福貨物第〇〇〇〇号	〇〇年 〇月 〇日				

備 考	統括運行管理者 熊本 清 平成〇〇年〇月〇日
-----	------------------------

(記載事項)

1. 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。
2. 事業用自動車の台数については、種別毎に入力すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を入力すること。
4. 選任年月日等欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を入力すること。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、選任情報記入欄の該当箇所に統括運行管理者氏名、選任年月日等指定された情報を入力すること。

(注意事項)

運行管理者選任届けの際には、資格者証の写しを添付すること。またそれができない場合は、別途届出窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

北海道運輸局

整備管理者

●記入例

様式1

整理番号	17 x x x x	整備管理者(選任・変更・廃止)届出		平成 〇〇 年 〇 月 〇 日					
北海道運輸局長 殿		届出者の氏名又は名称 ふりがな	株式会社 〇〇 運送 かふいき かいしゅ ほうほう ぶんどう						
		届出者の住所及び 電話番号	札幌市〇〇区北〇条東〇丁目 TEL 〇 / 〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇						
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。									
選任年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	自動 車 数	業態	車種	台数	整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 ④ 整備管理の経験 5. その他		
整備管理者氏名	(ふりがな) まつ まえ ぼくと 明 大 ④ 松前 北斗 〇〇年〇〇月〇〇日 生 通 〇〇 才		事業用	バス				年月から 年月まで 事業場名 位 置 業務の概要 〇〇年〇〇月 〇〇年〇〇月 株式会社 〇〇 運送 札幌市〇〇区 北〇条東〇丁目 整備管理担当	
	使用の本拠 の位置			名称	住所		トラック		8トン以上 12 8トン未満 8
名称				住所	貨物軽 事業用計		20		事業主の 確認書
事業の種類	1. 一般乗合 2. 一般貨切 3. 一般乗用 4. 特定旅客 5. 貨物軽 一般貨物(6. 特別積合 ⑦ その他) 8. 特定貨物 9. 特定二種 〇. レンタ 自家用			住所	札幌市〇〇区北〇条東〇丁目		レンタカー		
	整備責任者	職名		バス (レンタ カー以外)	30人以上 30人未満	整備 士 種 類 級 合格年月日 年 月 日 合格証書番号 第 号			
業 務 記 載	所属事業主 同意書	当事業場の上記 が の整備管理者になる ことに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 mです。	車両法第53条 の規定による 解任の有無	有 (年 月 日) ⑤	被選任者の 同意書		私 松前北斗 は、本届出書に記載している経験又は資格を 有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経 過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業 務を遂行することに同意します。(氏名) 松前 北斗 (押印)		
		事業者住所氏名(名称) (代表者名)	変更・廃止 の事由	交代(退職・死亡・解任・その他) () 前管理者名(北見俊介)					
兼職の有無	職名	職務内容							
既に整備管理 者に選任され ている本拠	名称	位置							

- 注 意 事 項
- この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。
 - 整備管理者1名ごとに提出すること。
 - 整備士試験に多種目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。
 - 変更届出の場合は変更事項を未読で読むこと。
 - 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること。
 - 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)
 - 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること。
 - 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること。
 - 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること。

東北運輸局

——整備管理者——

●記入例

整理番号								
整備管理者(選任・変更・廃止)届出								
東北運輸局長 殿		平成 年 月 日						
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を(選任 ・ 変更 ・ 廃止)したので届け出ます。								
届出者の氏名又は名称								
届出者の住所及び電話番号								
※ 太枠の欄は、必ず記入し、その他の欄は、該当する場合記入すること。								
選任(解任)年月日	平成 年 月 日	変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他()					
整備管理者氏名	(ふりがな) おろし まち た 3う 卸町太郎	生年月日	大正(昭和) 30 年 5 月 3 日 満 〇〇才					
使用の本拠	名称 卸町運送(株) 仙台営業所 TEL 022-000-0000	位置	仙台市若林区卸町5丁目8-3					
事業の種類等 (車両数)	業態	車種	台数	業態	車種	台数		
	事業用	バス			家用	レンタカー	11人以上	
		ハイタク					11人未満	
		トラック	8トン以上	7		バス(レンタカー以外)	30人以上	
			8トン未満	3				30人未満
		軽貨物					トラック、その他(8トン以上)	
事業用合計		10	家用合計					
兼職の有・無	無・有	職名	職務内容					
道路運送車両法第53条の規定による解任の有無		(無)・有(年 月 日)						
資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 ③ 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他()							
整備士資格	種類 3 級 ガソリン	合格年月日 60 年 6 月 6 日	合格証書番号 東北カ 第1234号					
実務経験	年月から 年月まで	事業場名	所在地	業務内容				
	事業主の確認	整備管理者として選任される 卸町太郎 は、上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。						
	事業主住所氏名(名称・代表者名)		(押印又は署名)					
委嘱	代務者又は整備責任者氏名	職名						
	所属事業主同意	当事業場の上記 上 上記使用の本拠の整備管理者になることに同意します。						
		なお、当事業場との距離は、約 kmで、移動所要時間は、約 分です。						
		事業主住所氏名(名称・代表者名)						
	(押印又は署名)							
	既に整備管理者に選任されている本拠	名称	位置					
被選任者の同意	私は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。氏名 卸町太郎 (押印又は署名)							
備考	前管理者名()							
注意事項	1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。							
	2. 整備管理者1名ごとに一案とすること。							
	3. 自動車整備士技能検定に複数合格している者は、自動車整備士検定規則第2条に規定された上位のものを記入すること。							
	4. 届出事項に変更があった場合は、その日から15日以内に届け出し、変更事項を朱色で囲むこと。							
	5. 「事業の種類等(車両数)」の欄は、選任に係る使用の本拠において、該当する業態、車種を○で囲み、属する車両数を記入すること。(届出者の使用する全車両数ではない。)							
	6. 「所属事業主同意」の欄には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること。							
	7. 「事業主の確認」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること。							
	8. 「被選任者の同意」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること。							
添付(提示)書類	1. 資格要件を証する書面							
	2. 整備管理規程(離型・離型以外)							
	3. 外部に委嘱する場合には、委嘱に係る契約書の写し							

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

関東運輸局

※関東運輸局のみ
運行管理者、整備管理者の届出書が同一となっています。

整備管理者

★印に変更がある場合は、朱書又は朱色のアンダーラインを忘れずに記入します。

●記入例(表)

平成〇〇年 〇月 〇日

関東運輸局長 殿
関東運輸局 運輸支局長 殿

運行・整備管理者選任等届出書

(ふりがな おおき))

★届出者の氏名 〇〇運輸株式会社
★届出者の住所 代表取締役 〇〇 〇〇
★届出者の住所 東京都 4代目区 〇〇〇〇
★届出者の住所 及び電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

★営業所(使用の本拠の位置)の名称 4代目営業所
★営業所(使用の本拠の位置)の住所 東京都 4代目区 〇〇〇〇
★営業所(使用の本拠の位置)の住所 及び電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

運行管理者 を 選任・解任したので、道路運送法第23条第3項の規定により届け出します。
整備管理者について 選任・変更したので、道路運送車両法第52条の規定により届け出します。

事業の種類	事業用				乗用車		軽貨物 (二輪含む)
	自動車(台) (届出に係る 事業に限る。)	バス (30人以上)	バス (29人以下)	トラック等 (8t以上)	トラック等 (8t未満)	乗用車	
自動車(台) (届出に係る 事業に限る。)	事業用						
				40台 (うち特種運送車:)			

解任(変更) となった 旧管理者	管理者区分	氏 名	解任等年月日	解任等の理由	
				1.転任	2.職制変更
運行管理者 (整備管理者)	大森 則男	〇年〇月〇日	1.転任	2.職制変更	
運行管理者 (整備管理者)	上野 美佐	〇年〇月〇日	1.転任	2.職制変更	
運行管理者 (整備管理者)		年 月 日	1.転任	2.職制変更	
運行管理者 (整備管理者)		年 月 日	1.転任	2.職制変更	
運行管理者 (整備管理者)		年 月 日	1.転任	2.職制変更	
運行管理者 (整備管理者)		年 月 日	1.転任	2.職制変更	

変更前の内容(管理者以外)及び備考
(例1) 旧会社名 〇〇運送(株)
(例2) 「新規許可」又は「営業所新設」

【注意事項】
1.この届出書は、事業の種類ごと及び選任職務を有する営業所等ごとに提出すること。なお、営業所の廃止等により管理者を解任する場合は、適宜の書式によりその旨を届出すること。
2.「事業の種類」、「管理者区分」及び「解任等の理由」欄は、該当の項目に〇を付すこと。
3.運行管理者の選任届出の際は、新たに選任した者の運行管理者資格者証の写しを添付すること。
4.整備管理者の選任届出の際は、新たに選任した者の資格要件のいずれかに該当すること及び道路運送車両法第53条に規定する解任命令による解任の日から2年を経過していない者でないことを確認し、併せて添付すること。
5.★印の事項に変更があったときは変更の届出が必要。なお、変更後の事項は、朱書するか又は朱色のアンダーラインを付して下さい。

●記入例(裏)

統括 運行 管理者	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	選任年月日	運行管理者資格者証の番号及び交付年月日	兼職がある場合の 職名及び 職務内容
○	(あいか ちか子)	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	関東東貨物 第〇〇〇号 〇年〇月〇日	運行課長
運行 管理 者	(くまがい ちか子)	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	関東東貨物 第〇〇〇号 〇年〇月〇日	
	()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	
	()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	
	()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	
	()	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	

※複数の運行管理者を選任している場合、統括運行管理者に該当する者の「統括運行管理者」欄に〇を付すこと。

整 備 管 理 者	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	選任年月日	資格要件				兼職がある場合の 職名及び職務内容
				2年以上の実務経験、かつ、選任前密着修了点検・整備整備の実務経験	一級、二級又は三級の自動車整備士資格	国土交通大臣が告示で定める基準	改正省令(平成15年3月)の経過措置に該当	
()	年 月 日	年 月 日						
()	年 月 日	年 月 日						
()	年 月 日	年 月 日						
()	年 月 日	年 月 日						

※資格要件欄は、該当する項目の欄に〇を付すこと。

- ※記入は (1)届出書(表)下段(注)1～8をよく読んでから記入して下さい。
(2)文字は楷書で読みやすく記入します。(ゴム印でも可)
(3)既に選任されている管理者(運行管理者資格者証の交付を受け、新たに選任し直しをした管理者を含む)は黒又は青色のボールペン等(エンピツは否)を使用します。
(4)新たに選任した管理者(経過措置により、旧要件で選任の運行管理者を含む)は、朱書又は朱色のアンダーラインをします。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

実務経験証明書

氏名 凌 次郎

生年月日 昭和00年0月0日

期 間		勤務していた事業所の名称	職 名	業 務 の 大 要 ^{※1}
		勤務していた事業所の所在地		
〇 年〇 月から 〇 年〇 月まで	6 年〇 月	〇〇 自動車(株) 〇〇 区 〇〇 町 〇-〇〇-〇〇	整備管理 補助者	整備
年 月から 年 月まで	年 月			
年 月から 年 月まで	年 月			
年 月から 年 月まで	年 月			
年 月から 年 月まで	年 月			
累 計	年 月			

事業主 上記の者が、当該事業所において、下記自動車に係る上記業務を行っていたことを証明します。

自動車の種類^{※2} トラック
 事業者の住所 東京都 〇〇 区 〇〇 町 〇-〇〇-〇〇
 事業者の名称 〇〇 自動車(株)
 代表者名 代表取締役社長 新橋太郎 印

(自筆署名の場合、
押印省略可)

※1 業務の大要欄は、「点検」、「整備」又は「整備の管理」に関する実務のうち、該当するものを記入する。

なお、これらに該当しない履歴は省略して差し支えない。

※2 自動車の種類欄は、バス、乗用車、トラック、オートバイ等を記入する。

注) この証明書は、道路運送車両法に規定する整備管理者の選任届出を行う際、添付して下さい。なお、勤務していた事業者が複数にわたる場合は、事業者毎に証明が必要となります。

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

整備管理者選任届出書に添付する書面

私は、道路運送車両法第50条に規定する整備管理者の資格要件を有しているとともに、同法第53条の解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、下記使用の本拠の整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。

平成〇〇年〇月〇日

使用の本拠の名称

(事業者等の氏名又は名称)

〇〇運輸株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(営業所等の名称)

千代田営業所

解任命令の有無

有(年 月 日) ・ 無

整備管理者氏名

湊 次郎

印

[押印又は自筆署名]

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

北陸信越運輸局

整備管理者

●記入例

新潟運輸支局

整備 番号		別紙 1
整備管理者(選任・変更・廃止)届出		
北陸信越 運輸局長殿 新潟 運輸支局長殿		平成 ○○年 ○月 ○日 届出者の氏名又は 名称 ふりがな 〇〇 運送 株式会社 まるまる うんどう かぶがいしや 届出者の住所及び 電話番号 新潟県新潟市〇〇区〇〇 TEL 〇25〇 (〇〇) 〇〇〇〇
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。		
選任年月日	平成 ○○年 ○月 ○日	整備管理者の 資格要件
整備管理者氏名	(ふりがな) にい けい せい 33 男 大 崎 50 年 10 月 1 日 生 満 〇〇 才 新潟 一郎	① 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験
使用の本拠の 位置	名称 住所 TEL 〇25〇 (〇〇) 〇〇〇〇 本社 営業所 新潟県新潟市〇〇区〇〇	点検整備、 整備管理者 又は 整備管理 の経験
事業の種類	1. バス ③トラック(4以外) 5. レンタカー 2. ハイ・タク 4. 貨物車 6. その他の自家用	事業主の 確認書
整備責任者	職名	上記 新潟 一郎 が確かに上記事業場において上記の業務を 行っていたことを証明します。 事業主住所氏名(名称) 新潟市〇〇区〇〇 〇〇 運送 株式会社 (代表者名) 代表取締役 新潟 水郎 (押印)
委託 所属事業主 同意書	当事業場の上記 が の整備管理者になることに 同意します。なお、当事業場との距離は、約 mです。 事業主住所氏名(名称) (代表者名)	整備 士 合格年月日 合格証書番号 第 年 月 日 第 号 私 新潟 一郎 は、本届出書に記載している経験又は資格を有して いるとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではな いことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。 (氏名) 新潟 一郎 (押印)
実職の 有・無	職名	被選任 者の 同意書
既に整備管理者 に選任されてい る本拠	名称 位置	前管理者(新潟 二郎)
1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。 2. 整備管理者1名ごとに提出すること。 3. 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。 4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。 5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること。 6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。) 7. 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること 8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること 9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること		

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

長野運輸支局

●記入例(表)

整備管理者(選任・変更・廃止)届出書				整理番号																										
北陸信越運輸局長 殿 長野運輸支局長 殿				平成〇〇年 〇月 〇日 届出者の氏名又は名称 〇〇運送株式会社 届出者の住所及び 長野県長野市〇〇 電話番号 〇26 (000) 0000																										
① 選任年月日 平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日		⑦ 変更・廃止の事由 (交代・退職・死亡・解任・その他) 前整備管理者氏名(木曾 二郎)																												
② 整備管理者氏名 (木曾 二郎) 大正 昭和 平成 50 年 10 月 1 日生 満 〇〇 才		⑧ 車両法53条の規定による解任の有無 有(年 月 日)・(無)																												
③ 使用の本拠の位置 営業所の名称 本社 営業所 住所 長野県長野市〇〇		⑩ 自動車数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>車種</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業用</td> <td>バス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>8トン以上 10 台</td> </tr> <tr> <td>貨物軽自動車</td> <td>1.1人以上 1.5 台</td> </tr> <tr> <td>事業用計</td> <td>15 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">自家用</td> <td>レンタカー</td> <td>1.1人以上 1.5 台</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>3.0人以上 3.0 台</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家用計</td> <td>15 台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">15 台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			業種	車種	台数	事業用	バス		トラック	8トン以上 10 台	貨物軽自動車	1.1人以上 1.5 台	事業用計	15 台	自家用	レンタカー	1.1人以上 1.5 台	バス	3.0人以上 3.0 台	その他		自家用計	15 台	合計		15 台		
業種	車種	台数																												
事業用	バス																													
	トラック	8トン以上 10 台																												
	貨物軽自動車	1.1人以上 1.5 台																												
	事業用計	15 台																												
自家用	レンタカー	1.1人以上 1.5 台																												
	バス	3.0人以上 3.0 台																												
	その他																													
	自家用計	15 台																												
合計		15 台																												
④ 事業の種類 1. 乗合旅客 2. 貸切旅客 3. 乗用旅客 4. 特定旅客 5. 一般貨物 6. 特定貨物 7. 貨物 軽 8. レンタカー 9. 自家用(バス) 10. 自家用(その他)		⑤ 兼職の有無 職名 職務内容																												
⑥ 既に整備管理者に選任されている本拠 名称 位置		⑨ 所屬事業主同意書																												

① この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。
 ② 整備管理者1名ごとに提出すること。
 ③ 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位のものを記入すること。
 ④ 変更届の場合には変更事項を朱書きすること。
 ⑤ 届出事項に変更があった場合は15日以内に届出ること。

⑥ 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数を記入すること。
 ⑦ 「事業主の確認書」の欄には整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること。
 ⑧ 「被選任者の同意書」の欄には選任される者本人が内容を確認の上押印又は署名すること。
 ⑨ 「所屬事業主同意書」には整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること。(日本工業規格 A列4番)

●記入例(裏)

⑪ 整備管理者の資格要件 <table border="1"> <tr> <td>① 点検又は整備の経験</td> <td>② 整備管理者の経験</td> </tr> <tr> <td>③ 整備士資格</td> <td>④ 整備管理の経験</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td></td> </tr> </table>		① 点検又は整備の経験	② 整備管理者の経験	③ 整備士資格	④ 整備管理の経験	⑤ その他		⑬ 記⑫ 木曾 一郎 が確かに記⑫事業場において記⑫の業務を行っていたことを証明します。 (事業者氏名・名称) 〇〇運送株式会社 (住所) 長野県長野市〇〇 (代表者名) 代表取締役 木曾 太郎							
① 点検又は整備の経験	② 整備管理者の経験														
③ 整備士資格	④ 整備管理の経験														
⑤ その他															
⑫ 点検整備整備管理者整備管理の実務経験 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月 から</th> <th>年 月 まで</th> <th>事業場名・営業所名本拠の位置</th> <th>業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H10年4月</td> <td>H16年9月</td> <td>〇〇運送株式会社 本社営業所 長野県長野市〇〇</td> <td>点検・整備</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計 年 月</td> </tr> </tbody> </table>		年 月 から	年 月 まで	事業場名・営業所名本拠の位置	業務の概要	H10年4月	H16年9月	〇〇運送株式会社 本社営業所 長野県長野市〇〇	点検・整備	合 計 年 月				⑭ 事業主の確認書	
年 月 から	年 月 まで	事業場名・営業所名本拠の位置	業務の概要												
H10年4月	H16年9月	〇〇運送株式会社 本社営業所 長野県長野市〇〇	点検・整備												
合 計 年 月															
⑭ 自動車整備士 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>級</th> <th>整備士</th> </tr> <tr> <td>合格年月日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合格証書番号</td> <td>第 号</td> <td></td> </tr> </table>		種 類	級	整備士	合格年月日	年 月 日		合格証書番号	第 号		⑮ 所屬事業主同意書 <table border="1"> <tr> <td> ⑮ 当事業場の上記(氏名) が整備管理者に就任することに同意します。 なお、当事業場との距離は約 km です。 事業者氏名・名称 住所 代表者名 </td> <td> ⑯ 整備責任者 (氏名) 木曾 一郎 </td> </tr> </table>		⑮ 当事業場の上記(氏名) が整備管理者に就任することに同意します。 なお、当事業場との距離は約 km です。 事業者氏名・名称 住所 代表者名	⑯ 整備責任者 (氏名) 木曾 一郎	
種 類	級	整備士													
合格年月日	年 月 日														
合格証書番号	第 号														
⑮ 当事業場の上記(氏名) が整備管理者に就任することに同意します。 なお、当事業場との距離は約 km です。 事業者氏名・名称 住所 代表者名	⑯ 整備責任者 (氏名) 木曾 一郎														
⑯ 被選任者の同意書 私 木曾 一郎 は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。 (氏名) 木曾 一郎		⑰ 備考 選任 名、解任 名、合計 名													

(日本工業規格 A列4番)

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

富山運輸支局

●記入例

別紙 1

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

北陸信越 運輸局長殿
富山 運輸支局長殿

届出者の氏名又は名称
ふりがな 〇〇運送株式会社
3333 3333 3333 3333

届出者の住所及び
電話番号 富山県富山市〇〇町〇〇
TEL 076 (000) 0000

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	業態	車種	台数	整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他
整備管理者氏名	(ふりがな) 〇〇 一郎 50 年 10 月 1 日 生	自動車数	バス		点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	年月から 年月まで 事業場名 位 置 業務の概要 H10年4月 H16年9月 〇〇運送株式会社 富山県〇〇町〇〇 点検・整備
使用の本拠の 位置	名称 本社 営業所 住所 富山県富山市〇〇町〇〇 TEL 076 (000) 0000	自動車数	トラック	10	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
事業の種類	1. バス 2. ハイ・タク ③トラック(4.以外) 4. 貨物経 5. レンタカー 6. その他の自家用	自動車数	トラック	8トン未満 5	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
整備責任者	職名	自動車数	貨物経	15	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
委託 所属事業主 同意書	当事業場の上記 〇〇 一郎 が 〇〇運送株式会社 の整備管理者になる ことに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 〇〇 m です。 事業主住所氏名(名称) (代表者名) 〇〇運送株式会社 (代表者名) 〇〇 一郎 (印)	自動車数	トラック	11人未満	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
業務の有・無	職名	自動車数	トラック	30人未満	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
既に整備管理者 に選任されている本拠	名称	自動車数	トラック	30人未満	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
	位置	自動車数	トラック	30人未満	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	

1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するに提出すること。
2. 整備管理者1名ごとに提出すること。
3. 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。
4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で書くこと。
5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること

6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)
7. 「所属事業主同意書」の欄には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること
8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること
9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること

●記入例

石川運輸支局

別紙 1

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

北陸信越 運輸局長殿
石川 運輸支局長殿

届出者の氏名又は名称
ふりがな 〇〇運送株式会社
3333 3333 3333 3333

届出者の住所及び
電話番号 石川県金沢市〇〇町〇〇
TEL 076 (000) 0000

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	業態	車種	台数	整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他
整備管理者氏名	(ふりがな) 〇〇 一郎 50 年 10 月 1 日 生	自動車数	バス		点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	年月から 年月まで 事業場名 位 置 業務の概要 H10年4月 H16年9月 〇〇運送株式会社 石川県〇〇町〇〇 点検・整備
使用の本拠の 位置	名称 本社 営業所 住所 石川県金沢市〇〇町〇〇 TEL 076 (000) 0000	自動車数	トラック	10	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
事業の種類	1. バス 2. ハイ・タク ③トラック(4.以外) 4. 貨物経 5. レンタカー 6. その他の自家用	自動車数	トラック	8トン未満 5	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
整備責任者	職名	自動車数	貨物経	15	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
委託 所属事業主 同意書	当事業場の上記 〇〇 一郎 が 〇〇運送株式会社 の整備管理者になる ことに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 〇〇 m です。 事業主住所氏名(名称) (代表者名) 〇〇運送株式会社 (代表者名) 〇〇 一郎 (印)	自動車数	トラック	11人未満	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
業務の有・無	職名	自動車数	トラック	30人未満	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
既に整備管理者 に選任されている本拠	名称	自動車数	トラック	30人未満	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	
	位置	自動車数	トラック	30人未満	点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	

1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するに提出すること。
2. 整備管理者1名ごとに提出すること。
3. 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。
4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で書くこと。
5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること

6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)
7. 「所属事業主同意書」の欄には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること
8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること
9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること

中部運輸局

整備管理者

●記入例

整備番号		別紙 1	
整備管理者(選任・変更・廃止)届出			
中部 運輸局長殿 運輸支局長殿		平成 19 年 9 月 10 日	
●該当するところに○を付す		届出者の氏名又は名称 愛知北江中川運輸株式会社 あいちせいえんかあづみかわしやうかい 代表取締役 愛知太郎 名古屋市中川区北江町 2-2-1 TEL 123 456 7890	
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。			
選任年月日	平成 19 年 9 月 1 日	業種	自動車
整備管理者氏名	(ふりがな) あいち こたろう 明太郎 愛知 小太郎 57年 1月 18 日生 TEL 123 456 7890	車種	バス ハイタク トラック 8トン以上 8トン未満 2 4 貨物軽 事業用計 6 レンタカー 11人以上 11人未満 バス (レンタ カー以外) 30人未満 30人未満 その他 計 6
業の種類	1. バス (3) トラック(4以外) 5. レンタカー 2. ハイタク 4. 貨物軽 6. その他の自家用	整備管理者の資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他 (番号) 年月から 年月まで 事業場名 位置 業務の概要 H16/4 H19/8 中川運輸 本社 点検整備 整備管理者又は整備管理の経験 事業主の承認書 上記愛知小太郎が確かに上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。 事業主住所氏名(名称)愛知北江中川運輸(株) (代表者名)愛知太郎 (印)
整備責任者	運輸二部 職名 所長	自動車数	合計 6
委託	所属事業主 同意書 当事業場の上記 小太郎が中川運輸の整備管理者になることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 300 mです。 事業主住所氏名(名称)愛知北江中川運輸(株) (代表者名)運輸一部 (印)	車両法第53条の規定による解任の有無	有 (年 月 日) 無
兼職の有・無	職名	変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他 () 前管理者名 ()
既に整備管理者に選任されている本局	名称 位置	●前任者と交代する場合に記入	
●委託する場合のみ記入		●署名または押印	
1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するに提出すること。 2. 整備管理者1名ごとに提出すること。 3. 整備士試験に多科目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。 4. 変更届出の場合は変更事項を青色で記入すること。 5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること。 6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。) 7. 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること。 8. 「事業主の承認書」の欄には、整備管理者が属する事業場を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること。 9. 「解任後の所属書」の欄には、選任される本人が内容を確認の上、押印又は署名すること。 10. 選任前研修終了証の写し又は整備士資格の保有を証する書類の写しを添付すること。			

●整備士免許保有の場合は記入の必要なし
経験で管理者になる人が記入する

●選任前研修を受講された方は研修終了証(写)を、整備士資格をお持ちの方は整備士手帳等の(写)を1部添付してください

6.運行管理者・整備管理者の選任及び職務等

近畿運輸局

整備管理者

●記入例

第1号様式

●整備管理者選任前研修の修了書もしくは整備士の合格証書のコピーを忘れずに添付してください

●日付の記入は不要です

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

●該当するものに○をつけます

●事業者の名称(ふりがなを忘れずに!)事業者の住所、電話番号を記入してください

●自動車の使用の本拠の位置を記載してください(会社の住所ではありません)

●営業所の自動車数を記入します(会社全体の車両数ではありません)

●外部委託をする場合は、自社の整備責任者名と職名を記入し、委託先との距離及び事業主の署名又は押印をもらってください

●整備の経験を行った事業場の住所と名称・代表者名を記入してください(署名もしくは記名押印)

●整備士の資格で選任要件を満たす方は、こちらに証書番号を記入してください

●今回選任される整備管理者が別の会社で整備管理者をされている場合は、その会社の名称と住所を記入してください

●研修を受けた日と研修終了番号を記入してください

●選任される整備管理者の署名または記名押印をしてください

●整備管理者(選任・変更・廃止)届出

大阪運輸支局 株式会社
あみだうみゆ しきく せうしきかひし
京屋川市高宮堂町 12-1
TEL 072 (822) 4374

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日	平成 19 年 10 月 23 日	業種	車種	台数	整備管理者の資格要件
☆整備管理者氏名	(ふりがな) あみだうみ ゆ しきく せうしきかひし 明・大・平 30 年 1 月 1 日生 通 52 オ	事業用	バス	10	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格
使用の本拠の位置	☆名称 大阪運輸支局 株式会社 京屋川 高宮堂町 12-1 TEL 072 (822) 4374	自動	ハイタク	10	4. 整備管理の経験 5. その他()
☆事業の種類	1. バス 2. ハイタク 3. トラック(4. 以外) 4. 貨物車 5. レンタカー 6. その他の自家用	事業用	トラック	10	年月から 年月まで 事業場名 位置 業務の概要
整備責任者	職名	合計	10	点検整備、整備管理者又は整備管理の経験	上記 大阪 太郎 が確かに上記事業場 上記の業務を行っていたことを証明します。
委託 所属事業主 同意書	当事業場の上記 整備管理者になることに同意します。なお、当事業場との距離は、約 m です。	事業主の確認書	事業主住所 氏名(名称、代表者名) 京屋川市高宮堂町 12-3 大阪運輸整備株式会社 代表取締役 近藤 次郎 (押印)	整備士の資格	整備士 合格年月日 年 月 日 合格証書番号 第 号
☆業務の有(無)	職名	変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他() 前管理者名	被選任者の同意書	私 大阪 太郎 は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。(整備管理者の署名又は記名押印) 大阪 太郎 (押印)
既に整備管理者に選任されている本拠	名称 位置	※備考	整備管理者選任前研修 大阪第 12345 号 平成 19 年 11 月 20 日		

中国運輸局

— 整備管理者 —

●記入例(表)

整理番号										
整備管理者(選任・変更・廃止)届出書										
平成〇〇年〇〇月〇〇日										
●該当する項目を囲んでください。										
中国運輸局長 殿										
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。										
事業の種類		1.バス 2.ハイタク 3.トラック(4.以外) 4.貨物軽運送 5.レンタカー 6.その他自家用								
ふりがな		がふしき がいいし ここううんゆ								
届出者の氏名又は名称		株式会社 国交運輸								
届出者の住所及び電話番号		東京都千代田区霞が関 2-1-3 Tel. 03 - 0000 - 0000								
選任年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日									
整備管理者氏名	(ふりがな) うん ゆ いし 三 大 昭 平 〇〇年〇月〇日生 満 〇〇才									
使用の本拠の位置	名称	株式会社 国交運輸 中国 営業所								
	住所	広島県広島市中区上八丁堀 6-30 Tel. 082 - 228 - 0000								
兼職の有・無	有	職名	運行管理者	職務内容	車両の運行管理全般					
変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他(前管理者名(国交花子))	車両法第53条の規定による解任の有無	有(年月日) 無							
被選任者の同意書	私 運輸一郎 印 は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、整備管理者として業務を遂行することを同意します。									
●押印または署名をしてください。		●選任する整備管理者について、過去2年間における解任命令の有無を記入してください。				●使用の本拠の位置(営業所など)に配置されている車両のうち、該当するものの台数を記入してください。(会社全体の台数ではありません。)				
業 態		車 種		台 数						
自動車		バス								
		ハイタク								
		トラック		8トン以上	10					
				8トン未満	5					
		軽貨物								
自家用		レンタカー		11人以上						
				11人未満						
		バス(レンタカー以外)		30人以上						
				30人未満						
		その他								
合計				15						

●記入例(裏)

●該当する項目を囲んでください。		●資格要件が整備士である場合に記載してください。(整備士合格証明書を参考にしてください)	
整備管理者の資格要件	1.点検又は整備の経験 2.整備管理者の経験 3.整備士資格 4.整備管理の経験 5.その他		
点検整備、整備管理者又は整備管理の経験	年月から	年月まで	事業場名
	H15.4	H22.3	株式会社 国交整備工場
事業主の確認書	前記 運輸一郎 が、上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。		
委託	●委託される側の事業場について記入してください。		
所属事業主同意書	●委託する側の事業場の担当者を記入してください。		
当事業場の上記 運輸一郎 が株式会社 国交運輸中国営業所の整備管理者になることに同意します。	●業務内容を簡潔に記入してください。		
なお、当事業場との距離は、約 8 kmです。	●押印または署名をしてください。		
事業主氏名(名称) 株式会社 国交整備工場 (代表者氏名) 運輸 太郎 印 住所 広島県広島市西区観音新町4-13	●資格要件が実務経験である場合に記入してください。		
代務者又は整備責任者 国交 一郎 職名 管理係長	選任前研修 (証明番号) 中国 4-9999 (年月日) 平成22年3月11日		
既に整備管理者に選任されている本拠	名称	位置	受付印

7

車両管理台帳

車両管理台帳は、所属車両の諸元や点検整備の記録などを車両ごとに記載してこれを会社に保管し、各車両の状況の把握及び保守管理上の資料として必要です。車両台帳の代わりに自動車検査証の写しを綴じ保管しておくのもひとつの方法です。

●記入例

車 両 台 帳 (諸元表)													
登録番号	品川 100さ 00-00	登録年月日	平成 00年 0月 0日	初度登録年月	平成 00年 0月 0日	自動車の種別	普通	用途	貨物	自家用・事業用の別	事業用	車体の形状	キャブオーバー
車名	00-FC1JK	型式	DA	乗車定員	3人	最大積載量	0000kg	車両重量	0000kg	車両総重量	0000kg	燃料の種類	軽油
車台番号	00.000	原動機の型式	000C	長さ	000cm	幅	000cm	高さ	000cm	総排気量	0.000L	燃料の消費率	0.000L/100km
所有者	氏名又は名称	000自動車販売 0000						備考	型式指定番号及び製造区分番号				
住 所	00都 00区 00町 0丁目 0番 0号	使用車種規制 (NoX)適合						前軸重 0000kg					
使用	氏名又は名称	有限会社 0000						前軸重 kg					
住 所	00都 00区 00町 0番 0号							後軸重 kg					
使用の本拠の位置	00都 00区 00町 0番 0号							全軸重 0000kg					
自動車の有効期間				損害賠償責任保険				任意保険 (対人・対物)					
年令	00年 0月 0日まで	加年 月 日	期 限	契約先	保 険 証 番 号	月 賦	加年 月 日	期 限	契約先	保 険 証 番 号	月 賦		
	まで	00年 0月 0日	15年 0月 0日	00支店 海老蔵	00000000		15年 0月 0日	15年 0月 0日	0000 0000	0-A00000			
	まで	まで	まで	まで	まで		まで	まで	まで	まで			
	まで	まで	まで	まで	まで		まで	まで	まで	まで			
	まで	まで	まで	まで	まで		まで	まで	まで	まで			
配 置 場 所													
配置(転出)年月日													
重 量 所 名													
転 出 先													

点検整備の記録

●記入例

点検整備の記録									
点検整備の種別	累計走行杆	点検年月日及び完了年月日	整備実施者の氏名又は名称	点検結果及び整備概要	使用部品名	金 額			
						部 品 (円)	工 賃 (円)	計 (円)	
7月	00000	14.0.00	00自動車整備工場	定期点検	なし				
3ヶ月	00000	14.0.00	" "	"	なし				
3ヶ月	00000	14.0.00	" "	"	0000交換	0000	0000	0000	
車検	00000	14.00.00	" "	車検整備	0000-式	00000	0000	00000	

注：この用紙には、点検整備の他、臨時整備等も記入してください。

©禁複製 南緯法文研社 03(3643)7961

8

日常点検表

本様式は、自動車の使用者に義務付けられている道路運送車両法第47条の2に基づく自動車点検基準第1条並びに別表第1に規定されている日常点検基準を基に効率的かつ確実に点検が実施できるとともにその効果があがるよう、車両の使用状態等を加味し、わかりやすく使いやすく作成したものです。

1.点検要領

- (1) 点検は1日1回その運行の開始前に必ず行うこと。
- (2) 点検に先立ち、前日又は前回の運行中に異状があったか又は修理があったかどうかの処置の確認をすること。
- (3) 点検は下図の点検順序(矢じるし)に従い日常点検表を用いて行うこと。
- (4) 点検の結果、良し印否は×印を確実に記入すること。
- (5) 点検終了後は、整備管理者(又は補助者)に点検結果を報告し運行の可否決定を受け、その結果を運行管理者に報告すること。

2.異常時の処置と記録

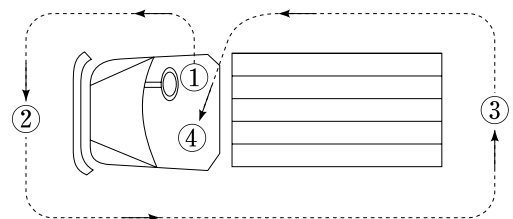
- (1) 点検時あるいは運転中において異状箇所を発見した場合は直ちに整備管理者(又は補助者)に報告し、修理を必ず受けること。修理完了後その箇所及び処置を記録表に記載すること。
- (2) 前日の異状箇所の処理については点検時に必ず確認し、異状箇所のなかった場合もその旨をチェックすること。
- (3) 運行中に異状が発生した場合は直ちに運行を中止し、整備管理者等に連絡するとともにその指示に従うこと。(故障車両は絶対に運行しないこと。)

3.乗務の引継ぎ

乗務を引継ぐときは、車両の状態について交替する運転者に通告するとともに、乗務するときには当該車両のかじ取り、制動装置その他重要な部分の機能について点検すること。

日常点検の順序

点検をすべき箇所を効果的かつ確実に実施するため右図の点検順序により、日常点検表を用いその点検基準に従って点検を実施し、定められた記号により点検結果を記入しなければなりません。



日常点検表の太文字部位はエア・ブレーキが装着されている場合に点検して下さい。

- トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間について、次の点検をします。
- ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。
- フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。

日常点検結果の報告(確認)

点検終了後は、整備管理者又は補助者に点検結果を報告し、確認を受けなければなりません。

なお、補助者が点検結果を確認した場合は、あとで管理者が確認することが義務付けられています。

8.日常点検表

日常点検表

●記入例

日常点検表 (貨物・バス)							
登録番号(車番) ○○○○			平成○○年 ○月 ○日 (○ 曜日)				
運転者(点検者) 東京太郎			整備管理者 又は補助者 四谷 三郎 (印)				
順序	点検項目	点検内容	良否	順序	点検項目	点検内容	良否
① 運 転 者 席	エンジン	かかり具合、異音 低速、加速の状態	✓	② 車 両 の 周 り	エア・タンク	タンク内の凝水	
	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、効き具合	✓		ブレーキ・ペダル	踏みしろ、効き具合	
	駐車ブレーキ・レバー	引きしろ	✓		ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク すぎ間	
	空気圧力計	圧力の上がり具合			番号灯、方向指示器		
	ブレーキ・バルブ	排気音			尾灯、制動灯、後退灯	点灯、点滅具合	✓
	方向指示器	点滅具合	✓		非常点滅灯、その他灯火		
	ブレーキ・オイル	リザーバタンクの液量	✓		灯火類のレンズ、反射器	汚れ、変色、損傷状況	✓
	ウインド・ウォッシャー	液量、噴射状態	✓		座席(シートベルト)	装着状況	✓
② 車 両 の 周 り	ワイパー	ふき取り状態	✓	③ そ の 他	工具、スベア・タイヤ	定位置固定の状況	✓
	ラジエータ	冷却水の量	✓		非常信号用具、停止表示器材		
	ファン・ベルト	張り具合、損傷	✓		車検証、自賠責保険証	車載状況	✓
	エンジン・オイル	液量、液漏れ	✓		点検整備記録簿		
	バッテリー	液量	✓		チャート紙	装着状況	✓
	前照灯、方向指示器				前日における異状箇所の処置状況		
	車幅灯、非常点滅灯	点灯、点滅具合	✓		なし		
	その他灯火				当日の不具合箇所の処置状況		
	灯火類のレンズ、反射器	汚れ、変色、損傷状況	✓		なし		
	タ イ ヤ	空気圧、異状摩耗	✓		運行可否の決定結果 (可) 否		
亀裂、損傷		✓					
溝の深さ							
★ディスク・ホイールの取付状態 ホイール・ボルトの折損 ホイール・ナットの緩み		★					

注1：点検の結果の良否欄は、点検良は「レ」印を、点検否は「×」印を記入する。
 注2：着色部位の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 注3：斜体文字(★印)部位の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
 注4：太文字部位は、エア・ブレーキが装着されている自動車の点検項目及び点検内容(表紙参照)を示す。
 おことわり：この点検表は自主点検項目が加味されております。 商品コード：201(貨物・バス用)

根拠法令

道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)

自動車点検基準別表第1(事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準)

8.日常点検表

日常点検表(1ヵ月用)

●記入例(表)

日常点検表(平成〇〇年〇月)

登録番号
又は車番 〇〇-〇〇 号

点検項目・点検内容	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
運 転 者 席	エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	駐車ブレーキ・レバーの引きしろ	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	空気圧力計の上がり具合	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ブレーキ・バルブの排気音	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	方向指示器の点滅具合	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ブレーキ・オイルのリザーバ・タンクの液量	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ウインド・ウォッシャの液量、噴射状態	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ワイパーの拭き取り状態	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
車 両 の 周 り	ラジエータの冷却水の量	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ファン・ベルトの張り具合、損傷	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	エンジン・オイルの液量、液漏れ	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	バッテリーの液量	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	前照灯、方向指示器、車幅灯、非常点滅灯、 その他灯火の点灯、点滅具合	レ	×	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	タイヤの空気圧、異状摩耗、亀裂、損傷	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	タイヤの溝の深さ	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	★ ディスク・ホイールの取付状態 ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
そ の 他	エア・タンク内の凝水	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合 ブレーキ・チャンバのロッドのストローク ドラムとライニングのすき間	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	番号灯、方向指示器、尾灯、制動灯、後退灯、 非常点滅灯、その他灯火の点灯、点滅具合	レ	レ	レ	レ				レ	レ	×	レ	レ			レ
	灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	座席(シートベルト)の装着状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	工具、スペア・タイヤの固定状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	非常信号用具、停止表示器材、車検証、 自賠責保険証、点検整備記録簿の車載状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
	チャート紙の装着状況	レ	レ	レ	レ				レ	レ	レ	レ	レ			レ
点検実施者(運転者)		印	印	印	印				印	印	印	印	印			印
前日における異状箇所の処置状況の確認				レ								レ				
当日の不具合箇所の処置状況の確認			レ								レ					
整備管理者 (又は補助者)		印	印	印	印				印	印	印	印	印			印

注1：点検の結果、点検良は「レ」印を、点検否は「×」印を記入する。

注2：着色部位の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

注3：斜体文字(★印)部位の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

注4：太文字部位は、トラック・バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車の点検項目及び点検内容を示す。

おことわり：この点検表は自主点検項目が加味されております。

商品コード：206 (貨物・バス用)

8.日常点検表

●記入例(裏)

日常点検表 (平成〇〇年〇月)																登録番号 又は車番		〇〇-〇〇 号		
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日 付	点検項目・点検内容	運 転 者 席	車 両 の 周 り	そ の 他
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	レ				エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				駐車ブレーキ・レバーの引きしろ			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				空気圧力計の上がり具合			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ブレーキ・バルブの排気音			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				方向指示器の点滅具合			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ブレーキ・オイルのリザーバ・タンクの液量			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ウインドウォッシャの液量、噴射状態			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ワイパーの拭き取り状態			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ラジエタの冷却水の量			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ファン・ベルトの張り具合、損傷			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				エンジン・オイルの液量、液漏れ			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				バッテリーの液量			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				前照灯、方向指示器、車幅灯、非常点滅灯、 その他灯火の点灯、点滅具合			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				タイヤの空気圧、異状摩耗、亀裂、損傷			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				タイヤの溝の深さ			
★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		★ ディスク・ホイールの取付状態 ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				エア・タンク内の凝水			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合 ブレーキ・チャンバのロッドのストローク ドラムとライニングのすき間			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓										番号灯、方向指示器、尾灯、制動灯、後退灯、 非常点滅灯、その他灯火の点灯、点滅具合			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況			
						✓	✓					✓	✓				座席(シートベルト)の装着状況			
						✓	✓					✓	✓				工具、スベア・タイヤの固定状況			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				非常信号用具、停止表示器材、車検証、 自賠責保険証、点検整備記録簿の記載状況			
✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓					✓	✓				チャート紙の装着状況			
印	印	印	印	印		印	印					印	印				点検実施者(運転者)			
																	前日における異状箇所の処置状況の確認			
																	当日の不具合箇所の処置状況の確認			
印	印	印	印	印		印	印					印	印				整備管理者 印 (又は補助者)			

注1：点検の結果、点検良は「レ」印を、点検否は「×」印を記入する。(貨物・バス用)
 注2：着色部位の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 注3：斜体文字(★印)部位の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
 注4：太文字部位は、トラック・バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車の点検項目及び点検内容を示す。
 おことわり：この点検表は自主点検項目が加味されております。

8.日常点検表

異状・不良箇所と 処置内容記録表

●記入例

日常点検時及び前日における異状箇所又は不良箇所と処置内容記録表

区分 日付	異 状 箇 所 (又は不良箇所)	異 状 箇 所 の 状 態 (又は不良箇所)	処 置 内 容	整備管理 者及び運 行管理者 の印
○ 月 2 日	方向指示器	右側方向指示器の破損	整備工場にて 破損部分の修理及び交換	(印)
○ 月 10 日	制動灯 (後部左側)	球切れのため点灯しない	球の交換を実施	(印) (印)
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

©禁複製 (株)輸送文研社 03(3861)0291

商品コード：025

点検整備記録簿

事業用自動車については、自動車点検基準に定められた技術基準の項目及び走行距離や使用の条件を考慮した点検を実施しなければならないことが義務付けられています。

自動車点検基準には、3 か月点検、12 か月点検の各点検時に実施すべき点検項目が定められており、実施した点検整備の結果は、点検整備記録簿に所要事項をもれなく記載しそれを保存しなければなりません。

なお、あらかじめ年間を通じての点検整備計画を立て、予定実施表を社内に掲示して周知徹底を図るようにします。

(1) 点検整備記録簿

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次の事項を記載しなければなりません。

- ① 点検の年月日
- ② 点検の結果
- ③ 整備の概要
- ④ 整備を完了した年月日
- ⑤ その他国土交通省令で定める次の事項
 - ・ 自動車登録番号又は車台番号
 - ・ 点検時の総走行距離
 - ・ 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所

(2) 保存期間

1 年間（事業用自動車）



道路運送車両法第48条（定期点検整備）、第49条（点検整備記録簿）
 自動車点検基準別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）
 貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条（点検整備）

9.点検整備記録簿

点検整備記録簿

●記入例

●タイヤの空気圧を調整した

●該当する点検時期を記入する

●検査証をみて記入する

点検整備記録簿 (分解整備記録簿)		使用者の氏名又は名称		車名及び型式		自動車登録番号又は車両番号	
点検 分解	交換 修理 調整	締付 清掃 給油	住所	車名及び型式	自動車登録番号又は車両番号	車台番号	事業用等
3	12	12	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
点検の結果及び整備の概要 ■ かじ取り装置 ハンドル操作員合 ギヤ・ボックスの油漏れ ギヤ・ボックスの取付けの締め ロッドとアーム部の締め、がた、損傷(※) ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷 ナックルの連結部のがた(※) かじ取り車輪のホイール・アラメント パワーステアリング装置のベルトの締め、損傷 パワーステアリング装置の油漏れ、油量(※) パワーステアリング装置の取付けの締め ■ 制動装置 ブレーキペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキのきき具合 駐車ブレーキ機構、引きしろ 駐車ブレーキのきき具合 ホースとパイプの漏れ、損傷、取付状態 リザーバ・タンクの液量 マスタシリンダ、ホイールシリンダ、ディスク・キャリパーの機能、摩耗、損傷 ブレーキ・チャンプのストローク ブレーキ・チャンプの機能 ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレーバルブの機能 助力装置のエア・クリーナの詰まり 助力装置の機能 ブレーキ・カムの摩耗 ドラムとライニングとのすき間 シューの磨耗部分、ライニングの摩耗(※) ドラムの摩耗、損傷 バック・プレートの状態 ディスクとパッドとのすき間(※) パッドの摩耗(※) ディスクの摩耗、損傷 センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの締め センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 センタ・ブレーキ・ライニングの摩耗 センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷 二重安全ブレーキ機構の機能 ■ 走行装置 タイヤの状態(※)空気圧、亀裂、損傷、溝の深さ、異常摩耗 ホイール・ナット、ホイール・ボルトの締め フロント・ホイール・ベアリングのがた(※) リム、サイドリング、ホイール・ディスクの損傷 リヤ・ホイール・ベアリングのがた ■ 緩衝装置 リーフ・サスペンションのスプリングの損傷 リーフ・サスペンションのスプリング取付部、連結部の締め、がた、損傷 コイル・サスペンションのスプリングの損傷 コイル・サスペンションの取付部、連結部の締め、がた、損傷 エア・サスペンションのエア漏れ エア・サスペンションのベローズの損傷(※) エア・サスペンションの取付部、連結部の締め、損傷(※) エア・サスペンションのレバリング・バルブの機能 ショック・アブソーバの油漏れ、損傷 ■ 動力伝達装置 クラッチ・ペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間 クラッチの作用 クラッチの液量 トランスミッション・トランスファの油漏れ、油量(※) プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の締め(※) プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの存在駆手部のダスト・ブーツの亀裂、損傷 プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの駆手部のがた プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた デフ・レンジャーの油漏れ、油量(※) ■ 電気装置 点火プラグの状態(※) 点火時期 ディストリビュータのキャップの状態 バリエリ・ターミナル部の接続状態 電気配線の接続部の締め、損傷 ■ 原動機 エア・クリナー・エレメントの状態(※) シリンダ・ヘッド、マニホールドの各部の締付状態 低速及び加速の状態 排気の状態 潤滑装置の油漏れ 燃料装置の燃料漏れ 燃料装置のファンベルトの締め、損傷 冷却装置の水漏れ ■ ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 ブロアバイ・ガス還元装置 メーター・バルブの状態 配管の損傷 燃料漏れ防止装置 配管等の損傷 チャコール・キャニスタの詰まり、損傷 チェック・バルブの機能 一酸化炭素等発散防止装置 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの締め、損傷 二次空気供給装置の機能 排気ガス再循環装置の機能 減速時排気ガス減少装置の機能 配管の損傷、取付状態 ■ 警告器等 警音器の作用 窓ふき器の作用 洗浄液噴射装置の作用 デフロスタの作用 施設装置の作用 ■ エグゾースト・パイプ及びマフラ 取付けの締め、損傷(※) マフラの機能 ■ エア・コンプレッサ エア・タンクの減水 エア・コンプレッサ、フレンジャー・レギュレータ、アンロード・バルブの機能 ■ 高圧ガスを燃料とする燃料装置等 導管、継手部のガス漏れ、損傷 ガス容器取付け部の締め、損傷 ■ 車枠及び車体 非常口の扉の機能 車枠、車体の締め、損傷 ■ 連結装置 カブラの機能、損傷 キングピン、亀裂、損傷 ピントル・フック、ルネット・アイの損傷 ■ 座席 座席ベルトの状態(事業用バス・乗用車のみ) ■ 開扉発車防止装置 防止装置の機能 ■ その他 シャシ各部の給油状態 ■ その他の点検項目 ウィンカーランプ							
記事(主な交換部品、測定結果等)			(測定結果)		自動車分解整備事業者の氏名又は名称(点検整備者)		整備主任者の氏名
ウィンカーランプ			●CO,HC濃度(アイドリング時)		〇〇-〇〇		〇〇〇〇
			CO %		〇〇整備(株)〇〇工場		点検の年月日
			HC ppm		〇〇市〇〇町〇〇		整備完了年月日
							点検(整備)時の総走行距離
							75,888 Km

●整備の際に交換した部品名などを記入する

●方向指示器のランプを交換した

●点検や整備を実施した者の氏名、住所を記入する

10

事故報告書／ 事故速報／事故の記録

(1) 事故報告書の提出

貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車は、次ページの各種の重大事故があったときは30日以内に、事故の種類、原因その他必要な事項を自動車事故報告書に記載して運輸監理部長又は運輸支局長を経由して国土交通大臣に届け出なければなりません。

(2) 速 報

死者又は重傷者が生じたとき、10人以上の負傷者が生じたとき、自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突、接触したことにより危険物、火薬類等が全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたとき、酒気帯び運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴う事故を起こしたときなど法令で定められた事故のほか、国土交通大臣の指示があったとき（例：事故の規模が大きいと判断される場合や事故発生による社会的影響が大きいと判断される場合）は、24時間以内においてできる限り速やかに電話等によりその事故の概要を運輸支局長に速報しなければなりません。

この場合、速報を受ける支局の記録様式に則して必要な事項を必ず報告して下さい。（記録様式は74頁の「自動車事故速報」を参照。）

(3) 事故の記録

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに、道路交通法第67条第2項に規定する交通事故（人の死傷若しくは物の損壊）又は自動車事故報告規則第2条に規定する事故（次ページの事故）があった場合には、次に掲げる事項を記録し、3年間保存しなければなりません。

- ① 乗務員の氏名
- ② 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③ 事故の発生日時
- ④ 事故の発生場所
- ⑤ 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- ⑥ 事故の概要（損害の程度を含む。）
- ⑦ 事故の原因
- ⑧ 再発防止対策

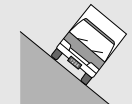


貨物自動車運送事業法第24条（事故の報告）
道路運送車両法第41条（自動車の装置）
自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）、第4条（速報）
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2（事故の記録）

自動車事故報告書の提出が義務づけられている事故の種類

①-(1) 転覆事故

自動車が道路上において
35度以上傾斜したとき



①-(2) 転落事故

自動車が道路外に転落し
た場合で、その落差が0.5m
以上するとき



①-(3) 火災事故

自動車又は積載物が火災
を起こしたとき



①-(4) 接触事故

鉄道車両と衝突し、若しく
は接触したもの



② 10台以上の自 動車の衝突又 は接触を生じ たもの



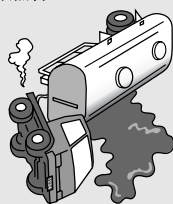
③ 死傷事故

死者又は重傷者を生じたもの
(14日以上病院に入院することを
要する傷害で、医師の治療を要す
る期間が30日以上のもの、あるいは
病院に入院することを要する傷害
で、医師の治療を要する期間が30
日以上のもの、あるいは14日以上病
院に入院することを要する傷害)

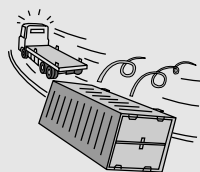


⑤ 積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が 飛散し、又は漏えいしたもの

- ・ 消防法第2条第7項に規定する危険物(塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物重塩素酸塩類等)
- ・ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
- ・ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス(常用の温度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス、又は温度35度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く)等)
- ・ 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
- ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
- ・ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
- ・ 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物



⑥ 自動車に積載された コンテナが落下した もの



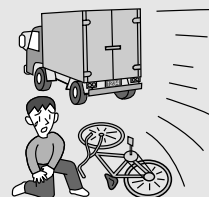
⑦ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの



⑧ 運転者の疾病により、 事業用自動車の運転 を継続することがで きなくなったもの



⑨ 救護義務違反があっ たもの



⑩ 車両故障に起因する 事故

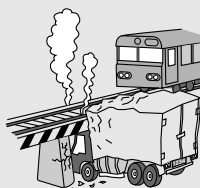
(自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置)の故障により自動車の運行ができなくなったもの)



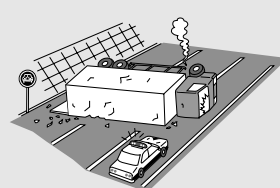
⑪ 車輪の脱落、被牽引 自動車の分離を生じ たもの(故障による ものに限る。)



⑫ 橋脚、架線その他の 鉄道施設を損傷し、 3時間以上本線にお いて鉄道車両の運転 を休止させたもの



⑬ 高速自動車国道又は 自動車専用道路にお いて、3時間以上自 動車の通行を禁止さ せたもの



⑭ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

(4) 緊急時対応マニュアル

国土交通省は、我が国における危機管理意識の高まりに対応し、迅速な行政対応によって類似事故を未然に防止することで、事業用自動車における事故削減を図るため、「事業用自動車総合安全プラン2009」（平成21年3月）に基づき、自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示（平成21年国土交通省告示第1224号）を制定し、緊急時対応マニュアルを作成しました。

緊急時対応マニュアルでは、以下のとおり事故と事件を区別して対応することとなっています。

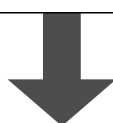
① 速報の対象となる事故

【Ⅰ．特定重大事故】

- ・ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたもののうち、大量に飛散し、又は大量に漏えいしたものに限る。）
 - i 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - ii 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - iii 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - iv シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - v 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- ・ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

【Ⅱ．重大事故】

- ・ 2名以上の死者を生じた事故
- ・ 5名以上の重傷者を生じた事故
- ・ 10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない。）を生じた事故
- ・ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限り、大量に飛散し、又は大量に漏えいしたものを除く。）
 - i 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - ii 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - iii 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - iv シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - v 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- ・ 酒気帯び運転を伴う事故
- ・ 自然災害に起因する可能性のある事故
- ・ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき



速やかに、把握した範囲の事故内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（又は電話）により速報

【Ⅲ．放射性輸送物の自動車輸送時における事故】

直ちに、把握した範囲の事故内容を所定様式に記載し、国土交通省自動車局環境政策課へFAX（又は電話）により速報

② 速報の対象となる事件

【Ⅰ．特定重大事件】

- ・施設の不法占拠
- ・爆弾又はこれに類するものの爆発
- ・核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布
- ・運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

直ちに、把握した範囲の事件内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（又は電話）により速報

【Ⅱ．重大事件】（特定重大事件以外の次の事件）

- ・運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

【Ⅲ．事件予告】

- ・特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

速やかに、把握した範囲の事件内容や予告内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（又は電話）により速報



自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示
（平成21年国土交通省告示第1224号）

自動車事故報告書

(表)

●報告書を提出するときの大臣名を書きます。

●事故発生の日時、場所及びその時の天候状況を書きます。
 (イ) 時間は24時間制で
 (ロ) 場所は番地、高速道路のときは「上り、下り」の区分と〇〇kmポスト
 (ハ) 道路は、国、県、市道と書きます。
 (通称名でも可)

●家族・警察への連絡、死者又は負傷者にとった処置、病院への収容状況、旅客、積荷等の処置を書きます。

別記様式（第3条関係）

自動車事故報告書						
国土交通大臣		殿				
自動車の使用者の氏名又は名称 住 所 電話番号						
年 月 日 提出						
☆発生日時	年	月	日	時	分	☆路線名又は道路名
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪	5 霧	6 その他
☆発生場所	都道 府県	区市 郡	区町 村	番地		
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置				☆自動車登録番号又は車両番号		
☆ 当時の状況						
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）						
☆当時の処置						
☆事故の原因						
☆再発防止対策						
※備 考						

(日本工業規格A列4番)

●事故を誘発した背後の原因も究明します。
 (例) 管理の不適切、道路状況の不良、勤務状況の不良等

10.事故報告書／事故速報／事故の記録

番 号

平成 13 年 8 月 13 日

東京陸運支局長



自動車登録番号又は車両番号／自動車検査証番号		登録年月日／交付年月日	初年度登録年月	自動車の種別	用途	自動車事故の程度	車 体 の 形 状	
品川 100 さ		平成 13 年 8 月 13 日	平成 13 年 8 月	普通	貨物 用		キャブオーバ	
車 名		登録	車 種	車 体 定 員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
D A		品川 100 さ	3人	3600kg	4210kg	7975kg		
車 台 番 号		原 動 機 の 型 式	長 さ	幅	高 さ	燃料の種類	型式指定番号	
F C 1 J K		J O 8 C	825cm	223cm	265cm	7.90ℓ	軽油	
所有者の氏名又は名称		自動車株式会社					最初軸重	2100kg
所有者の住所		東京都					前軸軸重	-kg
使用者の氏名又は名称		有限会社					後軸軸重	-kg
使用者の住所		東京都世田谷区					法後軸重	2110kg
使用の本拠の位置		東京都						
有効期間の満了する日		平成 15 年 月 日						
備考欄：品川100、使用車種規制（NOx）適合、この自動車の使用の本拠は（NOx）特定地域内です。ペイント式								

（注 意 事 項）

1. 申請された登録事項等と相違しないことを確認してください。もし相違しているときには、速ちに申し出てください。
2. 登録年月日の欄には、新規登録の年月日又は最新の移転登録の年月日が表示されています。
3. 自動車登録番号の交付を受けられる方は、この通知書を自動車登録番号交付代行票に提示してください。

自動車登録番号 交付印

東京都陸運支局長印

●報告書を提出する日を書きます。

●事故車両の登録番号
（トレーラがある場合はその登録番号を
下段に記入します。）

●事故車両を管理している場所と名称を自動車検査証のとおり記載します。

〔記載例〕

当該運転者は、____ 時に出勤して日常点検を実施し____ の行う点呼を受けたのち

●点検執行者名

____ に行くため____ 時に出庫

●場所（具体的に）

____ から____ へ（____）

●地名

●地名

●積荷があった場合は積荷名と重量

向うため____ km/hで当該場所（交差点の場合は交差点名称）にさしかかる____ m前で

●車両の速度

●認知距離

____ を発見____ を促したが

●車両、歩行者、自転車、物等（車両のときは登録番号を書く）

●事故車両が、事故回避するためとった動作を書く。

____ 間に合わず____ と接触又は（衝突）____ を負傷（又は死亡）させた。

●スリップ痕があればその距離（m）

※事故が続いている場合は以下

★し、____ m先に停車している____ の車両に衝突し、ガードレールを

●距離

●登録番号

突き破り 6 m下の畑に転落した。

なお____ は____ から急に飛出してきたので

●相手車両、歩行者、自転車

●道路周囲の状況を書く。

（例）カーブであったため、路地から
街路灯がなく、暗く、一時停止せずに、等

認知が遅れた。

●略図を書き込む

自動車事故報告書

●事故の種類を○で囲みます。

●2種類以上の事故が併発した場合にその発生順序を記入

●自動車検査証参照

●種類とナンバー
普通……1、2、3
ナンバー及び
8ナンバーの一部
小型……4、5、6、
7ナンバー及び
8ナンバーの一部
その他……9、0
ナンバー●イエローカードとは
積載危険物等の取扱方法等を記載した書類をいいます。●幅員は路肩部分を含め歩、車道の区分があるときは車道の幅員を書きます。
警察に聞いて書くといよい。(すぐ調べられる。)

●行先地、経過地、休憩地点及びそれぞれの予定時刻、交替運転者の配置、交替の状況などを書きます。

(裏)

事故の種類	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	☆ 危険認知時の速度	km/h	
	☆ 発生順																☆ 危険認知時の距離	m	
当該自動車の状態	☆ 転落の状態	落差 m 水深 m															☆ スリップ距離	m	
	衝突等の状態	1 正面衝突 2 側面衝突 3 追突 4 接触 5 物件衝突															当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進 (加速) 2 直進 (減速) 3 直進 (定速) 4 後退 5 追越 6 右折 7 左折 8 駐車 9 停車 10 転回 11 合流 12 その他	
自動車検査証参照	☆ 車名	☆ 型式	☆ 車体の形状		☆ 初度登録年又は初度検査年												道路での事故の場合には事故発生地点	1 車道 2 歩道 3 横断歩道 4 路側帯 5 路肩 6 バス停留所 7 その他	
	事業用	1 乗合旅客 2 貸切旅客 3 乗用旅客 4 特定旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 ロその他) 6 特定貨物 7 特定第二種															死傷事故の場合には死傷者の状態	1 車道 2 歩道 3 横断歩道 4 路側帯 5 路肩 6 バス停留所 7 その他	
自動車検査証参照	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送 3 その他															車両の故障に起因する場合には故障箇所	1 原動機 (速度抑制装置を除く) 2 速度抑制装置 3 動力伝達装置 4 車輪 (タイヤを除く) 5 タイヤ 6 車輪 7 軸組装置 8 制動装置 9 緩衝装置 10 燃料装置 11 電気装置 12 車体及び車体 13 連結装置 14 乗車装置 15 物品積載装置 16 窓ガラス 17 騒音防止装置 18 排気管等の発熱防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 21 警音器 22 視野を確保する装置 (後视镜、窓ふき器等) 23 計器 (速度計、走行距離計等) 24 雨火器 25 内圧容器及びその附属装置 26 運行記録計 27 その他	
	種別	1 普通 2 小型 3 その他															運送業務	☆ 氏名 才 ☆ 年齢 年 月 日 ☆ 経験年数 年 月 日 ☆ 本務・臨時の別 1 本務 2 臨時 ☆ 自動車運転を職業とする者には勤務状況 ☆ 最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び業務距離の合計 ☆ 事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数 ☆ 乗務開始から事故発生までの乗務時間及び業務距離 ☆ 最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び業務距離の合計	
自動車検査証参照	☆ 乗車定員	人															損傷の程度	1 死亡 2 重傷 3 軽傷	
	☆ 最大積載量	kg															シートベルトの着用状況	1 着用 2 非着用 3 非装備	
自動車検査証参照	☆ 当時の積載量	kg															☆ 交替運転者の配置	1 有 2 無 (交替後の乗務時間及び業務距離) 時間 km	
	許可等の必要性	制限外許可 1 有 2 無 特殊車両通行許可 1 有 2 無 保安基準の緩和 1 有 2 無															☆ 過去3年間の事故状況	(過去3年間の事故件数) 年 月 日 件	
自動車検査証参照	許可等の取得状況	制限外許可 1 有 2 無 特殊車両通行許可 1 有 2 無 保安基準の緩和 1 有 2 無															☆ 過去3年間の道路交通法の違反状況	1 有 2 無 (最近の違反年月日) 年 月 日 件	
	貨物の内容	1 土砂等 2 長大物品等 3 コンテナ 4 生コンクリート 5 危険物等 6 冷凍、冷蔵品 7 原木、製材 8 引越 9 その他															☆ 過去3年間の適性診断の受診状況	1 有 2 無 (最近の受診年月日) (適性診断受診場所) 年 月 日	
自動車検査証参照	積載危険物等	運搬の有無 1 有 2 無 種類 1 危険物 2 火薬類 3 高圧ガス 4 爆発物 5 R I 6 毒劇物 7 可燃物 ☆ 品名及び積載量又は放射能の量 () kg、1 () Bq ☆ イエローカードの携行状況 1 有 2 無															☆ 最近の健康診断の受診年月日	1 本務 2 臨時 損傷の程度 1 死亡 2 重傷 3 軽傷 シートベルトの着用状況 1 着用 2 非着用 3 非装備	
	道路	種類 1 道路 (イ高速自動車国道 ハその他) 2 その他の場所 ☆ 道路の幅員 m ☆ 道路の形状 1 平たん 2 上り 3 下り 道路の形状 1 直線 2 右曲り 3 左曲り 4 交差 5 つづら折 路面の状態 1 乾 2 湿 3 積雪 4 氷結 警戒標識の設置 1 有 2 無 ☆ 当該道路の制限速度 km/h 路切の状態 1 遮断機付き 2 警報機付き (その他)															☆ 運行管理者	氏名 才 運行管理者 資格者証番号	
自動車検査証参照	☆ 営業所及び運行等の状況	☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ) 安全性優良事業所の認定 (貨物のみ) 1 有 2 無 運送形態 1 下請運送 2 その他 ☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所 ☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所															☆ 損害の程度	● 死亡 人 (うち乗客 人) ● 重傷 人 (うち乗客 人) ● 軽傷 人 (うち乗客 人)	
	☆ 営業所及び運行等の状況	☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ) 安全性優良事業所の認定 (貨物のみ) 1 有 2 無 運送形態 1 下請運送 2 その他 ☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所 ☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所															※ 事業者番号		
自動車検査証参照	☆ 営業所及び運行等の状況	☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ) 安全性優良事業所の認定 (貨物のみ) 1 有 2 無 運送形態 1 下請運送 2 その他 ☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所 ☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所															※ 再発防止対策		
	☆ 営業所及び運行等の状況	☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ) 安全性優良事業所の認定 (貨物のみ) 1 有 2 無 運送形態 1 下請運送 2 その他 ☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所 ☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所																	

10.事故報告書／事故速報／事故の記録

☆印欄は具体的に記入する。不明な場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の必要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入できないときは別紙に記入しこれを添付すること。

- 危険を感じて（事故発生が予想されて）
（イ）処置（例えばブレーキ、ハンドル回避操作等）する直前の速度
（ロ）処置（例えばブレーキ、ハンドル操作等）したときの、相手車両または歩行者までの距離
（ハ）ブレーキをかけたときタイヤがロックし道路に残ったブレーキ痕の距離（雨天のときは「不明」と書きます。）

- 歩行者（通行人を含む）及び自転車乗りの事故のみ
直前の状況等を表わします。

- 車両事故の場合、この他に調査票が必要です。

履歴・タイムカード（出勤簿）・乗務日報・実績
チャート紙等から調べて書きます。

- 当該自動車を運転していた者の満年齢及び当該自動車の運転資格を得たときからの年数を書きます。
- 当該事業用自動車の運転者として選任されている場合。
- 事故発生日以前1ヶ月の休暇（公休日含む）の日数を書きます。
- 乗務開始から事故発生までの乗務距離を書きます。
〔2日以上にまたがって行われている場合はその乗務開始から、途中8時間以上離れたらそこで終了。〕
- 事故日まで連続何日間出勤していたか、合計何kmハンドルを握っていたか。

自動車事故速報

●記入例

〔自動車事故速報〕															(第 報)	
〇〇〇 運輸支局長										発信者: 株式会社 〇〇〇〇 運輸 受信者: 受付: 平成〇〇年 〇月 〇〇日 6時30分						
日時	平成〇〇年 〇月 〇〇日 () 6時00分					天候	晴			道路名: 〇〇高速道路 〇〇線 .kp						
場所	〇〇県 〇〇市 〇〇区 〇〇高速道路 〇〇線															
種類	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	車内	死者	重傷	危険物(飛散・漏洩)	その他(車輪脱輪)					
損害	死者: 人		重傷者: 2人		軽傷者: 1人		物的損害: 不明 万円			車両の損害: 不明 破()						
第一当事者	事業者名		株式会社 〇〇〇〇 運輸					業態等		車名・型式・年式						
	登録番号		練馬〇〇-あ 〇〇〇〇							大型トラック						
	運転者		〇〇〇〇		年齢	30才	経験	6年	本務・臨時	定員	当時:					
	他()				年齢	才	経験	年	本務・臨時	積載量	最大: 7t					
第二当事者	事業者名		飲食店経営					業態等		車名・型式・年式						
	登録番号									乗用車						
	運転者		〇〇〇〇		年齢	60才	経験	年	本務・臨時	定員	当時:					
	他()				年齢	才	経験	年	本務・臨時	積載量	最大:					
道路	幅員	勾配			直・曲の別			路面の種類			路面の状態			積雪		
	m	平	上	下	直	右	左	交	ル	ア	イ	砂	乾	湿	凍	
		坦	り	り	線	曲	曲	差	ス	フ	コ	利	他	燥	潤	
								ト			ア			cm		
転落	追越・行違・退避・単独			正立・横転(乗降口: 上・下)・逆転					路肩危険指定			車両制限令の指定				
	落差: m		場所:		水深: m		傾斜: 度		有・無							
踏切	種別: 第 種	幅員: m		見通し: m		勾配:		制限等:								
一般事項	危険認知の速度: km/h			当該道路の最高制限速度: km/h			危険認知距離: m									
事業者	所在地:							保有車両数: 両(両)								
	代表者名:							運行管理者:								
事故状況 (多重衝突事故等の場合は、現場略図等を別紙に記載すること。)																
〇〇 高速道路 〇〇線 走行中、右後輪が突然外れ車軸の付いたまま、中央分離帯を越えて、反対側車線に飛び出し、走行してきた乗用車のフロントガラスに衝突したものの、運転者、同乗者は負傷しています。																
指示事項								推定原因								
								備考								

※ 24時間以内に運輸支局長に報告すること。

© 禁複製 運輸文研社 03(3861)0291

10.事故報告書／事故速報／事故の記録

●記入例(裏)

運転者氏名	〇〇 〇〇	本務臨時	年 〇 月 〇 日	年齢	〇〇 才 〇 月 〇 日	採用	〇〇 年 〇 月 〇 日	運転者としての選任	〇 年 〇 月	助手名	
運転者の状態	事故以前1か月に 出勤しなかった日数 〇 日	乗務開始から事故発生 までの乗務距離 〇〇 Km	過去3年間の事故の状況	過去3年間の事故の数 〇 件	最近の事故年月日	〇 年 〇 月 〇 日	過去3年間の道路交通法 の違反状況	過去3年間の違反件数 〇 件	最近の違反年月日	〇 年 〇 月 〇 日	
免許証の種類	1.大型二種 2.大型 3.けん引 4.普通二種 5.普通 6.その他	免許番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	免許証有効期限	〇〇 年 〇 月 〇 日	免許に付された条件	(〇) 無 (眼鏡)				
過去3年間の 適性診断の受診及び所見	1.有 2.無 3.その他	交替運転者の配置	1.有 2.無 (交替後の乗務の時間及び乗務距離)	時間	Km						
最近の健康診断 の受診状況	〇 年 〇 月 〇 日	実施機関名	〇〇 病院								
事故に関する 教育の実施状況	〇 年 〇 月 〇 日	(定期)臨時・特別・部外	内容								
当該運転者に対する 再発防止のための 措置	当該運転者に対する指導及び注意事項等について書きます。 事故の再発防止のためにとった又はとる予定の措置を書きます。										
この欄は現場の写真、適性診断書、保険関係などの写しの貼付等に利用してください。	事故原因の一覧表 労働管理 1 資格要件に関する違反者の使用 2 安全及び健康の確保に関する監督不良 3 飲酒、疾病、疲労運転者の就業 4 乗務員の休業に関する管理不足(拘束時間又は乗務時間の不適切) 5 乗務員の休業に関する管理不足(休業施設の不良) 6 交替運転者の配置不履行又は確認不良 7 その他 運行管理 8 危険物積載者の運送引受又は継続の拒絶不履行 9 点呼不履行 10 点呼における確認及び指示の不適切又は不履行 11 異常気象時における危険防止の指示不良又は不履行 12 運送原因の調査の不適切又は不履行 13 関係法令の遵守の監督、監督の不良又は不履行 14 乗務員に対する輸送の安全確保に関する指導・監督不良又は不履行 15 運行計画(ダイヤ)の不適切 16 無免許(無資格)運転の命令容認 17 過積載運行の命令容認 18 速度超過の命令容認 19 その他 路線管理 20 降車誘導路切の指定不適切又は不履行 21 降車危険箇所の指定不適切又は不履行 22 路線状況の把握不十分又は不履行(運転基準図又は乗務基準の作成不履行を含む。) 23 経路の事前調査不履行 24 その他 車両管理 25 整備管理体制の不備 26 点検施設の不備 27 応急用器具の備付不履行又は確認不良 28 非常用信号器具の備付不履行又は確認不良 29 消火器の備付不履行又は確認不良 30 その他 その他 31 施設、設備の不良 32 その他 乗務員の状態 33 資格要件に関する違反(無免許) 34 同上 (その他) 35 疾病時の乗務 36 疲労時の乗務 37 居眠運転 38 飲酒時の乗務 39 薬物使用時の乗務 40 その他 運転操作 41 喫煙運転 42 乗務中の談笑 43 暴走運転 44 乗務時の通告不履行又は確認不履行 45 発車時の安全確認不良又は不履行 46 発車時の警音器吹鳴不履行又は不適切 47 運転環境不良時の運行中止不履行 48 事業者からの指示不履行 49 歩行者に対する不注意 50 最高速度制限の不履行 51 最低速度制限の不履行 52 安全速度の不履行 53 車間距離不適切 54 通行区分帯通行不履行 55 右側走行 56 急減速・急加速・急制動 57 安全地帯乗入れ 58 信号無視 59 一時停止又は徐行不履行 60 悪路における運転操作不適切 61 下り坂運転不注意 62 追越不適切 63 行進不適切 64 迂回不適切 65 転回不適切 66 路肩乗入れ 67 駐車操作不適切 68 後退方法不適切 69 後退時の誘導無視 70 踏切通過時一旦停止、安全確認不良 71 踏切通過時車掌等の誘導無視 72 踏切通過時安全装置の操作 73 運転操作粗率 74 操作不熟 75 左折、右折不適切 76 制動操作不適切 77 無理な転込み 78 携帯電話の操作 79 ナビゲーションシステム等車載機器の操作 80 漫然運転 81 その他 応急処置 82 消火器の取扱い不熟練 83 非常用信号器具等列車防護手配の不履行又は不適切 84 非常用信号器具の取扱い不熟練 85 その他 運転者の健康状態 86 脳卒中 87 脳いっ血 88 脳卒中 89 脳出血 90 その他 心臓疾患 91 心不全 92 心筋梗塞 93 心臓発作 94 その他 その他 95 失神 96 心臓発作 97 貧血 98 その他 車両 99 日常点検の不履行又は不適切 100 点検整備の不履行又は不適切 101 臨時整備の不適切 102 改造の不適切 103 不良部品の使用 104 設計、材質、熱処理、工作等の不良 105 原因究明中 106 その他 積載物 107 固縛不良 108 偏重・偏積 109 その他 道路 110 道路の不良 111 橋梁の不良 112 障害物の夜間照明不良 113 道路修繕中 114 その他 相手方 115 左側通行 116 信号無視 117 車道通行 118 車の直前直後横断 119 横断禁止場所横断 120 踏切徘徊中 121 路上作業 122 路上遊戯 123 幼児の放り歩き 124 踏切警手の不注意 125 他の車両の不注意 126 その他										
速報報告義務	有	〇 月 〇 日	重大事故	有	〇 月 〇 日	提出済	この記録簿は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条(事故の記録)及び自動車事故報告規則を基に作成してあります。また、軽微な事故でもこの様式を用いて確実に記録し、事故原因をつかみ、事故の撲滅に努めましょう。				
速報受付者	関東運輸局	〇〇 運輸支局	事故取扱警察署	〇〇 警察署	なお、この様式は重大事故報告書と重複する箇所がありますので、重大事故報告書の控え又はコピーを張り付けて保管すると便利です。規則によりこの事故記録簿の保存期間は3年間です。						

11

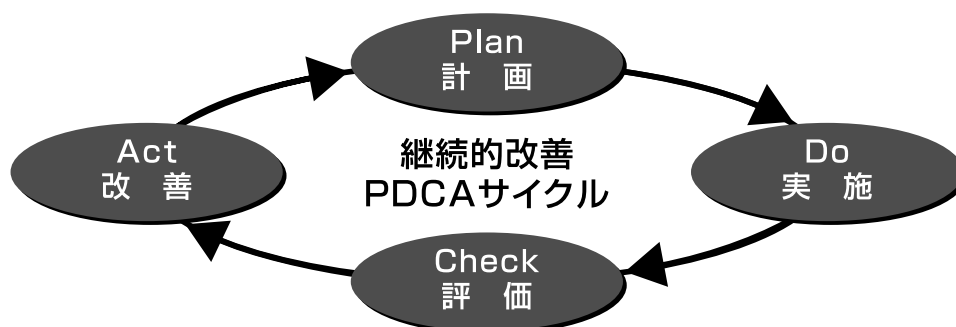
運輸安全マネジメント について

国民の公共機関に対する安全・安心の信頼感は、平成17年に入り、事故やトラブルが多発したため薄らいでしまいました。これらの事故・トラブルの多くは、システムの構成要素の1つである人間が、与えられた役割を果たせなかったことによる「ヒューマンエラー」との関連が指摘されました。そこで、運送事業者自らが、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築及び継続的改善をし、さらにその実施状況を国が確認することにより、運送事業者内部に「安全意識の浸透」や「安全風土の構築」を図ることを目的に運輸安全マネジメントが導入されました。

(1) 運輸安全マネジメントの概要

運輸安全マネジメントとは、安全最優先の意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、定められた手順、すなわち「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（監視）」、「Act（改善）」を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。このPlan、Do、Check、ActをPDCAサイクルといいます。

ただし、経営トップ自らが全ての現場を直接、管理できないことも考えられるので、その場合は、「安全統括管理者」を選び、その安全統括管理者が運行管理者などを統括し、事業全体を通して輸送の安全を確保する仕組みなどを構築して、その維持を行わなければなりません。



(2) 運輸安全マネジメントの評価について

国土交通省は、自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの浸透・定着を図るため、運輸安全マネジメント評価を行い、その実施状況を確認し、必要に応じて事業者に助言等を行います。評価の対象事業者は、安全管理規程が義務づけられた事業者のみならず、規程等義務付け外事業者も対象となります。規程等義務付け外事業者の評価は、「第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者」及び「危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した貨物自動車運送事業者」等、安全性のレベルが低いと認められる事業者から優先的に実施されます。

(3) 運輸安全マネジメントの一層の浸透・定着について

運輸安全マネジメントの効果的・効率的な浸透・定着を図るため、当面、試験的に第三者機関（国土交通省が認定した機関。以下「認定機関」という。）によるマネジメント評価の実施を認める措置を導入しています。

また、国土交通省及び認定機関によるマネジメント評価を受けた事業者は、その内容に応じて、長期末監査を理由とする巡回監査及び呼出監査の対象外とするインセンティブが与えられます。さらに、運輸安全マネジメントの浸透・定着に有効であると認められるセミナー及び講習会等については、機会を捉えて紹介します。

(4) 輸送の安全にかかわる情報の公開

安全管理規程が義務づけられた事業者は、①基本的な方針、②目標と達成状況、③事故に関する統計、④安全管理規程等を毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表しなければなりません。規程等義務付け外事業者は、①基本的な方針、②目標と達成状況、③事故に関する統計を毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表しなければなりません。

また、「輸送の安全確保命令」、「事業改善命令」、「自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分」を受けた時は、その「処分内容」と「改善報告書」等を、遅滞なく公表しなければなりません。

公表の方法については、自社ホームページや報道機関へのプレス発表等自社の実状に応じた方法で実施するものとします。

(5) 運輸安全マネジメントを効果的に実施するための手引き

国土交通省では、運輸安全マネジメントを効果的に実施できるよう、事業者の規模に応じて以下の3つの手引きを示しています。全ての事業者は、自社の規模に応じて手引きを積極的に活用し、運輸安全マネジメントを効果的に実施して安全管理体制の構築及び改善を図り、輸送の安全に努めなければなりません。

①規程等義務付け事業者

→ 安全マネジメントの実施に当たっての手引（義務付け事業者用）

②規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両以上又は営業所が2以上である事業者

→ 安全マネジメントの実施に当たっての手引（準大規模事業者用）

③規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両未満かつ営業所が1である事業者

→ 安全マネジメントの実施に当たっての手引（中小規模事業者用）

以下に、手引きごとに取り組まなければならない項目を示します。

(1) 規程等義務付け事業者（義務付け事業者）

- ① 経営トップの責務等
 - A. 経営トップの責務
 - B. 社内組織
 - C. 安全統括管理者
- ② 輸送の安全に関する基本的な方針等
 - A. 輸送の安全に関する基本的な方針
 - B. 輸送の安全に関する重点施策
 - C. 輸送の安全に関する目標と計画
- ③ 輸送の安全に関する費用支出及び投資
- ④ 輸送の安全に関する情報伝達・共有
- ⑤ 事故情報等の収集及び活用
- ⑥ 事故、災害等発生時の対応
- ⑦ 関係法令等の遵守の確保
- ⑧ 輸送の安全に関する教育・訓練
- ⑨ 安全管理体制に係る内部監査
- ⑩ マネジメントレビューと継続的改善
- ⑪ 輸送の安全に関する書類の管理等

(2) 規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両以上又は営業所が2以上である事業者（準大規模事業者用）

- ① 経営トップの責務等
 - A. 経営トップの責務
 - B. 社内組織
 - C. 安全統括責任者
- ② 輸送の安全に関する基本的な方針等
 - A. 輸送の安全に関する基本的な方針
 - B. 輸送の安全に関する重点施策
 - C. 輸送の安全に関する目標と計画
- ③ 輸送の安全に関する費用支出及び投資
- ④ 輸送の安全に関する情報伝達・共有
- ⑤ 事故情報等の収集及び活用
- ⑥ 事故、災害等発生時の対応
- ⑦ 関係法令等の遵守の確保
- ⑧ 輸送の安全に関する教育・訓練
- ⑨ 安全管理体制に係る内部監査
- ⑩ マネジメントレビューと継続的改善
- ⑪ 輸送の安全に関する書類の管理等

(3) 規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両未満かつ営業所が1である事業者（中小規模事業者用）

- ① 代表者（経営者）の役割
- ② 安全管理の実施
- ③ 安全管理の取組状況の点検と改善



貨物自動車運送事業法第15条（輸送の安全性の向上）

貨物自動車運送事業法第16条（安全管理規程等）

貨物自動車運送事業法第24条の3

（一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の2（輸送の安全）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の3

（安全管理規程等を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の4（安全管理規程の届出）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の5（安全管理規程の内容）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6（安全統括管理者の要件）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の7（安全統括管理者の選任及び解任の届出）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8

（一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条（乗務員に対する指導及び監督）第7項

国土交通省告示第1090号「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」

国土交通省告示第1091号「貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8第1項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等（特定第2種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項」

国土交通省告示第1092号「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」

国自安第88号「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」

国自総第510号「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」
第2条の2、第2条の6、第2条の8

— 第Ⅲ編 —

労務関係の 帳票類と届出書

労働基準法 関係のポイント

凡例 法…労働基準法

労働時間、休日、休日労働など

根 拠 条 項	規 定 内 容 等
労働条件の原則 (法第1条)	●労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。 ●この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
労働条件の決定 (法第2条)	●労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。 ●労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。
労働時間 (法第32条)	●使用者は、労働者に休憩時間を除き<u>1週間について40時間を超えて労働させないこと。</u> ●使用者は、<u>1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させないこと。</u>
休憩 (法第34条)	●使用者は、<u>労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えること。</u> ●休憩時間とは、労働から離れることを保障された時間をいう。(労働時間には含まれない。)
休日 (法第35条)	●使用者は、労働者に<u>毎週少なくとも1回の休日を与えること。又は、4週間を通じ4日以上の日以上の休日を与えること。</u>
時間外及び休日の労働 (法第36条)	●使用者は、労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定をして行政官庁に届出をしたときは、労働時間の延長又は休日労働をさせることができる。
年次有給休暇 (法第39条)	●使用者は、その雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、継続した、又は分割した10労働日の有給休暇を与えること。 ●使用者は、<u>1年6か月以上継続勤務した労働者に対しては、6か月経過日から起算した継続勤務年数1年ごとに、次表の左欄の継続勤務年数の区分に応じ、上記の10労働日に右欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。</u>

1.労働基準法関係のポイント

根 拠 条 項	規 定 内 容 等																					
	<table><tr><th>6か月経過日から起算した継続勤務年数</th><th>労働日</th><th>有給休暇付与日数</th></tr><tr><td>1年</td><td>1労働日</td><td>11</td></tr><tr><td>2年</td><td>2労働日</td><td>12</td></tr><tr><td>3年</td><td>4労働日</td><td>14</td></tr><tr><td>4年</td><td>6労働日</td><td>16</td></tr><tr><td>5年</td><td>8労働日</td><td>18</td></tr><tr><td>6年以上</td><td>10労働日</td><td>20</td></tr></table>	6か月経過日から起算した継続勤務年数	労働日	有給休暇付与日数	1年	1労働日	11	2年	2労働日	12	3年	4労働日	14	4年	6労働日	16	5年	8労働日	18	6年以上	10労働日	20
6か月経過日から起算した継続勤務年数	労働日	有給休暇付与日数																				
1年	1労働日	11																				
2年	2労働日	12																				
3年	4労働日	14																				
4年	6労働日	16																				
5年	8労働日	18																				
6年以上	10労働日	20																				
	●使用者は、法に定める日数の有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。																					
定 義（労働者） （法第9条）	●この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。																					
使用者 （法第10条）	●この法律で使用者とは、<u>事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事業について、事業主のために行為をするすべての者をいう。</u>																					
賃 金 （法第11条）	●この法律で<u>賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。</u>																					
平均賃金 （法第12条）	●この法律で<u>平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。</u>（以下略）																					
金品の返還 （法第23条）	●使用者は、<u>労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があった場合においては、7日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。</u> ●前項の賃金又は金品に関して争がある場合においては、使用者は、異議のない部分を、同項の期間中に支払い、又は返還しなければならない。																					
この法律違反の契約 （法第13条）	●この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。																					
契約期間等 （法第14条）	●労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年（法第14条第1項各号のいずれかに該当する労働契約にあっては、5年）を超える期間について締結してはならない。																					

1.労働基準法関係のポイント

根 拠 条 項	規 定 内 容 等
労働条件の明示 (法第15条) (施行規則第5条)	●使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、<u>賃金、労働時間及びその他の厚生労働省令で定める事項については、労働者に対する書面の交付によることとする。</u> ●労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。 ▶命令で定める事項は、労働契約の期間、就業の場所、従事すべき業務、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を二組以上に分けて就業させる場合の就業時転換に関する事項、賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期、昇給並びに退職に関する事項等です。
賠償予定の禁止 (法第16条)	●使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。
解雇制限 (法第19条)	●使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が法に定められた規定により休業する期間及びその後30日間は、<u>解雇してはならない。</u>
解雇の予告 (法第20条)	●使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、<u>少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。</u>(以下略)
退職時等の証明 (法第22条)	●労働者が退職の場合において、使用期間、業務の種類、地位、賃金又は退職の事由(解雇の場合はその理由)について証明書を請求した場合は、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。なお、この証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。 ●労働者が解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇の予告がされた日以後に労働者が当該解雇以外の事由により退職した場合には、使用者は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。なお、この証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

1.労働基準法関係のポイント

根 拠 条 項	規 定 内 容 等
非常時払 (法第25条)	●使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。
休業手当 (法第26条)	●使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、<u>休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。</u>
時間外、休日及び深夜の割増賃金 (法第37条)	●使用者が、労働基準法第33条又は第36条1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。(以下略)
療養補償 (法第75条)	●労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。
休業補償 (法第76条)	●労働者が前条の規定による療養(業務上の負傷又は疾病による療養)のため、<u>労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の100分の60の休業補償を行わなければならない。</u>
深夜業 (法第61条)	●使用者は、<u>満18歳に満たない者を午後10時から午前5時までの間に使用してはならない。ただし、交替制によって使用する満16歳以上の男性については、この限りでない。</u>
産前産後 (法第65条)	●使用者は、6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、<u>その者を就業させてはならない。</u> ●使用者は、<u>産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。</u> ●使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。
作成及び届出の義務 (法第89条)	●常時10人以上の労働者を使用する者は、<u>次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。</u> 次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

1.労働基準法関係のポイント

根 拠 条 項	規 定 内 容 等
	(1) 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項 (2) 賃金(臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 (3) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。) (3)の2 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 (4) 臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項 (5) 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項 (6) 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項 (7) 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項 (8) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項 (9) 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項 (10) 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項
作成の手続き (法第90条)	●使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。 ●使用者は、労働基準法第89条の規定により届出をなすについて、前項の意見を記した書面を添付しなければならない。
制裁規定の制限 (法第91条)	●就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、<u>1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。</u>
法令及び労働協約との関係 (法第92条)	●就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない。 ●行政官庁は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。

1.労働基準法関係のポイント

根 拠 条 項	規 定 内 容 等
労働者名簿 (法第107条) (施行規則第53条)	●使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者(日日雇い入れられる者を除く。)について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。 ▶労働者名簿に記入しなければならない事項は、労働基準法第107条第1項の他に性別、住所、従事する業務の種類、雇入の年月日、退職の年月日とその事由(退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由含む。)、死亡の年月日及びその原因です。
記録の保存 (法第109条)	●使用者は、<u>労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない。</u>
所定労働時間	●所定労働時間とは、就業規則で定める始業時刻から終業時刻までの労働時間(休憩時間を除く。)をいい、法定労働時間の範囲内で定めることとなります。
所定外労働時間	●所定外労働時間とは、所定労働時間を超えて労働した時間をいい、法定労働時間を超えて労働する場合には労働基準法第36条に定める労使協定を締結し、労働基準監督署への届出が必要です。

2

改善基準の概要

自動車運転者の労働時間その他の労働条件については、それらが交通事故の要因となる場合が多いため、事故防止対策の一環としてその改善が強く要請されているところです。

これに鑑み、平成元年2月「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示第7号）」が発令され、その後、平成3年・平成4年の改正を経て平成9年1月30日付け労働省告示第4号により一部改正が行われ、平成13年8月20日国土交通大臣告示第1365号として定められました。その概要は、次のとおりです。

■改善基準の概要

項 目		改 善 基 準 の 内 容
拘 束 時 間		1 カ月 293時間 (労使協定があるときは、1年のうち6カ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可) 1 日 原則13時間 最大 16時間 (15時間超えは1週2回以内)
休 息 期 間		継続8時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘束時間・休息期間の特例	休息期間の特例	業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分のあいだ1回4時間以上の分割休息で合計10時間以上でも可。(一定期間における全勤務回数の1/2が限度)
	2人乗務の特例	1 日 20時間 2人乗務(ベッド付)の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる。
	隔日勤務の特例	2 暦日 21時間 2週間で3回までは24時間が可能。(夜間4時間以上の仮眠が必要)ただし、2週間で総拘束時間は126時間まで。勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要。
	フェリーに乗船する場合の特例	乗船中の2時間は拘束時間として取り扱い、それ以外は休息期間として扱う。減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの時間の1/2を下回ってはならない。
運 転 時 間		2日平均で1日あたり9時間を超えないこと。 2週平均で1週間あたり44時間を超えないこと。
連 続 運 転 時 間		4時間を超えないこと。(運転中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)
時 間 外 労 働		2週間及び1ヵ月以上3ヵ月以内の一定の期間で労使協定を結ぶ。
休 日 労 働		2週間に1回を超えないものとし、かつ第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。
労働時間の取り扱い		労働時間は拘束時間から休憩時間(仮眠時間を含む。)を差し引いたもの。 事業場以外の休憩時間は、仮眠時間を除き3時間以内。
休 日 の 取 り 扱 い		休日は休息期間に24時間を加算した時間。 いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
適 用 除 外		緊急輸送・危険物輸送等の業務については、厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外。

トラック運転者の労働時間等の 改善基準のポイント

厚生労働省労働基準局

平成16年4月1日

トラック運転者の労働条件の改善を図るため、労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)が策定されています。以下はそのポイントです。

ポイント1 拘束時間・休息期間

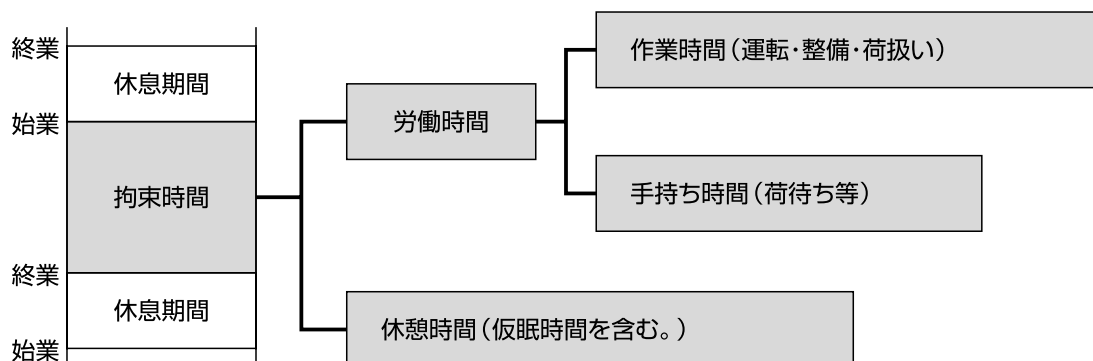
改善基準告示は、自動車運転者の労働の実態にかんがみ、拘束時間、休息期間等について基準を定めています。

(1) 拘束時間

始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む。)の合計時間をいいます。

(2) 休息期間

勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む勤労者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。



ポイント2 拘束時間の限度＝休息期間の確保

(1) 1箇月の拘束時間

①1箇月の拘束時間は原則として293時間を超えないものとしなければなりません。

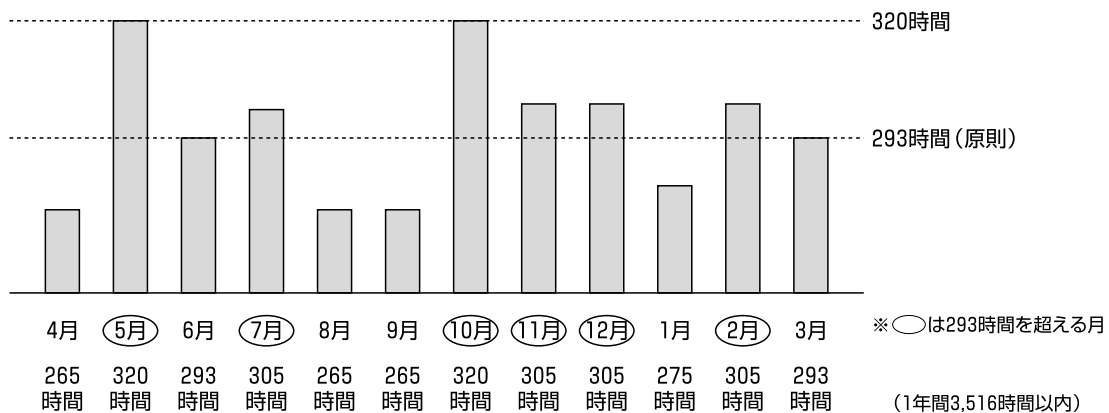
②ただし、毎月の拘束時間の限度を定める書面による労使協定を締結した場合には、1年のうち6箇月までは、1年間の拘束時間が3,516時間(293時間×12箇月)を超えない範囲内において、1箇月の拘束時間を320時間まで延長することができます。

(労使協定で定める事項)(労使協定の例(96頁)参照)

2.改善基準の概要

(ア) 対象者

(イ) 1年間について毎月の拘束時間（下図参照）



(ウ) 当該協定の始期及び終期

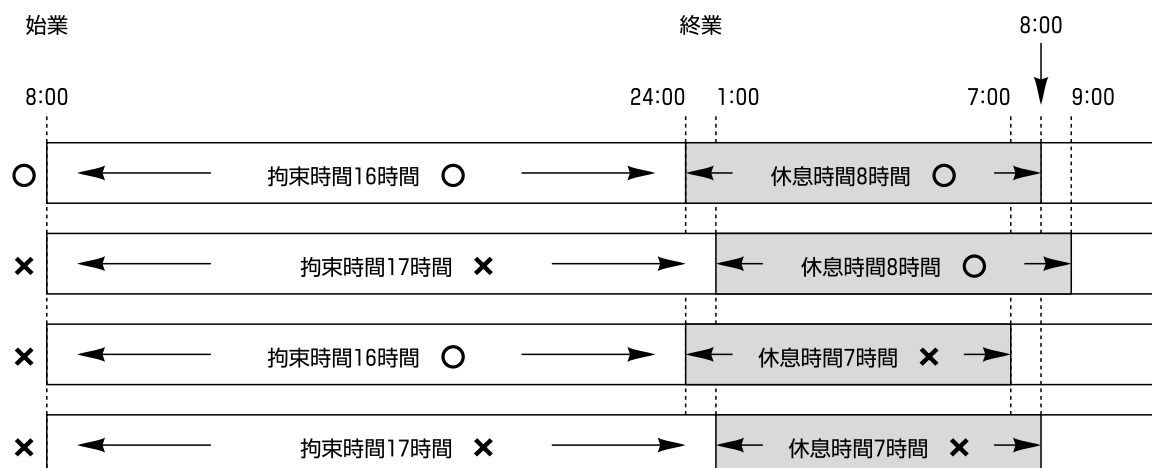
(エ) 協定変更の手続き

(2) 1日の拘束時間と休息期間

①1日（始業時刻から起算して24時間をいいます。以下同じです。）の拘束時間は13時間を超えないことを基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度です。（ただし、③の制限があります。）

②1日の休息期間は継続8時間以上とする必要があります。

拘束時間と休息期間は表裏一体のものであり、1日とは始業時刻から起算して24時間をいいますので、結局、1日（24時間）＝拘束時間（16時間以内）＋休息期間（8時間以上）ということです（下図参照）。



2.改善基準の概要

- ③1日の拘束時間を延長する場合であっても、15時間を超える回数は1週間につき2回が限度です。このため、休息期間が9時間未満となる回数も1週間につき2回が限度となります。
- したがって、片道拘束15時間を超える長距離の往復運行は1週につき1回しかできず、改善基準に違反しないためには一定の工夫をする必要があります（下図参照）。

〈例1〉

○	0:00	8:00	24:00
月		拘束時間(16)	
火	0:00	8:00	24:00
水	0:00	8:00	23:00
木	0:00	8:00	23:00
金	0:00	8:00	21:00
土	0:00	6:00	24:00
日	0:00		24:00

〈例2〉

○	0:00	8:00	24:00
月		拘束時間(16)	
火	0:00	8:00	24:00
水	0:00	8:00	21:00
木	0:00	6:00 8:00	21:00
金	0:00	8:00	21:00
土	0:00	6:00	24:00
日	0:00		24:00

上の例1及び例2は、1日15時間を超える勤務が月曜日及び火曜日に2回ある例です。

なお、例2の水曜日に始まる勤務の1日の拘束時間は、同日の始業時刻8:00から21:00までの13時間と、木曜日の6:00から8:00までの2時間の合計15時間となり、また、木曜日に始まる勤務の1日の拘束時間は、同日の始業時刻6:00から21:00までの15時間となります。

〈例3〉

×	0:00	8:00	24:00
月		拘束時間(16)	
火	0:00	8:00	24:00
水	0:00	8:00	24:00
木	0:00	8:00	23:00
金	0:00	8:00	21:00
土	0:00	6:00	24:00
日	0:00		24:00

〈例4〉

×	0:00	8:00	24:00
月		拘束時間(16)	
火	0:00	8:00	24:00
水	0:00	8:00	22:00
木	0:00	6:00 8:00	21:00
金	0:00	8:00	21:00
土	0:00	6:00	24:00
日	0:00		24:00

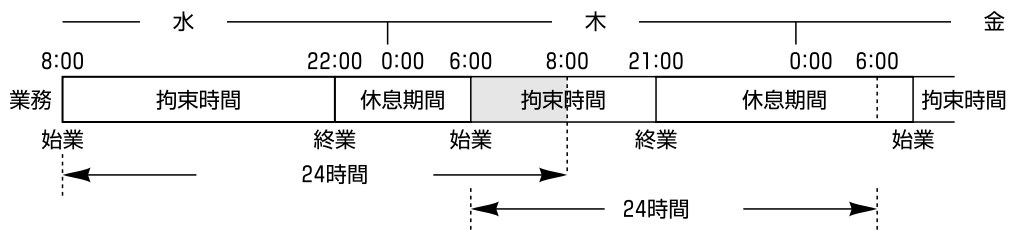
例3及び例4は、1日15時間を超える勤務が月曜日、火曜日及び水曜日に3回ある例です。なお、例4の水曜日に始まる勤務の1日の拘束時間は、同日の22:00までの14時間と、木曜日の6:00から8:00までの2時間の合計16時間となることに注意してください。

2.改善基準の概要

(3) 拘束時間・休息期間の計算方法

1日の拘束時間を計算する場合は、始業時刻から起算して24時間以内が対象となり、例2、例4の木曜日の6:00から8:00までを重複して計算します。

一方で、1箇月の拘束時間を計算する場合は、その重複部分を差し引く必要があることに留意してください(下図参照)。



色をつけた部分は水曜日に始まる勤務の拘束時間と木曜日に始まる勤務の拘束時間が重なる時間帯。

拘束時間及び休息期間について上記の図に沿って具体的な計算方法を示すと、次のようになります。

①拘束時間による計算方法

(ア) 水曜日に始まる勤務の1日の拘束時間					
・ 水曜日の8:00～22:00	14時間				
・ 木曜日の6:00～8:00	2時間				合計16時間
(イ) 木曜日に始まる勤務の1日の拘束時間					
・ 木曜日の6:00～21:00				15時間	
(ウ) 拘束時間の合計	16時間 (1日目)	+	15時間 (2日目)	- 2時間 (重なった時間)	= 29時間

②休息期間による計算方法

(ア) 1日目の休息期間					8時間
(イ) 2日目の休息期間					9時間
(ウ) 拘束時間の合計	46時間 (水曜日8時から金曜日6時まで)	-	(8時間 (1日目)	+ 9時間 (2日目)	= 29時間

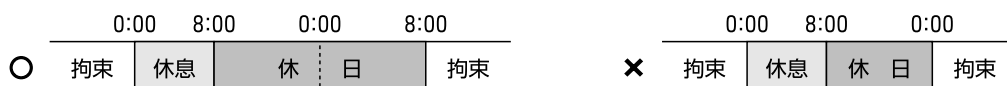
(4) 休息期間の取扱い

休息期間については、運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めなければなりません。

(5) 休日の取扱い

休日は休息期間+24時間の連続した時間です。ただし、いかなる場合であっても、その時間が30時間を下回ってはなりません。

なお、2日続けて休日を与える場合は、2日目は、連続24時間以上あれば差し支えありません。



ポイント3 運転時間の限度

(1) 1日の運転時間は2日（始業時刻から48時間をいいます。以下同じです。）平均で9時間を超えないこと

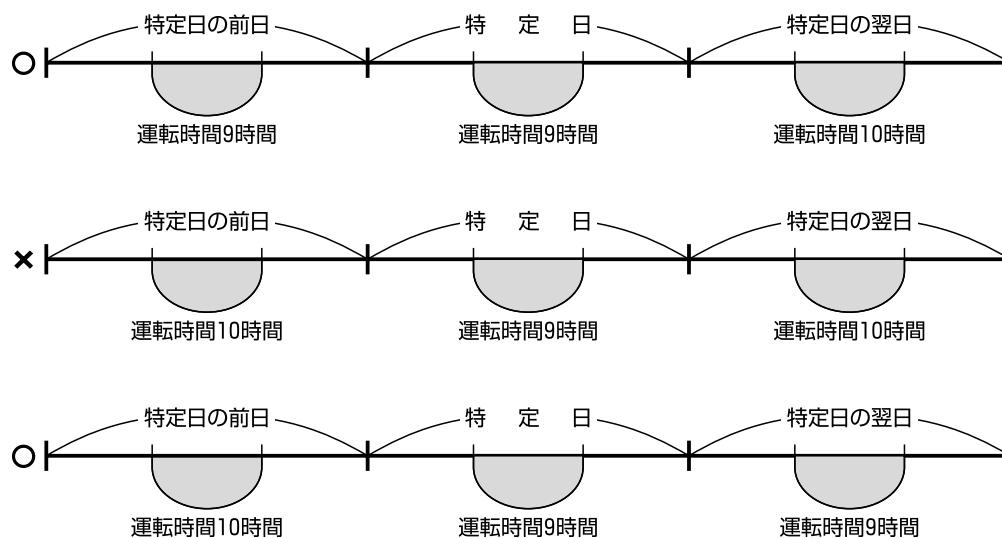
1日当たりの運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましいですが、この特定日の最大運転時間が改善基準告示に違反するか否かは、

$$\frac{(\text{特定日の前日の運転時間}) + (\text{特定日の運転時間})}{2} \text{ と、}$$

$$\frac{(\text{特定日の運転時間}) + (\text{特定日の翌日の運転時間})}{2}$$

とがともに9時間を超える場合は改善基準告示に違反し、そうでない場合は違反しないこととなります。

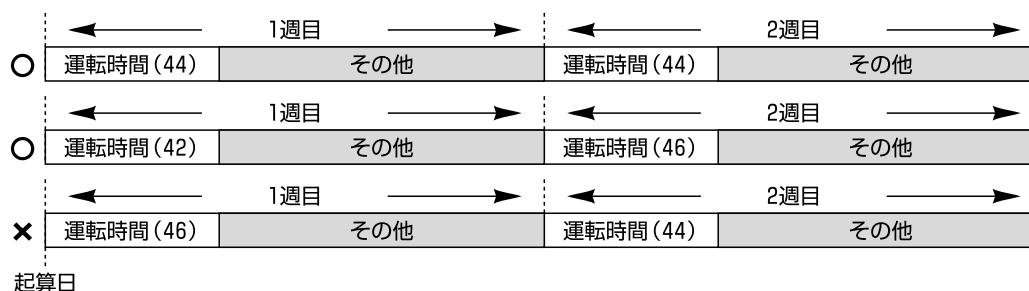
これを図示すると下図のようになります。



(2) 1週間の運転時間は2週間ごとの平均で44時間を超えないこと

特定の日を起算日として2週間ごとに区切り、その2週間ごとに計算します。

これを図示すると下図のようになります。



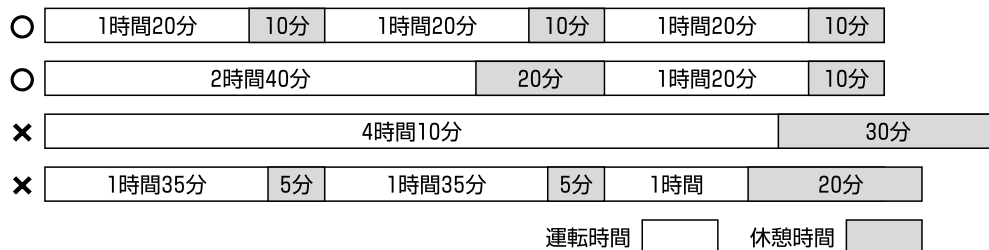
2.改善基準の概要

(3) 連続運転時間は4時間を超えないこと

運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保することにより、運転を中断しなければなりません(下図参照)。



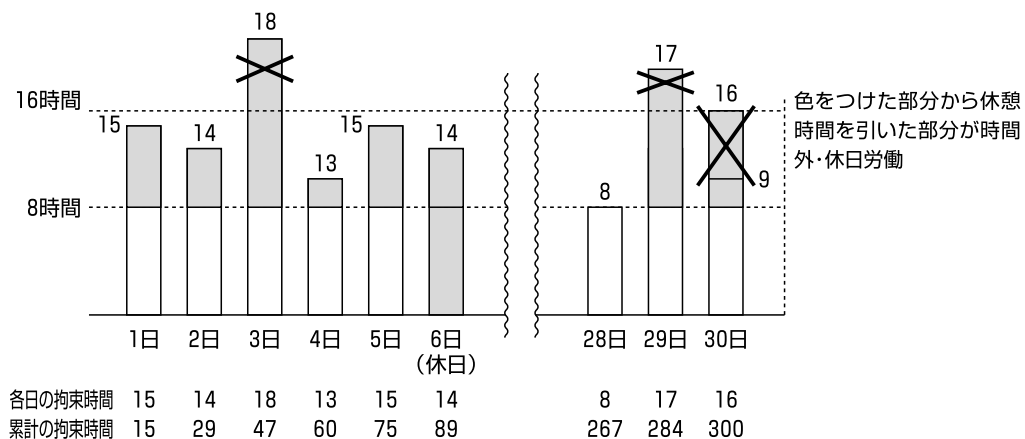
ただし、運転開始後4時間以内に運転を中断する場合の休憩等については、少なくとも1回につき10分以上としたうえで分割することもできます。



ポイント4 時間外労働及び休日労働の限度

(1) 時間外労働及び休日労働は拘束時間の限度まで

時間外労働及び休日労働は1日の最大拘束時間(16時間)、1箇月の拘束時間(原則293時間、労使協定があるときはポイント2(1)の条件下で320時間まで)の範囲内でしかできません(下図参照)。なお、時間外労働及び休日労働を行う場合には、労働基準法第36条第1項に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定届(協定届の例(144頁)参照)を労働基準監督署へ届け出なければなりません。



※この図は、1箇月の拘束時間が293時間で、変形労働時間制が採用されていない場合のものです。

(2) 休日労働は2週間に1回

休日労働は2週間に1回の頻度でしかできません。

ポイント5 特 例

(1) 休息期間の特例

業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。

この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければなりません。

(2) 2人乗務の特例

運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（ただし、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、また、休息期間を4時間まで短縮できます。

(3) 隔日勤務の特例

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、次の条件の下に隔日勤務に就かせることができます。

①2暦日における拘束時間は、21時間を超えないこと。

ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間について3回を限度に、この2暦日における拘束時間を24時間まで延長することができます。

この場合においても、2週間における総拘束時間は126時間を超えることはできません。

②勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。

(4) フェリーに乗船する場合の特例

運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合には、フェリー乗船時間のうち2時間（フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間）については拘束時間として取扱い、その他の時間については休息期間として取り扱います。

フェリー乗船時間が2時間を超える場合には、上記により休息期間とされた時間を休息期間8時間（2人乗務の場合4時間、隔日勤務の場合20時間）から減じることができます。

ただしその場合においても、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはなりません。

改善基準の詳細及び不明な点については、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1箇月 についての拘束時間の延長に関する協定書（例）

〇〇運送株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運送労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇運送株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（労働省告示）第4条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貨物自動車の運転の業務に従事する者とする。
- 2 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
265 時間	320 時間	293 時間	305 時間	265 時間	265 時間	320 時間	305 時間	305 時間	275 時間	305 時間	293 時間	3516 時間

- 3 本協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

平成23年3月10日

〇〇運送労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
 （〇〇運送株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印）
 〇〇運送株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

3

就業規則の届出

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成して所轄の労働基準監督署へ届け出なければなりません。また、届出内容に変更があったときは、変更届を提出するよう義務付けられています。

なお、届け出にあたっては、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、または労働者の過半数を代表する者の意見書が添付されていることが必要です。

■届出書の作成及び届出

次の(1)、(2)、(3)のような書類(様式は定められていません)を作成のうえ、重ねてつづり、これを2部作って所轄の労働基準監督署へ提出します。監督署では1部に受理印を押してその場で返してくれますから、それを会社で保管しておきます。

(1)

就業規則(変更)届									
労働基準監督署(支署)系 脱									
平成 年 月 日									
今回、別添のとおり当社の就業規則を制定(変更)いたしましたので、従業員代表の意見書を添付のうえお届けします。									
事業場の所在地									
電話番号 ()									
企業の種類									
事業場の名称									
使用者職氏名 印									
労働保険番号	市県	所轄	管轄	支庁番号	市町村番号	第1種労働者	第2種労働者	第3種労働者	第4種労働者
支 社									

(2)

意 見 書	
平成 年 月 日	
記	
事業 年 月 日付をもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおりに意見を提出します。	
記	
従業員代表・職名	
氏名 印	
(選出の方法)	

(3)

就業規則変更部分	
会社名	
新	旧

(3)の注記

- ・ 新の欄には修正した条文を記入します。
 - ・ 旧の欄には修正する前の条文をそのまま記入します。
 - ・ 付則の欄にはいつから実施するか、その年月日を記入します。
- 例 「第1条及び第2条は平成〇年〇月〇日より実施する。」
- ・ 書ききれない場合は、同じものを2ページ…として作成して下さい。

根拠法令

労働基準法第89条(作成及び届出の義務)・第90条(作成の手続)

4

時間外労働／休日労働 に関する協定書

使用者が労働者に法定労働時間を超えて労働させる場合及び休日労働させる場合は、「時間外労働・休日労働に関する労働の協定書」を作成し、これに協定届を付して所轄の労働基準監督署へ届け出なければなりません。

なお、陸上貨物運送業の法定労働時間は、平成9年4月1日から全事業場が1週40時間労働となりました。時短は時代のすう勢ですから計画的に労働時間の短縮を進めていく必要があります。

- 協定書及び協定届については、例示とともにその書類様式を掲げてあります。実際に協定書・協定届を作成する場合は、これらの例示と留意事項を参照して各々2部作成し、所轄の労働基準監督署へ提出してください。
- 労働基準監督署では、1部は受理印を押してその場で返付してくれますからそれを会社で保管しておきます。

新改善基準告示において 延長することができる時間の記入例（36協定）

新しい改善基準で告示された延長することができる時間については、1日の所定労働時間の設定等によって変化することはいうまでもありません。また、所定外労働時間は少ないほどよいので、36協定を締結する場合には、改善基準の拘束時間の上限数値ではなく、これよりも短縮することが求められます。

次に、限度の考え方やモデル等を掲示します。

4.時間外労働／休日労働に関する協定書

1日の所定労働時間 8 時間、休憩時間 1 時間とした場合の 各期間における延長可能時間数	
① 1 日の拘束時間	$16\text{時間} - (8\text{時間} + 1\text{時間}) = 7\text{時間}$ （ただし週 2 回以内） $15\text{時間} - (8\text{時間} + 1\text{時間}) = 6\text{時間}$ （上記以外の場合）
② 2 週の拘束時間 （法定休日労働がない場合）	〔モデル〕 $13\text{時間} - (8\text{時間} + 1\text{時間}) = 4\text{時間} \times 6\text{日} = 24\text{時間}$ $16\text{時間} - (8\text{時間} + 1\text{時間}) = 7\text{時間} \times 2\text{日} \times 2\text{回} = 28\text{時間}$ $24\text{時間} + 28\text{時間} = 52\text{時間}$
③ 1 カ月の拘束時間	〔限度の考え方〕 ★31日の月（月の労働日数が22日で法定休日労働がない場合） ・拘束時間293時間（原則）の場合 $\text{拘束時間}293\text{時間} - 1\text{カ月の所定労働時間}177.1\text{時間}$ $- \text{休憩時間}1\text{時間} \times 22\text{日} = 93.9\text{時間} = 93\text{時間}54\text{分}$ ・拘束時間320時間（特例）の場合 $\text{拘束時間}320\text{時間} - 1\text{カ月の所定労働時間}177.1\text{時間}$ $- \text{休憩時間}22\text{時間} = 120.9\text{時間} = 120\text{時間}54\text{分}$ ★30日の月（月の労働日数が21日で法定休日労働がない場合） ・拘束時間293時間（原則）の場合 $\text{拘束時間}293\text{時間} - 1\text{カ月の所定労働時間}171.4\text{時間}$ $- \text{休憩時間}1\text{時間} \times 21\text{日} = 100.6\text{時間} = 100\text{時間}36\text{分}$ ・拘束時間320時間（特例）の場合 $\text{拘束時間}320\text{時間} - 1\text{カ月の所定労働時間}171.4\text{時間}$ $- \text{休憩時間}21\text{時間} = 127.6\text{時間} = 127\text{時間}36\text{分}$
④ 1 年の拘束時間 （1 年変形労働時間、 育児・介護以外の場合）	〔限度の考え方〕 （年間の労働日が260日で法定休日労働がない場合） $\text{拘束時間}3,516\text{時間} - 1\text{週間の法定労働時間}40\text{時間} \div 7\text{日} \times 365\text{日}$ $- \text{休憩時間}260\text{時間} = 1,170.285\text{時間} = 1,170\text{時間}18\text{分}$
⑤ 1 年の拘束時間 （1 年変形労働時間制 採用の場合）	〔限度の考え方〕 （年間労働日数上限280日） $\text{拘束時間}3,516\text{時間} - 1\text{週間の法定労働時間}40\text{時間} \div 7\text{日} \times 365\text{日}$ $- \text{休憩時間}280\text{時間} = 1,150.286\text{時間} = 1,150\text{時間}17\text{分}$

4.時間外労働／休日労働に関する協定書

時間外労働・休日労働 に関する協定届

●記入例

様式第9号（第17条関係）

時間外労働

に関する協定届

休日労働

事業の種類	事業の名称		事業の所在地（電話番号）					
交通運輸事業	〇〇運輸倉庫株式会社		〇〇市〇〇町1-2-3（〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）					
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間	延長することができる時間		期 間	
					1日	1日を超える一定の期間（起算日） 1週間（毎週1日） 2週間（4月1日）		
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期変更	自動車運搬者	10人	1日9時間	4時間	20時間	40時間	平成〇〇年4月1日から52週間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期 間	

協定の成立年月日 平成〇〇年 3月12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 運転主任

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 氏名 日本一郎

平成〇〇年 3月15日 （投票による選挙）

職名 代表取締役社長

使用者 氏名 富士太郎

労働基準監督署長 殿

（印）

記載心得

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。

2 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。

(1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。

(2) 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超えて3箇月以内の期間及び1年についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。

3 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。

4 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。

5 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

4.時間外労働／休日労働に関する協定書

時間外労働及び休日労働 に関する協定書

●記入例

時間外労働及び休日労働に関する協定書

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間 1日を超える一定の期間 (起算日)				期 間
				1 日	2 週 (4月1日)	1 箇月 (4月1日)	1 年 (4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対応するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対応するため	自動車運転者	20	5	24	50	450	平成23年 4月1日 ～ 平成24年 3月31日
		荷役作業員	2	4		45	360	
		自動車整備士	2	4		45	360	
		経理事務員	2	4		45	300	
② 1年単位の 変形労働時間制により 労働する労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対応するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対応するため	自動車運転者	10	5	24	48	400	平成23年 4月1日 ～ 平成24年 3月31日
		荷役作業員	2	3		42	320	
		自動車整備士	2	3		42	320	
		経理事務員	2	3		40	280	

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示。以下「改善基準」という。）に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
需要の季節的な増大に 対応するため	自動車運転者	36	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ進行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	平成23年 4月1日 ～ 平成24年 3月31日
	荷役作業員	6	・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前8時 ・終業時刻 午後5時	
	自動車整備士	6		
毎月の精算事務のため	経理事務員	6		

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成23年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

平成23年3月〇日

労働組合
又は
労働者代表職名・氏名

〇〇運輸労働組合
執行委員長 〇〇〇〇
〇〇運輸株式会社
労働者代表 〇〇〇〇

使用者職名・氏名

〇〇運輸株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

—第Ⅳ編—

事業報告書、
事業実績報告書

1

事業報告書、 事業実績報告書について

	提出先	報告書の種類	時期
1.一般貨物自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く）	運所 輸轄 局地方 長方	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後 100日以内
		前年4月1日から3月31日までの 期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
2.特別積合せ貨物運送（運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が100km以上のものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者	国土 交通 大臣	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後 100日以内
		前年4月1日から3月31日までの 期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
3.特定貨物自動車運送事業者	運所 輸轄 局地方 長方	前年4月1日から3月31日までの 期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで

※提出部数は各1部です（実際には2部提出し、1部は受領印を押して返却してくれます。）。

※提出先は、報告書の宛先に記入する提出先のことであり、実際の提出は主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長を経由することができます。

※事業報告書は、特定貨物自動車運送事業者は提出不要です。

事業報告書

事業報告書は、次の1～5の報告書類で構成されます。

- 1.事業概況報告書（第1号様式）
- 2.貸借対照表（※）
- 3.損益計算書（※）
- 4.一般貨物自動車運送事業損益明細表（第2号様式）
- 5.一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第3号様式）

※貸借対照表及び損益計算書の様式及び勘定科目についての定めはなく、一般に公平妥当であると認められる会計の原則に伴う限り、事業者において任意に作成することとされています。

具体的には、以下の通りとなっています。

- ①商法に基づく「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（昭和38年法務省令第31号）により作成することを原則とする。
 - ②証券取引法により、財務計算に関する書類の提出義務のある事業者については、同法に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（同省令の取扱要領を含む。）により作成したものでもよい。
- なお、提出する貸借対照表及び損益計算書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

事業実績報告書

貨物自動車運送事業実績報告書（第4号様式）となります。

根拠法令

貨物自動車運送事業報告規則第2条

2

事業報告書

事業概況報告書

●記入例

第1号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)

事業者番号

事業概況報告書
平成〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日まで
あて住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
事業者名 〇〇運輸株式会社
代表者名(役職名及び氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

経営規模

資本金の額又は出資の総額	10,000千円	発行済株式総数	200株
--------------	----------	---------	------

主な株主(所有株式数の多い順に5名を記載すること)

株主名	発行済株式総数に対する割合(%)
山本 太郎	60
鈴木 一郎	10
山田 三雄	10
佐藤 次夫	10
中村 花子	10

役員

	役職名	氏名	常勤非常勤の別
取締役 (理事)等	代表取締役	山本 太郎	常
	取締役	鈴木 一郎	常
	同	山田 三雄	常

会計参与			
監査役 (監事)等	監査役	松田 四郎	非

経営している事業

事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
一般貨物自動車運送事業	38	95
貨物利用運送事業	2	5
合 計	40	100%

備考

1 従業員数は、給与支払の対象となった月別支給人員(臨時雇用員にあっては、25人日を1人とし
て換算)の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
2 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号に規定する委員会設置会社にあつては、
「監査役」を「執行役」とすること。

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 } あて
沖縄総合事務局運輸部長

国自貨第88号
平成15年2月14日

自動車交通局貨物課長

貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領について

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)の施行に伴い、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領」について別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本通達は平成15年4月1日以降適用することとし、これに伴い、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領について」(平成3年5月1日貨経第17号、貨陸第53号)は平成15年3月31日限りで廃止する。

事業概況報告書(第1号様式)

- ①年月日欄は、当該事業年度の始期と終期を記載する。
- ②経営規模、主な株主並びに役員の各欄は、当該事業年度末現在のものを記載する。
- ③資本の額又は出資の総額の欄は、株式会社にあっては払込資本金、有限会社、合名会社、合資会社及び組合等において出資の総額を記載する。
- ④発行済株式総数の欄は、株式会社以外の有限会社等は記載しない。
- ⑤主な株主の欄は、所有株式の多い順に五名を記載し、所有株式数及び発行済株式の総数に対する所有割合を百分率(%)でそれぞれ記載する。有限会社、合名会社、合資会社及び組合等においても出資者名、出資口数などについて株式会社に準じて記載する。
- ⑥役員の欄は、取締役(理事)及び監査役(監事)等の役職名(代表権を有する者については代表取締役社長等と明記し、その他の取締役についても専務取締役、常務取締役等と明記する。)、氏名、常勤・非常勤の別を記載する。
- ⑦経営している事業の欄の事業の名称は、当該事業年度中に経営した事業の全部を記載する。例えば、一般貨物自動車運送事業はもとより貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業等のように経営するすべての事業をその種類ごとに記載する。
- ⑧従業員数の欄は期中の平均従業員を記載する。従業員数には、役員も含めるが、無報酬の非常勤役員等は含めない。従業員数は主として当該事業に従事している人数について各事業ごとに記載するが、社内において同一従業員が二以上の事業に従事するような勤務体制をとっている場合は、適正な配分方法により各事業に配分した人数を記載する。なお、一般貨物自動車運送事業の平均従業員数は、第3号様式の支払い延人員(人月)の合計値を12で除したものと等しくなる。
- ⑨営業収入(売上高)構成比率の欄は、当該事業者の全事業の営業収入に対する各々の事業の営業収入の割合を百分率(%)で記載する。なお、当該事業年度の途中において、休廃止した事業についても記載する。

(注) 適用法令「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則(昭和38年法務省令第31号)」は「商法施行規則(平成14年法務省令第22号)」になりました。

2.事業報告書

一般貨物自動車運送事業 損益明細表

●記入例

貨物自動車運送事業報告規則 第2号様式
貨物利用運送事業報告規則 第2号様式
(日本工業規格A列4番)

事業者番号

一般貨物自動車運送事業損益明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所

事業者名

(単位：千円)

営業収益	運送収入	貨物運賃		
		その他		
		計		
		運送雑収入		
合		計		
営業費用	運送費	人件費		(注1) ()
		燃料油脂費	ガソリン費	
			軽油費	
			その他	
			計	
		修繕費	事業用自動車	
			その他	
			計	
		減価償却費	事業用自動車	
			その他	
			計	
		保険料		
		施設使用料		
		自動車リース料		
		施設賦課税		
		事故賠償費		
		道路使用料		
		フェリーボート利用料		
		その他		(注2) ()
	計			
	一般管理費	人件費		
		その他		
		計		
合		計		
営業損益				
営業外収益	金融収益			
	その他			
	合計			
営業外費用	金融費用			
	その他			
	合計			
営業外損益				
経常損益				

(注1) 一般貨物自動車運送事業損益明細表(第2号様式)の作成に当たって、運転手、整備士及び運行管理者に係る人件費を、運送費人件費の内数として括弧書きで明記すること。

(注2) 貨物自動車利用運送に係るいわゆる下請費等他社の事業者を支払った費用を運送費のその他の内数として括弧書きで明記すること。

●この項は、事業の決算書に基づいて収入の額を記入する。

●この項は、事業の決算書の損益計算書に基づいて数字を記入する。

■一般貨物自動車運送事業損益明細表（第2号様式）の取扱要領

各科目に計上されるべき収益、費用は次のとおりである。なお、一般貨物自動車運送事業とその他の事業とに関連する収益又は費用については、「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」（平成2年11月29日貨経第44号、貨陸第133号＝109頁参照）により算出した一般貨物自動車運送事業に係る収益又は費用を計上すること。

営業収益の部

- ア．運送収入……………一般貨物自動車運送事業に係る運賃・料金及び利用料
- ① 貨物運賃……………貨物の運賃、品目割増、特大品割増、特殊車両割増、悪路割増、冬期割増、休日割増、深夜・早朝割増等を含む。
- ② その他……………集配料、地区割増料、車両留置料、道路使用料その他諸料金、荷役料その他運送に関して求められるサービスに対する実費
- イ．運送雑収……………品代金取立料、貨物引換証発行料、着払い手数料等諸手数料、事業用自動車を使用して他人の広告を行った場合の広告料収入等

営業費用の部

- ア．運送費……………営業所の費用など直接現業部門に係る費用
- ① 人件費……………一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る人件費。
詳しくは、「一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第3号様式）の取扱要領」（111頁）を参照
- ② 燃料油脂費……………事業用自動車、荷役機械等に係る燃料費及び油脂費
- ③ 修繕費……………事業用自動車、建物その他の事業用固定資産（運送事業の現業部門に係るものに限る。以下同じ。）の修繕に係る費用
- ④ 減価償却費……………事業用固定資産に係る減価償却費。なお、税法上損金化が認められている中小企業者の機械等の特別償却制度等を適用した場合は、当該特別償却額は損益計算書上特別損益として費用化するため、この科目において計上しない。
- ⑤ 保険料……………自動車損害賠償保険料、対人・対物の任意保険、トラック共済掛金、一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る建物の火災保険、荷物保険、盗難保険等の保険料

2.事業報告書

- ⑥ 施設使用料……………事業用施設、従業員の社宅等の土地の賃借に要する費用、事業用社屋、従業員の社宅等の賃借に要する費用、荷役機械等事業用固定資産に係る利用料。ただし、⑦に該当するものを除く。
- ⑦ 自動車リース料……………事業用自動車に係るリース料。なお、事業用自動車のリースによる保有については、「リースによる貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の保有について」（平成8年2月7日運貨複第27号、自貨第7号、自整第29号）によることとなっているので注意を要する。
- ⑧ 施設賦課税……………一般貨物自動車運送事業用の土地、建物、構築物、機械装置等に係る固定資産税、事業用自動車に係る自動車重量税、自動車税等。なお、不動産取得税、自動車取得税は固定資産購入の費用として取得価格に含める。
- ⑨ 事故賠償費……………事故による見舞金品、慰謝料、弁償金等
- ⑩ 道路使用料……………有料道路を利用する場合に支払う料金
- ⑪ フェリーボート利用料……………フェリーボートを利用する場合に支払う料金
- ⑫ その他……………旅費、被服費、水道光熱費、備品消耗品費等のうち現業部門に係るもの、通信費、会議費、交際費等事業の遂行上支出されたもの等
- イ. 一般管理費……………本社及び会社に準ずる管理部門に係る費用
- ① 人件費……………役員報酬、管理部門の従業員等の人件費
- ② その他……………管理部門に係る減価償却費、保険料、施設使用料及び施設賦課税並びに広告宣伝費等

営業外収益の部

- 営業外収益……………営業活動以外の原因から生じる経常的な収益
- ① 金融収益……………営業活動に付随して行われる財務活動又は投資活動によって得た収益。預貯金利息、受取手形利息、受取割引料、有価証券利息、受取配当金等
- ② その他……………流動資産売却益（貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品費等の売却による差益）、不用品売却代、遺失品代、諸手数料等

営業外費用の部

- 営業外費用……………営業活動以外の原因から生じる経常的な費用
- ① 金融費用……………支払利息、支払割引料、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却
- ② その他……………流動資産売却損（貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品等の売却による差損）、繰延資産に計上された創業費、開業準備費等の償却額等

貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに 固定資産の配分基準について

一般貨物自動車運送事業及びその他の事業に関連する収益及び費用並びに固定資産（無形固定資産及び投資等を除く。）は、その属する勘定科目ごとにそれぞれ次の基準によって各事業に配分するものとする。

また、運賃原価算定時等において、一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとに配分を必要とする場合についても、この基準を準用するものとする。

なお、当該収益、費用及び固定資産が極めて少額である場合、又は主たる事業に比較して兼営する事業の割合が小さいため、配分基準の算定が困難である場合には、その金額を主たる事業に計上するものとする。

Ⅰ. 収 益

営業外収益 営業収益の比率

Ⅱ. 費 用

1 営業費

(1) 運送費

イ 人 件 費 従業員の実働人日数の比率 ただし技工の人件費については、車両修繕費の比率

ロ 燃 料 油 脂 費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率(注1)

ハ 修 繕 費
事業用自動車 総走行キロの比率 ただし外注修繕費、部品費等については、当該事業在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ニ 減 価 償 却 費
事業用自動車 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ホ 保 険 料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

ヘ 施 設 使 用 料 実在延日車数の比率

ト 自動車リース料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

チ 施 設 賦 課 税 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

事業用車両に係るものは当該事業在籍車両の総走行キロの比率

リ 事 故 賠 償 費 当該事業に係る実額

ス 道 路 使 用 料 当該事業に係る実額

ル フェリー・ボート利用料 当該事業に係る実額

ヲ そ の 他 輸送トン数（作業トン数）の比率

(2) 一般管理費

運送費（又は営業費から一般管理費を控除した金額）から減価償却費を控除した金額の比率

2 営業外費用

イ 金 融 費 用 [営業費（減価償却費を除く。）の比率+期末有形固定資産額の比率]×二分の一

ロ そ の 他 営業費（減価償却費を除く。）の比率

Ⅲ. 固定資産

1 全事業から一般貨物自動車運送事業への配分(営業収益の比率+期末専属有形固定資産額の比率)×二分の一

2 一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとの配分

イ 車 両

事業用自動車 当該運賃・料金の種類に係る在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 実働延日車数の比率

ロ 建 物

営業所等現業関係の建物

輸送トン数（作業トン数）の比率

そ の 他 従業員の比率

ハ 構 築 物 輸送トン数（作業トン数）の比率

ニ 機 械 装 置 輸送トン数（作業トン数）の比率

ホ 工具・器具・備品 輸送トン数（作業トン数）の比率

ヘ 土 地 輸送トン数（作業トン数）の比率

ト 建設仮勘定 前記各号に準ずる。

(注1)

「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計画上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、当該事業に配置されている全車両の総走行キロから他事業に係る部分の総走行キロを除いた純当該事業に係る総走行キロの比率をいう。

(注2)

金融収益又は金融費用の各事業への配分に当たっては、次に掲げる金額はあらかじめ控除して配分を行い、配分後に「その他事業」の金融収益又は金融費用として計上すること。

1 不動産事業を営んでいる事業者が、商品土地・建物に係る借入金利息を金融費用として計上している場合の当該借入金利息の金額

2 イに掲げる事業者（兼営する事業ないものを含む。）は、ロに掲げる金額

イ 事業年度終了の日において、投融資額（※）が固定資産の部の合計額の十分の一を超える事業者

ロ 金融収益……投融資額に係る受取配当金及び受取利息
金融費用……[(期首投融資額+期末投融資額)×二分の一]×実績借入金利率

※ 投融資額は、固定資産の投資等の合計額のうち、長期前払費用及び破産債権等並びに支払保険料、敷金その他の直接収入を生じないものは除き、流動資産である短期貸付金及び有価証券を含めたものとする。

2.事業報告書

一般貨物自動車運送事業 人件費明細表

●記入例

第3号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

●この欄は運転者の給与等のみ。

●この欄は助手・荷扱者等、運転者以外のもの。

●この欄は役員・事務員・職員について記入する。

一般貨物自動車運送事業人件費明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所

事業者名

事業者番号

（単位：千円）

区 分	運	送	費 計	一般管理費	合 計
	運 転 者	そ の 他			
役 員 報 酬					
給 料 ・ 手 当					
賞 与					
（ 小 計 ）					
（支給延人員）（人月）					
退 職 金					
法 定 福 利 費					
厚 生 福 利 費					
臨 時 雇 賃 金					
（雇用延人員）（人日）					
そ の 他 の 人 件 費					
合 計					

- 備考 1. （支給延人員）欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員（人月）を記載すること。
 2. （雇用延人員）欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員（人日）を記載すること。
 3. 運送費に係るその他の項については、荷扱手・助手、事務員等の給料・手当等について記載すること。

●この項は、事業の決算書に基づいて該当する数字を記入する。

■一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第3号様式）の取扱要領

この人件費明細表は、運転者及びその他の運送関係の職種の人件費及び役員、本社事務員等の一般管理費に属するものの人件費について、それぞれ給料・手当、賞与等の人件費の内訳及び支給対象となった従業員の年間延人員等を記載するものである。なお、他の事業を兼営している場合の一般管理費に属する各項目については、前出の「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」等により各事業に適正に配分した上で一般貨物自動車運送事業に係る人件費を記載すること。

- ① 役員報酬……………取締役、監査役等に支払う報酬
- ② 給料・手当……………賃金として毎月従業員に支払われるもの
- ③ 賞与……………夏季、年末、年度末等に支払われる臨時的給与。賞与引当金を設定している場合はこれに含めて計上する。
- ④ 小計……………給料・手当及び賞与の小計。なお、一般管理費の役員報酬は含まないので注意すること。
- ⑤ 支給延人員……………給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における累計人員（人月）。
- ⑥ 退職金……………従業員が期の途中で退職し、現実に費用として支出した退職金の額及び従業員各人につき決算整理の際計算した退職給与引当金の各職種ごとの合計額
- ⑦ 法定福利費……………健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分
- ⑧ 厚生福利費……………医療・医薬品代、健康診断代、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営に係る費用等
- ⑨ 臨時雇賃金……………臨時に雇用した者に対する賃金・手当等。日雇健康保険料等の法定福利費もこの項目に記載する。
- ⑩ 雇用延人員……………臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの当該事業年度における累計人員（人日）。

2.事業報告書

財務諸表
損益計算書

各会社がお願いしている税理士（又は会計士）が作成した事業決算書に基づいて記入するか、
税理士、会計士が作成したもののコピー（A4判）でもよい。

財 務 諸 表

損 益 計 算 書

年 月 日から 年 月 日まで

事業者名

科 目			収 益	費 用	損 益	
経 常 損 益	営 業 損 益	特 別 積 合 せ	千円	千円	千円	
		そ の 他				
		そ の 他 事 業	利 用 運 送 事 業			
			事 業			
			事 業			
			そ の 他 事 業			
	計					
	営 業 外 損 益	金 融 損 益				
		流 動 資 産 等 売 却 損 益				
		そ の 他 損 益				
		計				
合 計						
特 別 損 益	固 定 資 産 売 却 損 益					
	前 期 損 益 修 正 損 益					
	補 助 金 に 係 る 損 益					
	そ の 他 特 別 損 益					
	合 計					
税 引 前 当 期 利 益 (税 引 前 当 期 損 失)					千円	
法 人 税 等						
法 人 税 等 調 整 額						
当 期 利 益 (当 期 損 失)						
前 期 繰 越 利 益 (前 期 繰 越 損 失)						
積 立 金 取 崩 額						
中 間 配 当 額						
中 間 配 当 に 伴 う 利 益 準 備 金 積 立 額						
当 期 未 処 分 利 益 (当 期 未 処 理 損 失)						

(注記欄)

重 要 な 会 計 方 針						増 減 額		千円
会計方針又は記載の方法 の変更及びその増減額		変更事項						
子会社と	収益中	千円	以外	千円	支配株主と	収益中	千円	千円
の取引高	費用中	千円	の%	千円	の取引高	費用中	千円	千円
その他の注記事項								

■損益計算書の記載要領

1. 損益欄が損失となる場合は△印を付すこと。
2. 重要な損益計算書の作成に関する会計方針を注記しなければならない。その採用が原則とされている会計方針については、この限りではない。
3. 損益計算書の作成に関する会計方針又は記載の方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を注記しなければならない。
ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。
4. 子会社又は支配株主と営業取引がある場合には、営業取引によるものとそれ以外のものに区分してそれぞれの取引高の総額を注記すること。
5. 2 から 4 までに規定するもののほか、損益計算書により会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項がある場合には、注記すること。
6. 損益計算書の特定の科目に関連する注記については、その科目と注記の関連が明らかになるように記載すること。

貸借対照表

各会社がお願いしている税理士(又は会計士)が作成した事業決算書に基づいて記入するか、
税理士、会計士が作成したもののコピー(A4判)でもよい。

貸借対照表(例)

年 月 日 現在

事業者名

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	産 金 形 金 品 品 用 金 益 金 金 産 他 金	流 動 負 債	債 形 金 金 用 等 等 金 金 債 他
現 金 ・ 預 手 金		支 払 手 入 金	
受 取 掛 蔵 費		買 入 期 借 払 費	
売 掛 金		未 払 法 人 税 税	
前 払 渡 収 付 金		未 払 消 受 引 金	
前 払 期 貸 替 金		未 前 預 賞 繰 延 税 の	
未 収 延 税 の 引 当 金			
倒 産 金		固 定 負 債	債 金 金 金 債 他
固 有 形 固 定 資 産	産 産 具 物 物 置 具 品 地 定	社 長 退 職 給 付 引 当 金	
車 両 運 搬 機 械 装 置 搬 運 備 品		退 職 給 付 金	
建 構 機 械 及 び 器 具 ・ 備 品		繰 延 税 の	
土 建 設 仮 勘 定			
無 形 固 定 資 産	産 金 ア 他	負 債 合 計	
権 ソ フ ト の		(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	産 券 式 金 金 用 産 金 他 金	株 主 資 本	本 金 金 金 金
投 資 有 価 証 株		資 本 本 剰 余 金	
関 係 会 社 資 金		資 本 本 準 備 金	
出 資 期 前 払 金		利 益 剰 余 金	
長 期 延 入 保 引 当 金		利 益 剰 余 金	
繰 差 倒 産 金		自 己 株 式	
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		純 資 産 合 計	
資 産 合 計		負 債 ・ 純 資 産 合 計	

重要な会計方針

●(注記欄)

(注記欄)

重要な会計方針		○有形固定資産の償却は定率法を採用している。 ○退職給与引当金の額は税法の算定方式により満額計上している。			
会計方針又は記載の方法の変更及びその増減額		変更事項		増減額	千円
貸倒引当金		短期	〇〇〇〇千円	長期	千円
減価償却累計額					〇〇〇〇〇〇〇〇千円
子会社に対する	金銭債権	短期	〇〇〇〇千円	長期	〇〇〇千円
	金銭債務	短期	〇〇〇〇千円	長期	〇〇〇千円
支配株主に対する	金銭債権	短期	〇〇〇〇千円	長期	〇〇〇千円
	金銭債務	短期	〇〇〇〇千円	長期	〇〇〇千円
重要な流動資産で取得価格又は製作価格が著しく低い取得価額又は製作価額を付したものの					
重要な株式(市場価格のあるもの)で取得価額より著しく低い取得価額を付したものの					
重要な社債(市場価格のあるもの)で取得価額より著しく低い取得価額を付したものの					
固定資産の償却年数及び残存価額の変更					
担保に供されている資産		土地(330m ²)			
取締役・監査役に対する金銭債権、金銭債務		金銭債権	千円	金銭債務	千円
保証債務、手形遡求義務、損害賠償義務等の債務		保証債務 10,000千円			
1株当たりの当期利益又は当期損失		当期利益	〇〇〇円	当期損失	円
商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する超過額					
商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額					
重要な固定資産でリースにより使用するもの					

その他の注記事項

	○○運輸(株)の株式は時価が著しく下っている。 なお、計上価格は取得価格
--	---

■貸借対照表の記載要領

1. 営業取引によって生じた金銭債権及び金銭債務は、それぞれ流動資産及び流動負債の欄に記載すること。
2. 剰余金が欠損金となる場合、前期繰越利益が前期繰越損失となる場合、当期利益が当期損失となる場合には、△印を付して記載すること。
3. 資産の評価方法、固定資産の減価償却方法、重要な引当金の計上の方法その他重要な貸借対照表の作成に関する会計方針を注記すること。ただし、その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。
4. 貸借対照表の作成に関する会計方針又は記載の方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を注記すること。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。
5. 金銭債権又は市場価格のない社債について取立不能のおそれがある場合には、それぞれの金銭債権又はその社債の額から、当該取立不能の見込額を控除した残額を記載し、控除額は貸倒引当金として長期、短期別に一括して注記すること。
6. 固定資産は、減価償却額を控除した残額を記載し、有形固定資産の減価償却額は、その累計額を一括して注記すること。
7. 子会社に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期別に一括して注記すること。
8. 支配株主に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期別に一括して注記すること。
9. 重要な流動資産又は市場価格のある株式若しくは社債につきその時価が取得価額又は製作価額より著しく低い場合において、取得価額又は製作価額を付したときは、その旨を注記すること。
10. 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨を注記すること。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
11. 資産が担保に供されているときは、その旨を注記すること。
12. 取締役又は監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれの総額を注記すること。
13. 保証債務、手形遡求義務、重要な係争事件に係る損害賠償義務、その他これらに準ずる債務は、注記すること。ただし、負債の部に計上するものは、この限りでない。
14. 商法施行規則第43条に規定する引当金は、負債の部に別に引当金の款を設けて計上することができる。この場合においては、その計上の目的を示す適当な名称を付して整理すること。
15. 14に規定する引当金で引当金の款以外の款に計上するものは、商法施行規則第43条に規定する引当金であることを注記欄の該当欄に記載すること。
16. 流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。投資等の部に記載すべき長期繰延税金資産と固定負債の部に記載すべき長期繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。
17. 株式会社にあっては、1株当たりの当期利益又は当期損失の額を注記すること。
18. 商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する超過額、商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額は、注記欄の該当欄に記載すること。
19. 3から13まで、15、17及び18に規定するもののほか、商法施行規則第67条、第86条、第91条及び第92条に規定する注記事項その他貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項がある場合は、注記欄のその他の欄に注記すること。
20. 特定の科目に関連する注記については、その関連する貸借対照表の科目と注記した欄とに※印と番号を付し、その科目と注記の関連が明らかになるように記載すること。
21. 小株式会社及び有限会社の貸借対照表及び損益計算書については、注記を省略することができる。ただし、施行規則第92条の差額がある場合並びに16に掲げる超過額及び純資産額の注記は省略してはならない。

その他

1. 事業報告書は、毎事業年度の経過後100日以内に提出すること。
〈この様式については会計規則以外の事項も含まれておりますので複製、転載を禁じます。〉

3

事業実績報告書

貨物自動車運送事業
実績報告書

●記入例

第4号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)

事業者番号

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住 所 東京都〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号
 事業者名 〇〇運輸株式会社
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

事業概況(平成〇〇年3月31日現在)

事業用自動車	32 両	従業員数	40 人	運転者数	35 人
--------	------	------	------	------	------

事業内容(前年4月1日から3月31日まで)

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他()
・危険物等輸送	

輸送実績(前年4月1日から3月31日まで)

	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送 (トン)	利用運送 (トン)	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東	11,680	7,592	478,296	301,326	24,294	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計	11,680	7,592	478,296	301,326	24,294	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

事故件数(前年4月1日から3月31日まで)

交通事故件数	5	重大事故件数	0	死者数	0	負傷者数	2
--------	---	--------	---	-----	---	------	---

備考1 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

2 従業員数は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。

3 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。

4 危険物等とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)別記様式の(注)の「積載危険物等」をいう。

5 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績(ただし、輸送トン数(利用運送)については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量)について記載すること。

6 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。

7 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

■貨物自動車運送事業実績報告書(第4号様式)の取扱要領

本表は、事業者ごとに一葉作成し、各地方運輸局ごとにその管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の前年4月1日から3月31日までの1年間の輸送実績について記載し、各々の項目の合計値を全国計の欄に記載すること。

- ① 区分の欄は、行っている事業の区分について、該当するものをすべて○で囲むこと。
- ② 事業用自動車数の欄は、3月31日現在の事業計画に記載された事業用自動車の数を記載する。
- ③ 従業員数の欄は、3月31日現在における貨物自動車運送事業に従事する従業員数（役員は含まない。）を記載する。
- ④ 事業内容の欄中、その他に記載する場合は、「食料品の集配」、「機械部品の貸切輸送」等、輸送品目、輸送形態を簡潔に記載する。
- ⑤ 延実在車両数の欄は、事業用自動車が前年の4月1日から当年の3月31日までの1年間に於いて在籍した日数の年間累計を記載する。このため、保有している事業用自動車1両ごとに異動が行われた日まで、あるいは行った日からの日数を把握し、全車両分の合計を算出する必要がある。
- ⑥ 延実働車両数の欄は、事業用自動車が稼働した日数の年間累計を記載する。なお、事業用自動車が稼働したかどうかは1日単位で判断する。このため、1日のうち短時間のみ稼働しその後は稼働しなかった場合も1日車と算定することとなる。
- ⑦ 走行キロは、年間の走行距離の実績値を記載する。
- ⑧ 実車キロは、貨物を積載して走行した年間の走行距離（時間制運賃を適用する場合で運賃収受の対象となる時間内にあっては、貨物を積載しないで走行した場合も実車として扱うこと。）であり、フェリーボートに乗船中の距離は含まれない。
- ⑨ 輸送トン数は、貨物自動車利用運送に係るものを除外して、年間の総輸送トン数の実績値を実運送の欄に記載し、利用運送の欄に各地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において貨物自動車利用運送として取り扱った貨物取扱量を記載する。
- ⑩ 営業収入は、年間の営業収入の実績値を記載する。
- ⑪ 事故件数の欄は、事業用自動車に関係した全ての交通事故について記載する。死者数の欄は、交通事故の発生から24時間以内に死亡した人の数を記載し、負傷者数の欄は、交通事故によって負傷し、治療を要した人の数を記載する。

その他

貨物自動車運送事業実績報告書(第4号様式)中の輸送トン数については、荷主(荷主を運送事業者とする場合を含む。)から貨物の運送を引き受けた時点での貨物量により測定することとし、貨物の積み換え、中継、貨物自動車利用運送等による二重計上は行わないこと。また、霊きゅう自動車による運送を行う場合は、「トン」とあるのは「体」とした上で作成すること。

■地方貨物自動車運送適正化事業実施機関一覧

実施機関名	郵便番号	所在地	電 話	FAX
北海道貨物自動車運送適正化事業実施機関	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10	011-551-1357	011-521-5810
札幌事務所	065-0028	札幌市東区北28条東1-2-8	011-751-4313	011-712-4206
函館事務所	041-0824	函館市西桔梗町555-32	0138-49-1777	0138-49-1659
室蘭事務所	050-0081	室蘭市日の出町3-4-11	0143-44-0993	0143-45-8024
旭川事務所	079-8442	旭川市流通団地2-4	0166-48-7244	0166-47-5079
帯広事務所	080-2459	帯広市西19条北2-4	0155-36-8575	0155-35-4614
釧路事務所	084-0906	釧路市鳥取大通6-1-4	0154-51-3108	0154-52-4019
北見事務所	090-0835	北見市光西町167	0157-24-4833	0157-24-8613
青森県貨物自動車運送適正化事業実施機関	030-0111	青森市大字荒川字品川111-3	017-729-2000	017-729-2266
岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1	019-637-2171	019-638-5010
宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関	984-0015	仙台市若林区卸町5-8-3	022-238-2721	022-238-4336
秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関	011-0904	秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5331	018-863-7354
山形県貨物自動車運送適正化事業実施機関	990-0071	山形市流通センター4-1-20	023-633-2332	023-633-0989
福島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755	024-558-7731
茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関	310-0851	水戸市千波町字千波山2472-5	029-243-1422	029-243-5936
栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関	321-0169	宇都宮市八千代1-5-12	028-684-5882	028-684-5889
群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関	379-2194	前橋市野中町595	027-261-0244	027-261-7576
埼玉県貨物自動車運送適正化事業実施機関	330-8506	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2774	048-631-2006
千葉県貨物自動車運送適正化事業実施機関	261-0002	千葉市美浜区新港212-10	043-302-1980	043-247-2691
東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関	160-0004	新宿区四谷3-1-8	03-3359-4138	03-3359-6009
神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	222-8510	横浜市港北区新横浜2-11-1	045-471-5877	045-471-5536
山梨県貨物自動車運送適正化事業実施機関	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036
新潟県貨物自動車運送適正化事業実施機関	950-0965	新潟市中央区新光町6-4	025-285-1717	025-285-8455
長野県貨物自動車運送適正化事業実施機関	381-8556	長野市南長池710-3	026-254-5151	026-254-5155
富山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	939-2708	富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800	076-495-1600
石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	920-0226	金沢市栗崎町4-84-10	076-239-2511	076-239-2287
福井県貨物自動車運送適正化事業実施機関	918-8115	福井市市所町第17号18-1	0776-34-1713	0776-34-2136
岐阜県貨物自動車運送適正化事業実施機関	501-6133	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773
静岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関	422-8510	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1920	054-283-1917
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関	470-0217	みよし市福谷町西の洞21-127	0561-76-2242	0561-76-3033
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関	514-8515	津市桜橋3-53-11	059-227-6767	059-225-2095
滋賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関	524-0104	守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015
京都府貨物自動車運送適正化事業実施機関	612-8585	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062
大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関	536-0014	大阪市城東区嶋野西2-11-2	06-6965-4024	06-6965-1902
兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関	657-0043	神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関	639-1037	大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200	0743-56-2228
和歌山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	640-8404	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関	680-0006	鳥取市丸山町219-1	0857-22-2694	0857-27-7051
島根県貨物自動車運送適正化事業実施機関	690-0001	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272	0852-22-4408
岡山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	700-8567	岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211	086-234-5600
広島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	732-0052	広島市東区光町2-1-18	082-264-1539	082-261-2496
山口県貨物自動車運送適正化事業実施機関	753-0812	山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070
徳島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	770-0003	徳島市北田宮2-14-50	088-632-8810	088-632-4701
香川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	760-0066	高松市福岡町3-2-3	087-851-6381	087-821-4974
愛媛県貨物自動車運送適正化事業実施機関	790-8552	松山市南江戸1-6-3	089-924-1069	089-924-4260
高知県貨物自動車運送適正化事業実施機関	780-8016	高知市南の丸町5-17	088-832-3499	088-831-0630
福岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-18-8	092-451-7846	092-451-7964
佐賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関	849-0921	佐賀市高木瀬西3-1-22	0952-36-6653	0952-36-6658
長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関	851-0131	長崎市松原町2651-3	095-838-2281	095-839-8508
熊本県貨物自動車運送適正化事業実施機関	862-0901	熊本市東町4-6-2	096-369-3968	096-369-1194
大分県貨物自動車運送適正化事業実施機関	870-0905	大分市向原西1-1-27	097-558-6311	097-552-1591
宮崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関	880-8519	宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285
鹿児島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-15	099-261-1167	099-262-5500
沖縄県貨物自動車運送適正化事業実施機関	900-0001	那覇市港町2-5-23	098-863-0280	098-863-3591

トラック運送事業の 運行・車両・労務管理の手引き ——法令実践ガイド——

平成24年2月発行

——発行——

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号
新宿エルタワー19階
TEL.03-5323-7245
FAX.03-5323-7230
